

行政常任委員会

平成31年3月12日（火）

午前9時59分開会

○南委員長　おはようございます。

昨日に引き続き、行政常任委員会を開催いたします。

きょうは市民サービスということで、条例関係が2件と予算関係が6件の計8件の議案審査をいただく。説明によりますと約1時間半ぐらい説明がかかるということでございますので、まず、条例2本を審査した後に予算のほうへ入らせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、条例の2本合わせて説明をお願い……。

○奥田委員　委員長、よろしいですか。

○南委員長　何ですか。

○奥田委員　きのう最後に村田委員のほうから都市計画税の話を副市長に振りましたよ。それで、副市長、県のほうに確認したら問題なかったという答弁でしたけど、私、それだと、県のほうに本当にそうかなと思って確認したら、いや、そんなことはありませんということなんですよ、副市長。

ごみ焼却施設の維持修繕について、それもちょっとイレギュラーなんやけれども、都市計画事業ということで尾鷲市さんが位置づけるのであればちゃんと位置づけてくださいということは申し上げましたと。ただ、尾鷲市さんみたいに都市計画税を取っているところ、取っていないところってあるわけなので、その辺のところは尾鷲市さんのほうで市民の方々にきちんと説明して納得してもらおうということが必要ですよということは私は申し上げていますということをおっしゃっていたんですね。でも、県がそうやって言うことでしたよと話は、いや、そんな話は一切していないということだったんですけど。

○南委員長　副市長、特に答弁ありますか。

○藤吉副市長　県に確認したところ、都市計画税の使途として問題ないということもお聞きしていますし、それから、都市計画税の基金の解消の部分で御助言いただきまして、そういった都市計画として位置づけられておるものの、例えば尾鷲市の場合は清掃工事について都市計画に位置づけられていますが、その修繕についても都市計画事業として認定を受けて、税として使途するのは問題ないという

ことで事業の認定も受けておりますので、今後、しっかりと市民の方に御説明させていただきなあかんと思っておりますし、さらに、都市マスタープランの改訂であるとかそのあたりもありますので、今後、しっかりとさまざまな都市計画事業としてやっていく部分については、効果的、効率的に早期に実施できるように明確化して、計画的な実施をしていきたいなということで考えております。

以上でございます。

○奥田委員 委員長、ちょっといいですか。

○南委員長 簡潔にお願いします。

○奥田委員 簡潔にね。

いやいや、副市長、きのう確認したところ、都市計画事業としてごみ焼却の維持修繕に都市計画税を使うと、そういうことをきちんと決めてそういう位置づけをするのは構いませんと、それは構いませんということは申しあげましたということなんです。

だから、僕、その後、副市長のところへ行ったじゃないですか、ちゃんと。しっかり説明、それは、だから、尾鷲市みたいにとっているところと取っていないところがあるわけですよ、旧町内しか取っていないわけですからね。ごみ焼却施設なんてやっぱりみんながかかわるものですから、ですので、その辺のところをしっかりと説明して納得してもらった上で、それを充当しますわよと。今のやり方はどうですかと聞いたら乱暴過ぎますねという話でしたよ。きちっと説明をせんとやって、今こうで。そういうことを、乱暴過ぎますねということをしていましたよ、ちゃんと言っていました。僕、控えたんですから。

そういうふうに思われませんか。旧町内の人には特に取ってはいけない目的税なのにかかわらず取り続けたわけですね。そのことにも謝らなあかんの、だから、より旧町内の人にきちっとした説明をして、取り過ぎた都市計画税をこういう形で使わせてもらいますということを説明して納得してもらわなあかんと思うんですけど。いかがですか、それ。

○藤吉副市長 先ほども御答弁させていただいたように、清掃工場につきましては平成22年の都市計画事業として認可されている中では、しっかりと審議会とかの議論を経て市民の御理解をいただいた中での都市計画事業として位置づけされておりますので、今回修繕でございますけれども、そのあたりに都市計画税を利用することについては、従前から市民の方から御理解いただいております、さらに、そういった意見があるようでしたら、さらに詳しく御説明させていただいて、市民の方の

御理解をいただきたいなど、こんなふうに思っております。

○南委員長 わかりました。

いずれにしろ都市計画税につきましては目的税でございますので、ある意味、都市マスタープラン等でもやはり市民に対して説明責任はしっかりと果たしていただくよう強く要望いたしたいと思っております。

それでは、市民サービス課から条例改正の議案2本続けて説明を求めます。

○内山市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

それでは、行政常任委員会進行表に基づき、議案第10号、尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明をさせていただきます。

それでは、条例一部改正案の新旧対照表、31ページをごらんください。通知させていただきます。

改正前の第5条、下線部分ですが、コミュニティーセンターの休館日は、「毎週日曜日及び月曜日（この日が休日の場合は、その翌日以降の最初の休日でない日とする。）」を、改正後の第5条のとおり、毎週土曜日及び日曜日に改正するものです。

また、改正前の附則第2項、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの休館日の読みかえ規定を削除するものでございます。

コミュニティーセンターの休館日につきましては、昨年4月から試験的に変更運用させていただき、さきの平成30年第4回定例会の行政常任委員会で来館者数の推移等について説明をさせていただきました。

ここで資料1をごらんください。通知させていただきます。

この資料につきましては、須賀利から梶賀までの各コミュニティーセンターの土曜日の使用状況について、左に平成29年度の実績、右に平成30年2月までの実績を、開催回数及び参加人数について取りまとめたものでございます。備考欄に記載のとおり、自主事業につきましては一部廃止となったものもございしますが、参加者の皆様に了解をいただき、曜日変更で引き続き開催している状況でございます。

このようなことから、新年度より土曜日、日曜日の休館日を正式なものとするための条例改正を行うものでございます。

新旧対照表にお戻りください。

次に、改正前の第9条、下線部分ですが、「使用料を前納しなければならない。」を、改正後の第9条のとおり、使用期日以前に納付しなければならないと改

正するもので、利用者の利便性を図るため、使用当日の納付も可能となるよう改正するものでございます。

次に、別表、第9条関係、尾鷲市地区コミュニティーセンターの基本使用料、次ページ、32ページになります。

改正前の区分の最下段に、「その他の小間1室につき」を、改正後、その他に改正するもので、例えば和室と図書室を同時に使用する許可申請が提出される場合、現状では申請書をそれぞれ提出する必要がありますが、「の小間1室につき」を削除することにより、申請書1枚で2カ所以上の申し込みができるよう改正するものでございます。

次に、議案第12号、尾鷲市斎場条例の改正についてを説明させていただきます。条例一部改正案、新旧対照表、35ページをごらんください。

改正後の最下段をごらんください。これは、斎場火葬炉、待合室、霊安室の使用料について、市内及び市外の人との区分を明記するもので、現行もこのように運用しておりますが、条例に記載されていないことから、備考欄に追記として改正するものでございます。

中身は、市内とは、死亡者が死亡時に尾鷲市の住民基本台帳に記載されている場合を言い、死産児については、その父または母が尾鷲市の住民基本台帳に記載されている場合を言う。2、市外とは、前項に定める場合以外を言うという記載を備考欄に加えるものでございます。

以上で条例の説明を終わります。

○南委員長　ありがとうございます。

二つの条例の説明をしていただきました。御質疑のある方は御発言願います。

○濱中委員　今の斎場条例の改正なんですけれども、具体的に備考がないことによってどういったふぐあいがあったのかということをお聞かせいただきたいんですけど。

○内山市民サービス課長　現状、特にふぐあい等は生じておりません。ただ、市内、市外で、守衛さんとかが夜間、休日に受け付けする場合がございます。そのときに市民の方から聞かれる場合があることも想定されますので、条例の備考欄に記載することで明記するというような内容でございます。

○三鬼（和）委員　コミュニティーセンターのほうの条例なんですけど、各地区の区長さん、町内会長さん等に確認はしたというんですけど、まず1点、その件について、おたくの担当ではないんですけど、コミュニティバスのときにそういうこ

とを聞いて、我々、説明を受けたところ、議会報告会等で言ったらそうでないという意見が出てきて、バスの、これはおたくのあれじゃない、そういったことは同じことは繰り返したくないということで、やっぱり地域の、100%というのは無理だけど、いや、このままという意見は皆無やったんですか、どうなんですか。

○内山市民サービス課長　　コミュニティーセンターの休館日の変更につきましては、平成27年の区長会からの要望としてまず上がってきました。その後、各コミュニティーセンターで利用者の住民アンケートも行いました。一部、中には土曜日、日曜日もあけてほしいという意見もあったのはありました。そういう状況でございます。

○三鬼（和）委員　　あと1点は、これまでだと公民館という、コミュニティーセンターということで印鑑証明であるとか住民票とかがとれるということで、各地区に利便性が上がったということで、これは評価したいことなんですけど、反対に公民館という役割があって、特に具体的には梶賀へ行ったときなんかは親が共働きとか働いておったときに、子供たちが夕方までここで、子供たちのおり場というのか、そういう役割も果たしておったという地域もあったように記憶しておるんですけど、そういったところの土日とか、子育ての支援であるとか、そういったバックアップについて、その辺は調査とか聞き取りはされましたか。

○内山市民サービス課長　　地区出張所及び公民館につきましては平成24年の機構改革で、出張所については地区センター、それで、公民館についてはコミュニティーセンターと。公民館の時代の社会教育法で生涯学習の一環として講座等を受け持っておったと。それをコミュニティーセンター化することによって大きな位置づけとしては、地域づくりという一つの目標、それで、住民の方が使い勝手のいい、冠婚葬祭にも使えるような方法で条例も改正しまして、地域づくりという大きな一環も担ったものでございます。

子育ての関係につきましては、主に放課後の居場所づくりということで各地区センターも取り組んでおる状況です。また、市の内部におきましても、子育て5課で教育委員会、生涯学習課を中心に福祉も絡めながら、子育て会議の中でもコミュニティの利用についての情報提供なりして進めている状況でございます。

また、高齢者対策としましては、地区センター長を中心に集落支援員の方も含めて、高齢者の移動手段とか買い物対策も今取り組んでおるところでございます。そういう状況でございます。

○三鬼（和）委員　　そういったことを含めて、例えば中央公民館に併設しておる

図書館であれば土日もやってということで、土日しかそういった対応ができない人向けに運用はされておると思うんですね。これはコミュニティーセンターにするときはその役割も含めてしてきたという経緯があるので、その辺は理解してもらえたのかということ、それと、地区によっては土日に、例えば文化展であるとか、そういった場合の対応というのか、それはコミュニティーセンターの主事を含めて、時間外対応をやるのか、それとも休みをスライドで変えてやるのかとか、そういったところはどうか対応なさるんですか。

○内山市民サービス課長　先ほどの資料にもございましたように、地区の発表会なりについては当然、土曜日、日曜日の開催を今でもやっております。

主事さんの時間外の対応につきましては100分の25の時間外で、あとの者については代休措置というような形で対応している状況でございます。

○高村委員　今のコミュニティーセンターに関連してですけど、今まで土日、特に輪内のほうなんですけど、土日、使っていたと。その子らは閉館になってどういところで時間を潰しておるのか。例えば市長は子供らは宝じゃというようなことを、僕もそう思いますけど、そういう子供らを育てる上で、やはりコミュニティでの生活の一部というのは大切と思うているんですよ。閉館になって時間を潰すのはどういうところでやっているのか、調べましたか。

○内山市民サービス課長　基本的に、変更前は日月が休館日だったんです。今回、それを土日に変更するというので、先ほどの資料にあったように、子供対象の自主事業なり貸室というのはこれまでどおり、予定されているものにつきましては一部曜日を変更して行っているものもございまして、引き続き行っている事業もございまして。

○高村委員　土日というのは学校がお休みやもんで、時間はたくさんあるんですよ。ふだんの日というのは学校へ行っておるで帰ってきてから1時間なり2時間、晩飯まで時間があるんですけど、休みのとき、長い時間を潰すのに、やっぱり公民館へ行って本を読んだり、たくさん友達が来て切磋琢磨することを思えば、やはりそういう場所を取ってしまうというのは私もどうかと思うので、やっぱりその人らがなくなってしまったの、どういう時間を潰しているのか、例えばスポーツしておいたらええんですけど、スポーツやとか趣味を生かしたのはええけど、ただ、何も行くところがなくなってぼーっとしておったらかわいそうだと思いますし、市長、どう思います、やはり子供は宝ということで。

○加藤市長　子供が土日、どこで過ごすのかというような、その前提としまして、

昨年度、皆様方にお願ひしましたように、図書館の閉館日を変えさせていただいて、土日を中心として、尾鷲の中央公民館の図書館なり、そういう場というのもやはり重要というのか、そういったものに応じながら対応することもできますし、それは図書館がいい例だと思います。

一方で、さっき担当課長が申しあげましたように、いろんな行事とか、そういった住民の方々の需要に応じて、基本的には土曜日、日曜日は休館だけれども、需要に応じて一応開館はしているというようなことなんですね。

したがって、29年度の土曜日と30年度の土曜日と、大体今まで通例でやっていた分については同じように土曜日も開催していると。あるいは曜日変更が可能な分については曜日を更改していただいたというようなことで、こういう形の中で今回お示ししているデータでもって、要は輪内地区のデータなんですけど、要するに向井と矢浜も含めて、どういう感じになっているかということも含めて、今回、各区長ともいろいろ相談して話し合いながらこういう形で上程させていただきたいと、こういうふうな形で進めておりましたんですけれども。

○高村委員 最後にしておきます。

やはり地域はその土地の特色というのか、それで区長と話ししたって、やっぱり地元の子供たちの意見も、父兄の意見も大切だと思いますよ。

以上です。

○小川委員 コミュニティーセンターの管理の条例ですけれども、9条のところ、今までですと前納しなければならないとなっていたのが使用期日以前に納付、何か弊害があって、それ、一緒のことやと思うんですけど、前納というのはその日も含めてということなんですか。それとも期日前とは、当日以前、前の日に払うのは、その弊害は何があったのかということ。

○内山市民サービス課長 前納というのは使用日以前、前日までに支払うという場合でございます。使用期日以前というのは使用当日、例えば9時から使う場合に8時半に見えて料金を納めても大丈夫というように変更するものでございます。

○小川委員 期日以前とは、その日、前の日ということじゃないんですか。一緒のことじゃないんですか。

○内山市民サービス課長 使用期日以前というのは、使用する当日も含むという解釈でございます。

輪内地区なんかですと、婦人会等で申し込みに来る方が会長さんで、会計さんが別におる場合がございます。申し込みの時点で使用料を持たずに申し込むと、空き

状況を見てからでないといけませんものですから、そんな関係で当日会計さんが見えるときに使用料を持ってくる場合が結構あるんです。

そういうことで利便性を高めるために、前納というといどうしても前の日までに納める必要がございますので、それを利便性を高めるために使用当日も可能という形にさせてもらいました。

○小川委員　　じゃ、当日持ってきたのではだめということなんですよ。これからは構わんということやね。構わんようになるんやね、当日でも。それで、申し込んだ時点では金を払っていなくても使わせていただけるということなんですよ。

○内山市民サービス課長　　もちろん申し込んでいただいて、あいておれば予約という形で入れて、使用当日にお金を持って使用するという形にとらせてもらいます。

○仲委員　　コミュニティーセンターの条例の経過措置が済んで、正式に進めたいというようなお話なんですけど、以前の委員会で2回ほどこのことについては質問させていただいた中で、やはり私も各公民館、二、三の公民館、主事さんとかいろいろ話はさせてもらったんですけど、試行の中では支障のないというような話が聞こえていますので、これ以上私もあれは言いませんけど、特に周辺地区では唯一の学校を除いた公共施設ということでもありますので、初期の目的であるコミュニティ機能と子育て支援については、今後も充実した方向で取り組んでいただきたいと思います。そこらがやっぱり市民課と生涯学習、福祉との連携がやっぱりコミュニティーセンターの中では薄いんじゃないかという気もします。そこら辺の取り組み方の考え方がありましたら、お答えください。

○内山市民サービス課長　　子育てに対する対策としまして、先日も子育て5課の中で生涯学習課のほうで予算をつけていただきまして、各コミュニティーセンターに子育て事業の紹介ボードというものを全コミュニティーセンターに設置していただきました。その中で情報共有を兼ねて、イベント等の案内なり、子育て支援についての情報を掲示板という形で各コミュニティーセンターへ配付したところがございます。

また、輪内の和といたしまして、賀田、曾根、梶賀、古江の4館合同事業もございます。これは主に子供を対象に4館合同で地区の子供たちの参加を募っているいろんなイベントを行っておる状況もございますので、今後も子育て5課の中でそういう形で進めていきたいと考えています。

○仲委員　　そういうことでよろしくお願ひしたいんですけど、きょうの資料で土曜日の開館の各コミュニティーセンターのあれが出ておるんですけど、振りかえて

いただいた事業もあるんですけど、まだまだ土曜日の需要があるという資料であると思うんですわ。

それで、土曜日が閉館であるにもかかわらず事業があるということは、コミュニティーセンターの主事さんの対応については時間外対応するというお話でしたんやけど、本来、閉館であれば休みの日なんですね、主事さんも。そうすると、時間外対応するというのであれば、土曜日であったとしても主事さんは出てくると、そこらの貸館であれば鍵を貸してあけるという方法もあるんですけど、そうすると、逆に土曜日が休みであったけど休めなかったという回数がふえる可能性があるんですけど、そこらの主事さんの閉館であっても出勤しなければならないような度合、そこらはどう考えていますか。

○内山市民サービス課長 基本的には月に1回あるかないかの回数で運用している状況でございます。

ただ、町民文化展とか、ああいうクリスマスとか、そういう季節のイベントにつきましては当然土日、一番集まりやすい日の開催になってしまいますので、それでも、毎月一、二回程度の時間外の対応になっておるのが現状でございます。

○仲委員 コミュニティーのセンターの主事さんあたりの土曜日閉館していてもやっぱり出てこなあかんというような相談というのは今のところはないということでしょうか。

○内山市民サービス課長 特にございません。

○三鬼（和）委員 先ほどの仲委員のことで若干だぶるんですけど、この表を見ると、土曜日に参加しておる人は多いし、曜日変更というところはほとんど土曜日にはやっていないところが多いわけじゃないですか。

もう一点違う角度から考えると、財政削減とか云々言っておるけど、このときに主事が1日余分とか、一月に2回余分に出るということは、全体的に時間外で人件費をふやすという政策になっていくんですわね。利便性もあるんやろうけど、日曜日のほうは休みであれなんやけど、土曜日、これだけ活動とか利用が多いのを変更するという理由が、ちょっと現実的ではないんじゃないか。ただ、地区から言うてきたとか、行政側の何かがあるからこれでいいとしたのか、行政から冷静に考えたら、これぐらい土曜日は利用者が多い、活動が多い、それ、今度は土曜日を休みにしたために余分に時間外で出なくちゃいけないという、施策方針的には真逆のやり方のように思うんですけど、その辺は説明できますか。

○内山市民サービス課長 基本的に土曜日の分、時間外は当然ふえるのはふえる

んですが、金額どうのこうのというのではないんですが、100分の25の対応ということで、そんなに大きな金額には、金額の多寡ではないんですが、一つ……。

○三鬼（和）委員　それは単なる、若干でも逆論じゃないんですか。それが1点と、これだけ土曜日利用される方というのは、平日、何らかのことで仕事とかがあったりとかして出ているということで、講座とかそういうのは休みの日に行っているという現実が、コミュニティーセンターの運営上、ちょっと違うんじゃないかなと。これ、変わらないわけでしょう。曜日変更というところは変わるんですけど、それ以外のところは大体そのままということでしょう、この資料を見ると。変わるんですか、土曜日にやられておる方も違う曜日とかそんなので、番組というのか、それも変更になるんですか。

○内山市民サービス課長　事業の内容にもよるとは思うんですが、例えば賀田を見ていただくと、先ほども言いました輪内の和とか町民文化展につきましては当然土曜日の対応になりますので、現状も土曜日やっておるというような状況でございます。

また、花いっぱい教室とか、伝承教室につきましても、講師の都合によって土曜日というようなこともあって、一部あるんですけども、年間にすると3回程度のことではないかなと……。

○三鬼（和）委員　いや、例えば三木里地区と矢浜地区を見たら、土曜日は圧倒的にコミュニティーセンターの活用をやってくれておるじゃないですか。それを講座だから、貸館みたいな形だからというの、講座そのものがコミュニティーセンターの主催の講座なんでしょう、もう大分あるわけでしょう。

（「自主事業ですね」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員　貸して独自でやるところは土曜日でも日曜日でもやりやええと思うんですよ。コミュニティーセンターが募集してやっておるやつを、休日に設定せんなんという、ちょっとその辺はへこさかじゃない、へこさかって表現はどうかわからんけど、実際、土曜日の利用者も多いし、講座への参加者が多いという中で、そこを休みにして、その講座を土曜日以外にした場合、その講座が参加者が減っていたりとかということもあるよって、このまま行くとは思いますが、それは土曜日だから参加しておるという人も多いということが言えるんじゃないですか。その中で、土曜日を休みにしてしまうのかなという、コミュニティーセンターの基本的な理念とかけ離れていくんじゃないかなというのはいちよっと感じるんですけど、どうなんですか。

○内山市民サービス課長　確かにそれを言われますとなかなか回答は難しいんですが、去年1年試行をやらせてもらう前にも一応参加していただいている地区の方のアンケート等をとった中で大丈夫であるというような判断をして1年試行をやらせていただいて、区長会でも意見、その後の主事の意見等も聞く中で、現行、これで行けるのではないかという判断の上で今回上程させていただいたものでございます。

○三鬼（和）委員　まだ採決をとっていないのであれなんですけど、私が心配するのは、土曜日を休みにして、今後もやっぱり土曜日の講座が多くて、土曜日の講座へ参加率が多いのに休みにしておるといふ、コミュニティーセンター運営の根幹と若干違う現象が出てくるのじゃないかなということをご心配しておるもので。そうでしょう、コミュニティーセンターとあけておる中で講座とかそんなもんをやらせてもらうという前提で、主事さんも置いてしておるわけじゃないですか、印鑑証明をとるだけとか、あれだけじゃなしに。その中で、休みにしておる土曜日に講座が多かったりとか、それへ参加者が多いという中で、ここを休みにするというのが果たしてコミュニティーセンター運営の理論としてはいいのかなと、ちょっとその辺、危惧するので。

○内山市民サービス課長　この数字につきましては、土曜日だけを拾った講座のあれでございます。12月議会の際に説明させていただいたように、全体のトータルの人数というのは若干ふえておると。その分、月曜日から金曜日の間の講座をすることによって参加人数も落とさずに推移している状況というのは12月議会で報告させていただいた内容でございます。

今回の資料につきましては、土曜日だけを抜いて上げさせてもらったものでして、土曜日が多いと言えれば多いんですけれども、1年間の中で見ると、月1回程度の定期的な講座をやっておるといふような現状でございます。

○南委員長　他にございませんか。条例2本、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　じゃ、ないようですので、次に、議案第21号と議案第22号、23号の合わせて3議案の補正予算の説明を求めます。

○内山市民サービス課長　それでは、議案第21号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決についてのうち市民サービス課のものにつきまして、一般会計補正予算書及び予算説明書に従い、説明させていただきます。

補正予算書、16、17ページをごらんください。

歳入から説明をさせていただきます。

14款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、補正前の額3億4,690万8,000円に対し364万5,000円を減額補正し、3億4,326万3,000円とするものです。市民サービス課所管分といたしましては、1節社会福祉費負担金、後期高齢者基盤安定負担金371万9,000円の減額で、保険基盤安定に係る県負担金の額の確定によるものでございます。

続きまして、補正予算書、26、27ページをごらんください。

歳出について説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、補正前の額952万6,000円に対し21万7,000円を増額補正し、974万3,000円とするもので、財源内訳は全額一般財源です。

11節需用費、防犯灯整備事業、光熱水費21万7,000円の増額で、電気料金の変更により不足額を補正しようとするものでございます。

次に、補正予算書、30、31ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、9目後期高齢者医療費、補正前の額4億2,000万4,000円に対し651万円を減額補正し、4億1,349万4,000円とするものです。財源内訳といたしましては、国県支出金371万9,000円、一般財源279万1,000円の減額でございます。市民サービス課所管分は、19節負担金、補助及び交付金8万8,000円の減額で、これは三重県後期高齢者広域連合からの変更通知による後期高齢者医療事業に係る一般会計負担金の減額によるものでございます。

補正予算書、7ページにお戻りください。

第3表、債務負担行為補正です。

市民サービス課所管の事項といたしましては、住民基本台帳ネットワークシステム機器借上料でございます。平成30年度第1回定例会において議案第14号、平成30年度尾鷲市一般会計予算における債務負担行為として議決いただきました債務負担額について、契約額との差額453万8,000円を減額補正し、限度額を495万円とするものでございます。

以上が30年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の説明でございます。

続きまして、議案第22号、平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について、御説明を申し上げます。

補正予算書、57ページをごらんください。

規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,169万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億5,802万7,000円とするものであります。

補正予算書、64、65ページをごらんください。

歳入から説明をさせていただきます。

1款国民健康保険税につきまして、税務課から説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長　それでは、国民健康保険税の補正について御説明いたします。

1款国民健康保険税、補正前の額3億6,455万6,000円に対して136万9,000円の補正減を行い、予算現額を3億6,318万7,000円とするものであります。30年12月末の国民健康保険税の調定収入状況をもとに年度末の最終収入見込みを精査した結果、所要の補正を行うものであります。

税務課の用意した委員会資料の4ページのほうをごらんください。

こちらの資料は、国民健康保険税の各施設ごとに補正予算額、年度末最終収入見込み額、当初予算額をまとめている表であります。

1款1項国民健康保険税、1目一般国民健康保険税の小計の欄をごらんください。

143万6,000円の補正増であります。最終収入見込み精査により増額となりました。内訳のほうは、現年度課税分は増額、滞納繰越分については減額で、その相殺の結果、増額となっております。

次に、2目退職者国民健康保険税、小計の欄をごらんください。

こちらは280万5,000円の補正減であります。退職者国民健康保険税につきましては制度が廃止され、加入世帯数は増加せず、年々減少をしております。当初見込んでいた世帯数よりも減少してしまったことから、今回補正減しようとするものであります。

合計の欄をごらんください。

一般分が増額、退職者分が減額、その相殺の結果、国保税全体では136万9,000円の補正減となりました。

続きまして、委員会資料の5ページのほうをごらんください。

こちらは歳出収入見込みの参考にいたしました30年12月末の国民健康保険税の収納実績表であります。こちらのほうは後ほど御参照をお願いします。

市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長　それでは、補正予算書、64、65ページをごらんください。最下段でございます。

2 款県支出金、1 項県負担金、1 目保険給付費等交付金、補正前の額 1 8 億 8, 6 9 1 万円に対し 1, 2 5 4 万円を減額補正し、1 8 億 7, 4 3 7 万円とするものです。1 節普通交付金 1, 2 5 4 万円の減額は、主に保険給付費の減少見込みに伴うものでございます。

次ページをごらんください。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目基金運用収入、補正前の額 1, 0 0 0 円に対し 9, 0 0 0 円を増額補正し、1 万円とするものでございます。

1 節基金運用収入 9, 0 0 0 円の増額は、国保財政調整基金の運用収入によるものでございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、補正前の額 2 億 1, 9 7 2 万 3, 0 0 0 円に対し 3 1 3 万 5, 0 0 0 円を減額補正し、2 億 1, 6 5 8 万 8, 0 0 0 円とするものです。

2 節職員給与費等繰入金 6 1 万 5, 0 0 0 円の減額は、国保診療報酬等電算委託料の契約差金に伴うものでございます。3 節出産育児一時金等繰入金 2 5 2 万円の減額は、出産育児一時金が見込みを下回ったことに伴うものでございます。

4 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正前の額 3, 4 3 9 万円に対し 5 3 4 万 1, 0 0 0 円を増額補正し、3, 9 7 3 万 1, 0 0 0 円とするものです。

1 節財政調整基金繰入金 5 3 4 万 1, 0 0 0 円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものでございます。

補正予算書、6 8、6 9 ページをごらんください。

歳出について説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の額 5, 3 4 4 万 3, 0 0 0 円に対し 6 1 万 5, 0 0 0 円を減額補正し、5, 2 8 2 万 8, 0 0 0 円とするものです。財源内訳は全て一般財源です。

1 3 節委託料 6 1 万 5, 0 0 0 円の減額は、国保診療報酬等電算委託料の契約差金に伴うものでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般分療養給付費等、補正前の額 1 5 億 7, 9 0 9 万 8, 0 0 0 円に対し 2, 2 9 6 万 4, 0 0 0 円を減額補正し、1 5 億 5, 6 1 3 万 4, 0 0 0 円とするものです。財源内訳は全て国県支出金です。

1 9 節負担金、補助及び交付金 2, 2 9 6 万 4, 0 0 0 円の減額は、一般被保険者の療養給付費が見込みを下回ったことによるものでございます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般分高額療養費、補正前の額 2 億 2,584 万 6,000 円に対し 1,727 万 8,000 円を増額補正し、2 億 4,312 万 4,000 円とするものです。財源内訳は全て国県支出金です。

1 9 節負担金、補助及び交付金 1,727 万 8,000 円を増額は、一般被保険者の高額療養費が見込みを上回ったことによるものでございます。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、補正前の額 840 万円に対し 378 万円を減額補正し、462 万円とするものです。財源内訳は全て一般財源です。

1 9 節負担金、補助及び交付金 378 万円の減額は、出産育児一時金が見込みを下回ったことによるものでございます。当初 20 件の予定が 19 件と減額補正するものでございます。

次ページをごらんください。

5 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目疾病予防費です。補正前の額 989 万 9,000 円に対し 161 万 3,000 円を減額し、828 万 6,000 円とするものです。財源内訳は全て一般財源です。

1 3 節委託料 161 万 3,000 円の減額は、国保データヘルス計画策定業務委託料の入札差金でございます。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、これにつきましては一般財源 1 万円を減額し、その他特定財源 1 万円を増額する財源更正でございます。

以上で国民健康保険特別事業会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 23 号、平成 30 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について、説明をさせていただきます。

補正予算書、73 ページをごらんください。

規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,380 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 3,528 万 8,000 円とするものです。

補正予算書、80、81 ページをごらんください。

歳入について説明をさせていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、税務課から説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長 1 款後期高齢者医療保険料の合計の欄をごらんください。

1 款後期高齢者医療保険料は、補正前の1億9,623万6,000円に対して19万円補正増し、予算現額を1億9,642万6,000円とするものであります。30年12月末の後期高齢者医療保険料の調定及び収入状況をもとに年度末の最終収入見込みを精査し、所要の補正を行おうとするものであります。

委員会資料7ページをごらんください。

1 款1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収、1 節現年課税分は472万9,000円の補正減、2 目普通徴収、1 節現年課税分は491万9,000円の補正増とするものであります。以上の増減の相殺の結果、保険料全体では19万円の補正増となりました。補正の主な理由は、理由欄のほうに記載のとおりの内容であります。

次の委員会資料、8ページをごらんください。

これは最終収入見込みを参考にした30年12月末の後期高齢者医療保険料の収納実績表であります。後ほど御参照をお願いいたします。

市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長　それでは、補正予算書、80、81ページをごらんください。

3 款繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金、補正前の額4億1,700万3,000円に対し642万2,000円を減額補正し、4億1,058万1,000円とするものです。

1 節事務費繰入金146万3,000円の減額は、三重県後期高齢者医療広域連合に対する市負担金の額の確定によるものです。

2 節保険基盤安定繰入金495万9,000円の減額は、保険基盤安定に係る市負担金の額の確定によるものです。

5 款諸収入、3 項雑入、1 目雑入、補正前の額ゼロ円に対し2,004万円を増額補正し、2,004万円とするものです。

1 節雑入2,004万円の増額は、前年度の療養給付費市負担金の精算によるものでございます。

補正予算書、次ページ、82、83ページをごらんください。

歳出について説明させていただきます。

2 款広域連合負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合負担金、補正前の額6億791万3,000円に対し623万2,000円を減額補正し、6億168万1,000円とするものです。財源内訳は全て一般財源です。

19節負担金、補助及び交付金623万2,000円の減額は、三重県後期高齢者医療広域連合に対する市負担金の額の確定によるものでございます。主なものは、一般管理費負担金117万4,000円の減額、保険料等負担金19万円の増額、保険基盤安定負担金495万9,000円の減額でございます。

3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正前の額51万4,000円に対し2,004万円を増額補正し、2,055万4,000円とするものです。財源内訳は全て一般財源です。

28節繰出金2,004万円の増額は、前年度の療養給付費市負担金の精算に伴うものでございます。

以上、平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

補正予算、特別会計も合わせて3本の説明をしていただきました。御質疑のある方は御発言をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第15号、平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決についての説明を求めます。

○内山市民サービス課長 それでは、議案第15号、平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち市民サービス課分につきまして、平成31年度尾鷲市一般会計・特別会計予算書及び平成31年度主要施策の予算概要に従い御説明をさせていただきます。

歳入について説明をさせていただきます。

予算書、20、21ページをごらんください。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、今年度予算額260万円、前年度と同額です。これは交通反則金収入を原資として、地方公共団体が単独事業として行う道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用に充てるため、地方公共団体に交付されるものでございます。

次に、予算書、22、23ページをごらんください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節コミュニティーセンター使用料、本年度予算額37万5,000円、前年度予算額と同額でございます。これは借り受けて使用させていただいております三木浦、大曾根コミュニティーセンターを除く11地区コミュニティーセンターの施設使用料で、実績に伴う使

用料を見込んでおります。

3目衛生使用料、1節環境衛生使用料、本年度予算額347万1,000円、前年度予算に対し22万2,000円の減額となっております。内訳といたしまして、斎場使用料252万9,000円、墓苑永代使用料94万2,000円でございます。

最下段をごらんください。

2項手数料、1目総務手数料、1節総務手数料、本年度予算額800万3,000円、前年度予算に対し22万1,000円の減額でございます。市民サービス課所管の主なものは、戸籍手数料422万1,000円、住民票手数料162万3,000円、次ページになりますが、証明関係手数料120万8,000円、通知カード再交付手数料11万円が主なものでございます。

2目衛生手数料、本年度予算額7,467万円、前年度予算に対し488万3,000円の減額となっております。市民サービス課所管分は、3節畜犬関係手数料130万2,000円、内訳といたしまして、畜犬登録手数料は15万円、予防注射接種手数料115万2,000円でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度予算額7億7,933万円、前年度予算に対し231万円の減額となっております。市民サービス課所管分は、1節社会福祉費負担金2億1,737万4,000円のうち、上段の国保基盤安定負担金2,026万1,000円でございます。これは保険税の軽減対象となった一般被保険者数に応じ、平均保険料の一定割合を公費で補填するものでございます。国の負担割合は2分の1、低所得者を抱える市町村国保を支援し、財政基盤の強化を図るものでございます。

予算書、26、27ページをごらんください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度予算額936万7,000円、前年度予算に対し55万円の減額でございます。市民サービス課所管分としましては、1節総務費補助金936万7,000円のうち、個人番号カード交付事業費補助金398万8,000円、個人番号カード交付事務費補助金4万9,000円でございます。

次ページをごらんください。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度予算額20万6,000円、前年度予算に対し2万円の増額となっております。1節総務管理費委託金で、自衛官募集事務交付金2万円、中長期在留者住居地届出等事務費委託交付金18万6,000円でございます。

2目民生費委託金、本年度予算額477万8,000円、前年度予算に対し50万4,000円の減額です。1節社会福祉費委託金470万6,000円、基礎年金事務費交付金470万6,000円でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、本年度予算額3億5,098万9,000円、前年度予算に対し713万3,000円の増額でございます。市民サービス課所管分としましては、1節社会福祉費負担金2億3,261万8,000円のうち、上段の国保基盤安定負担金7,077万6,000円、これは保険税軽減相当額に対する県負担金であり、県の負担割合は、保険者支援分については4分の1、保険者軽減分については4分の3となっております。

次に、2行下の後期高齢者基盤安定負担金7,046万7,000円でございます。これは平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度加入者75歳以上の方の保険税軽減分に対する県負担金で、負担割合は4分の3でございます。

予算書、32、33ページをごらんください。

下段の15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、本年度予算額5,398万円、前年度予算に対し1,545万6,000円の増額でございます。市民サービス課所管分は、1節総務管理費委託金2万4,000円で、人口動態調査費交付金でございます。

予算書、34、35ページをごらんください。

下段になりますが、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額1,758万3,000円、前年度予算に対し236万円の減額でございます。1節土地建物貸付収入1,758万3,000円のうち市民サービス課所管分としましては、次ページの上から四つ目、市民サービス関係土地貸付料2万3,000円でございます。これは斎場敷地内の電話支柱、第1種電柱、携帯電話中継局等の土地貸付料でございます。

予算書、40、41ページをごらんください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、本年度予算額7,614万2,000円、前年度予算に対し4,334万3,000円の増額です。市民サービス課所管分は、2節総務費雑入1,955万6,000円のうち、次ページになりますが、上から4段目、尾鷲市自治連合会コピー使用料1万円、コピー使用料（市民サービス課分）3万7,000円、旧須賀利公民館電気使用料4万円でございます。

次に、4節衛生費雑入4,226万4,000円のうち、折橋墓地移転事業に伴う補償金3,847万3,000円は、県の都市計画道路尾鷲港新田線街路事業により

移転が必要となる折橋墓地の代がえ地の造成、調査、設計、積算業務に対する費用に対し、県から補償金として歳入するものでございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

予算書、78、79ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費、6目交通安全対策費、本年度予算額355万6,000円、前年度予算額に対し8万3,000円の増額です。財源内訳は、その他特定財源43万8,000円、一般財源311万8,000円となっております。交通安全啓発事業43万8,000円のうち主なものは、19節負担金、補助及び交付金42万円、尾鷲市交通安全対策協議会負担金22万円、交通三愛運動推進本部分担金5万円、尾鷲地区交通安全協会分担金15万円でございます。

次に、交通安全施設整備事業311万8,000円のうち主なものは、11節需用費、修繕料110万円、カーブミラー及びガードレールの管理に係る修繕料でございます。15節工事請負費199万8,000円は、市道のガードレール設置に係る工事請負費でございます。

7目センター費、本年度予算額1,139万3,000円、前年度予算に対し2,098万5,000円の減額となっております。財源内訳は全て一般財源です。減額の主な理由は、九鬼、北輪内、南輪内センター長3名から1名に統合したことによる人件費の減額によるものでございます。

次ページをごらんください。

一般事務経費39万2,000円、主なものは、12節役務費30万8,000円は、4センター分の通信運搬費でございます。

次に、最下段、9目生活相談費、本年度予算額86万3,000円、前年度予算に対し2万4,000円の減額です。財源内訳は、国県支出金2万円、その他特定財源1万円、一般財源83万3,000円となっております。

市民相談経費86万3,000円のうち主なものは、8節報償費63万円、無料法律相談2名の弁護士料でございます。次ページになりますが、19節負担金、補助及び交付金20万円は、尾鷲市自治連合会への補助金でございます。

最下段、11目人権啓発推進費、本年度予算額48万1,000円、前年度予算に対し10万2,000円の減額です。財源内訳は全て一般財源です。人権啓発推進事業は48万1,000円で、次ページをごらんください。19節負担金、補助及び交付金42万3,000円、人権教育啓発推進センターから熊野人権擁護委員協議会への会費及び負担金でございます。

予算書、88、89ページをごらんください。

最下段になりますが、13目コミュニティーセンター費、本年度予算額2,197万6,000円、前年度予算に対し456万円の増額でございます。財源内訳としましては、その他特定財源41万5,000円は、コミュニティーセンター使用料、一般財源2,156万1,000円でございます。

コミュニティーセンター管理経費1,215万2,000円、主なものは、1節報酬71万3,000円、コミュニティーセンター運営委員の委員報酬、11節需用費679万6,000円で、主なものは、次ページになりますが、光熱水費518万、修繕料99万1,000円、古江コミュニティーセンター玄関タイル等の修繕費でございます。

12節役務費218万5,000円、主なものは、各地区コミュニティーセンターの浄化槽保守点検手数料161万6,000円でございます。

14節使用料及び賃借料164万9,000円、主なものは、複合機使用料32万7,000円、三木浦漁村センター借上料100万円です。

19節負担金、補助及び交付金45万2,000円は、三木浦、大曾根コミュニティーセンター空調等使用負担金でございます。

次に、コミュニティーセンター活動経費225万9,000円、主なものは、8節報償費165万円で、講座等の講師謝礼でございます。

次ページをごらんください。

集落支援員事業756万5,000円、主なものは、8節報償費694万1,000円、集落支援員への報償費月額14万4,000円、4名分でございます。九鬼、三木浦、梶賀の3地区に加え、今回4月1日新年度より三木里地区に配置を予定しているものでございます。

次に、14目諸費、本年度予算額902万円、前年度予算に対し30万6,000円の減額でございます。財源内訳は全て一般財源で、集会所関係経費42万1,000円、7集会所の修繕費、浄化槽保守点検、除草等の費用でございます。

次に、防犯灯整備事業716万円、主なものは、11節需用費696万5,000円で、消耗品費56万5,000円、これは平成25年度に整備した停電時対応型LED防犯灯25基分のバッテリーが5年を経過することから、交換用バッテリー購入費で10年対応型に変更するものでございます。

次ページをごらんください。

光熱水費590万円、防犯灯の電気代でございます。12節役務費19万円、主

なものは、停電時対応型LED防犯灯バッテリー交換手数料18万7,000円でございます。

予算書、102、103ページをごらんください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額5,172万7,000円、前年度予算に対し972万3,000円の増額でございます。財源内訳は、国県支出金406万2,000円、個人番号カード交付事業費補助金、その他特定財源726万4,000円は、戸籍・住民票の発行手数料、一般財源4,040万1,000円です。

戸籍住民基本台帳経費1,441万8,000円で、主なものは、13節委託料1,212万7,000円、戸籍システム保守業務委託料316万円、これは戸籍システム機器の保守及び稼働維持をサポートするための委託料でございます。戸籍総合システム改修業務委託料780万円、これは平成31年度中に新たに戸籍総合システムを更新するに伴い、現戸籍総合システムデータの移行が必要なことから、データ抽出に係る業務委託料でございます。総合住民情報システム改修業務委託料1,167万円、これは先ほど御説明いたしました新たな戸籍総合システムと総合住民情報システムとの連携改修の委託料でございます。

次ページをごらんください。

個人番号カード交付事業416万2,000円、主なものは、19節負担金、補助及び交付金398万8,000円、地方公共団体情報システム機構への通知カード、個人番号カード関連事務負担金でございます。

予算書、128、129ページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目国民年金費、本年度予算額727万2,000円、前年度予算に対し44万8,000円の減額です。財源内訳は、国県支出金364万9,000円、一般財源362万3,000円で、次ページをごらんください。国民年金一般事務費21万3,000円、消耗品、通信運搬、複合機使用料でございます。

予算書、134、135ページをごらんください。

9目後期高齢者医療費、本年度予算額4億1,665万1,000円、前年度予算に対し332万2,000円の減額でございます。財源内訳は、国県支出金7,046万7,000円、一般財源3億4,618万4,000円でございます。市民サービス課所管分は、19節負担金、補助及び交付金297万2,000円、これは三重県下の自治体で組織をしております三重県後期高齢者医療広域連合に対する市負

担金でございます。

予算書、178、179ページをごらんください。

4款衛生費、3項環境衛生費、3目環境衛生費、本年度予算額125万8,000円、前年度予算に対し12万7,000円の減額でございます。財源内訳は、その他特定財源95万4,000円は、巡回狂犬病予防接種手数料、一般財源30万4,000円です。狂犬病予防事業109万7,000円、主なものは、13節委託料98万7,000円、畜犬登録等業務委託料でございます。畜犬登録に係る業務50件、予防注射に係る業務360件、巡回予防注射に係る業務360件を見込んでおります。

次に、環境保全対策事業費16万1,000円、主なものは、次ページをごらんください。19節負担金、補助及び交付金14万4,000円、猫避妊等手術補助金で飼い猫の手術費用に対する補助金でございます。雄1,800円掛ける20匹分、雌が3,600円掛ける30匹分を予定しております。なお、この補助金につきましては、繁殖力の強い猫の避妊・去勢手術を行うことで、地域の環境衛生に一定の効果がありますが、補助金精査の結果、1割削減を行うもので、今後、広報等で周知を図っていきたいと考えております。

次に、4目斎場管理費、本年度予算額1,957万2,000円、前年度予算に対し51万円の増額でございます。財源内訳、その他特定財源252万9,000円、一般財源が1,704万3,000円です。斎場一般管理費1,443万円、13節委託料、斎場指定管理料でございます。

次に、斎場維持補修費514万2,000円、主なものは、15節工事請負費480万1,000円で、火葬炉修繕工事費でございます。

次に、5目墓地管理費、本年度予算額3,972万7,000円、前年度予算に対し3,838万9,000円の増額です。財源内訳は、その他特定財源3,847万3,000円、折橋墓地移転事業に伴う県からの補償金、一般財源が125万4,000円です。

墓地管理費110万1,000円、主なものは、12節役務費41万8,000円で、内訳は、墓地草刈手数料28万円、13節委託料50万2,000円で、光ヶ丘墓地清掃委託料でございます。

次に、最下段、墓地移転事業3,862万6,000円で、事業の内容につきましては、主要施策の予算概要により説明をさせていただきます。

それでは、主要施策予算概要43ページをごらんください。

事業名、墓地移転事業。

目的といたしましては、県が施行する都市計画道路尾鷲港新田線街路事業により折橋墓地の移転が必要となることから新墓地を整備し、尾鷲港新田線の早期供用を目的としております。

事業内容につきましては、今後、移転が必要となる墓地の管理者の皆様を対象に、新墓地での区画の決定方法や管理方法等について説明会を実施させていただき費用と、墓地造成に係る地質調査・設計・積算業務について、委託を行うものでございます。事業費3,862万6,000円、その他特定財源として、折橋墓地移転事業に伴う県からの補償金3,847万3,000円、一般財源が15万3,000円となります。

主要施策の説明は以上でございます。

それでは、予算書、9ページにお戻りください。

第2表、債務負担行為でございます。

市民サービス課所管分は、上から3行目、戸籍総合システムサポート保守委託と4行目、戸籍総合システム機器借上料、期間を2020年度から2024年度までの5年間、限度額を2,063万5,000円、2,322万5,000円とするものでございます。

戸籍総合システムサポート保守委託及び戸籍総合システム機器借上料につきましては平成29年度に予算計上し、機器導入を検討しておりましたが、費用面などを精査する中で、既設機器についてはハードウェアメーカーの保守が2年間の延長は可能であったことから平成31年まで延長運用してまいりましたが、平成31年度で2年の保守延長が終了することから、5年間の保守契約及びリース契約を締結することとし、今回、平成32年度から5年間の債務負担行為として計上したものでございます。

以上で平成31年度一般会計予算書の説明を終わります。

○南委員長 ありがとうございます。

市民サービス課所管の当初予算の説明をいただきました。御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○濱中委員 予算書の95ページなんですけれども、ここの防犯灯の光熱水費、28年度からかなり節約されてきて、LEDの効果かなというふうには思うんですけれども、28年度で、予算ベースなんですけれども、800万余りあったものが今回590万なんですけれども、前年度よりも少し上がっているんですね。このあた

りもう少し詳細を。

○内山市民サービス課長　　今回、先ほどの補正予算でも30年度の防犯灯の電気料金20万円を増額させていただいております。

これは中電さんからいただく請求書の原油価格等によって電気料金が多少上がっておるものでございます。

○濱中委員　　LEDへの切りかえは全て終了したというふうに理解すればよろしいですか。

○内山市民サービス課長　　LEDの5カ年の整備事業につきましては、平成23年から平成27年度で2,184基をLED化いたしました。

現状、以前に地区でつけておった蛍光灯のものとか、一部は100基程度蛍光灯のものがまだ残っておるものがございます。ただし、5年間の整備事業で、平成25年度決算で電気料金が920万余りあったんですが、平成29年度決算で550万円まで下がって、現在約40%の電気料金の削減につながっておるのが現状でございます。

○濱中委員　　各地区とか自治会でつけたものが、今、光熱水費が市のほうに負担としてなっておるわけですね。そうやって節約された分の中からも今後の長い目で見た光熱水費の節約を考えれば、一応計画の中の数字からは出る部分にしても、できるだけ計画的にLEDにかえていくというようなことにはできませんかね。

○内山市民サービス課長　　基本的に5カ年計画の2,184基で主な主要部分につきましては整備が済んだという位置づけをしております。

今現在、新規のものにつきましては警察等から不審者情報とかをいただいた場合に、地区の自治会のあるところには自治会、区につきましては区長等と相談させていただいて、新規で何基かつけた実績はございますが、現状、5カ年計画の中での整備は終わったというような位置づけで現在運用している状況でございます。

○濱中委員　　恐らく白熱灯とLEDとに分けて電気代がどれだけかかっておるかということが確認できるのならばですけれども、もし白熱灯のほうでLEDとの差額が電気代の削減の効果を妨げるようなものであれば、その辺、ちょっと検証していただきたいなというのがまず1点。

それから、もう一つ、93ページ、ここに集会所の関係経費というのがございます。そんなに額としては大きくないんですけれども、集会所が現在管理しているものが何カ所あるのかというのが1点と、それと、いろんなところを見て回ると集会所がすごく頻繁に使われている場所と、ほとんど使われずに置かれている場所とあ

るように感じます。集会所がもっと有効に使えるような方法というのが必要かなと思うのと、市民の方たちから使い方についていろんな提案をいただいたりとか、要望いただいたりとかという場面があるんですけども、そういったところ、積極的に取り入れていただいて、もうちょっとみんなの寄り合いの場であったりとか、子育て支援の場であったりとかという、有効な使い方がまだまだ薄い気がするんですね。今年度、集会所に関して予定、計画があるようでしたら、お聞かせいただきたいんですけど。

○内山市民サービス課長　　まず、集会所なんですけど、現在7カ所でございます。中川、大滝、泉、倉ノ谷、坂場、菊山、三木里の7カ所でございます。

現状、集会所の使用につきましては、各自治会の方に鍵をお預かりいただいて、自治会の総会で、自治会の役員会等で活用してもらっておる状況でございます。

私は中川におるんですが、中川ですと年1回の清掃作業のときに集会所をあけてお茶の用意とか、防災倉庫もございますので、そこから工具等の持ち出しを行ったりしている使用状況でございます。ただ、中川につきましても、電気料金、水道料金の基本料を賄うのがなかなか自治会員の数とかが減ってきて大変な状況になっておる現状でございます。

中には使われていない集会所もかなり年数もたっておってちょっと修繕するほうがいいのか、この際廃止するのがいいのかも含めて、もう一度集会所については考えていかなければならないと。

今のところ予定しているイベント等については特にございませぬ。

○濱中委員　　自治会の維持とか、再度盛り上げることに关しましては、やはり市全体の高齢化の部分をかかなり市民の方からも訴えられるんですけども、一方で、すごく働くお母さんがふえてきた中で学童が入りたくても入れないとか、本当に今でも学年を下げて制限しているような状態の中で、本当に子供の居場所づくりであるとか、そういったことにボランティア的な活動をやりたいなというお声も聞くんですけども、自治会の管理だけでは、なかなか、そういったところまで広げる可能性が狭められておるのではないかなという気がするんですね。役所のほうからも積極的に子育て5課なんかも乗り出していただいて、居場所づくりというような形では、いわゆる輪内なんかでやっているコミュニティ活動のそういった形がこういう集会所でもできるのではないのかなというように感じます。ぜひそういった御意見を聞く機会を役所のほうで持っていただいて、利用がもっと頻繁にできるように、そして、保守管理費なんかにしても、そういったところから生み出そうとする

ような話も聞きますので、よい知恵をぜひ出していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○小川委員 予算書のさっきの93ページの濱中委員のところとちょっとだぶるところがあるんですけど、今、防犯灯は、新規は全然やってもらっていないですよ。

○内山市民サービス課長 防犯灯につきましては、新規の分につきましては、先ほども言いましたように警察とか、通学路の点検の関係で必要というような要望があれば、そこはつけていく方向で運用しております。

○小川委員 防犯灯は結構要望があって、避難のときに暗いのでとか、そういうのもあるんですけど、ここにあったらというのもそれもあるって、わかるんですよ、何メートル間隔とか、それも。経費もかかることやけど、そうやけれども、人も住まんようになっておるところに、山のところにずーっと電灯がついておるとか、そういうのを移動することはできるんですよ。場所はまだ特定を言えませんが、三つも四つも人が住んでいないところに電気がかんかんについておる、そういうのもありますので、そういうのを移動というのは可能ですよね。

○内山市民サービス課長 移設という形で、現状ついておるLED灯について、もし住民の方からそういう意見をいただければ、必要なところへ移設というのは可能でございます。

○小川委員 移設は、このまちからこっちのまちへ持ってくるって、同じ町内じゃないとだめなんですか、それは。

○内山市民サービス課長 別に縛りはございません。当然、移設の手数料等も要りますし、中電への申請も必要となってきますので、移設できるのであれば、できれば移設で対応したいと考えています。

○小川委員 それじゃ、もう一点、93ページの集落支援事業なんですけれども、以前、三鬼委員やったか、旧町内のほうの高齢者見守りということで、旧町内のほうも配置したらどうかということをおっしゃったけど、そのとき課長は考えていないということをおっしゃった。この集落支援というのは国の制度で、市が交付税で金を払ってくれるというのがあるので、どんどん高齢化率も上がっていますので見守りということで、旧町内も入れていったらどうかと思うんですけど、市長、その考え、どうなんですか。

○加藤市長 これは私の考えですけれども、集落支援事業、これは特に高齢化が進んでいる輪内地区については一応積極的に、要するに事業として展開していき

いと、これが基本です。

ですから、一昨年ですか、一昨年の9月、九鬼を皮切りにして、三木浦、梶賀、今回、三木里と、集落支援員を一応区長の推薦でもって市長の任命というような形で、極力区長のほうについては集落支援員の方々でもって、いかにしてまちを支えていただくか、その一助としてどんどんどんどん進めてくださいという、要するに各区長にはそのように私のほうから申し上げております。

○小川委員 旧町内のほうのあれは。

○加藤市長 ですから、基本的には、私は集落支援員事業については推進していきたいという考え方でありますので。まず、高齢化が大変進んでいる輪内地区について、こちらから働きかけていくと、区長会等々のあれもございますので。

それで、当然のことながら、そういう高齢化に伴っていろいろ支援していかなきゃならない。特に支援という形の中で、この前も議会で一般質問にございましたように、特に支援体制というのはきちんとやっていきたいと。それは正直言って、旧町内のほうでそういう形の中でいろいろとお話し合いがあれば、こちらとしてもお受けしながら話し合っていくという形で進めていきたいと思っているんですけども。

○小川委員 福祉保健課のほうでは集落支援員、包括ケアに絡めてやっていこうとしていると。高齢化について、周辺部は高いですけど、旧町内でも結構、昨年1人で亡くなっていたという、そんな話もありますし、見守りということもありまして、やっぱり全体的に考えていかなきゃならないと思うので、どんどんどんどん進めていただきたい、それを思います。

そして、活動費も込めて1人当たり350万ですか、今、予算のところを聞いたら大体十四、五万しか使っていないような感じで、この制度を使ってほかにも事業ができるんじゃないかと思うんですけど、いろいろと福祉とも相談しながら進めていただきたい、そのように思います。それについて。

○内山市民サービス課長 集落支援員事業を進める中で一番肝になる部分というのが、地元の受け皿体制が、協力体制を築くのが一番重要なことになると思います。

そんな中で、旧町内も、条例上、コミュニティーセンター管内というふうに規定を最初に庁内での調整の中でかけています。そんな中で、行野とか向井、矢浜地区については集落支援も考えられるかなとは思いますが、輪内地区でも現在3カ所、新年度からは4カ所になるわけなんですけど、地元でそういう受け皿の体制づくりがなかなか、説明には行かせてもらっておるんですけど、ちょっとまだ協力体制がいた

だけない地区もございますので、今後、そこらも先進の九鬼の事例を紹介しながら広げていくような形で進めたいと考えています。ありがとうございます。

○濱中委員 お言葉ですがという感じになるんですけども、もちろん受け皿があって集落支援員という仕組みは十分理解した上でなんですけれども、市街地の自治会が消滅していているということに関しましては、支援の力が要るのはそっち側のほうではないのかなと。特に高齢化が高い周辺地域、コミュニティーセンター地域ですけれども、その中でもコミュニティー力ということを考えれば、実は周辺地区のほうが地域のつながりが強かったりとか、コミュニティー内での連携というのが強いというのが周辺地域の特性としてあると思うんですね。

逆に、受け皿のない市街地に関しましては、やはり田舎の都会化をしているようなところもありますし、地域の支援力を必要とするのはかえって自治会がなかったりとか、コミュニティー力が薄くなっているところではないのかなと思うんですね。

なので、受け皿をどう考えるのかとか、そういうことは尾鷲市ではどうなのかというあたりをきちっと検証していただいて、本当に地域の支援力が要るところがどこなのかという、そういう認識をちょっと変える、変化を持たせることも必要なのではないのかなと思うんです。自治会がないところは全くそういったコミュニティー力に頼ることができない高齢者がふえていることは御認識いただいているのかなという気がするんですけど、どうですか。

○内山市民サービス課長 貴重な意見、ありがとうございます。

集落支援員事業につきましては、全国で先進地事例等もたくさん出ておりますので、旧町内でどのような導入ができるのかというあたりも先進地事例等を見ながら検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○奥田委員 予算書、91ページのところで、コミュニティーセンター管理経費のうちの修繕料99万1,000円、これ、先ほど古江の玄関タイル等ということでしたけど、確かに古江の玄関のところ、台風でタイルが剥れたのかな、台風でしたかね、あれ、去年。

(「台風も(聴取不能)」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 ああ、奥のほうの壁に穴があいたというのは直してもらって、タイルがちょっと。これ、中身的にはこれだけ、ほかにもいろいろあるんですか。

○内山市民サービス課長 今のところ予定しておるのは古江の玄関タイル、須賀利、三木里もございます。各コミュニティーセンターから毎年予算を上げる前に修繕箇所の要望が上がってきます。その中で上限もありますので全部が全部上げるわ

けではないんですが、優先順位をつけながら緊急性のものについて予算で上げておる状況でございます。

○奥田委員 関連ということでお伺いしたいんですけど、古江とか、それから三木里もそうですけど、かなり老朽化していて、浸水域じゃないですか。あの辺の、今後、どうしていくのかというのはどうなっておるんですか。

○内山市民サービス課長 大きな意味では耐震施設のない建物、矢浜、向井、三木里を含めて、高台移転も考えていかなあかんでしょうし、まだ具体的な計画はございません。以前言った関連施設の耐震基準、中長期、短期でやる、あれには位置づけられてはおるんですが、具体的な年度までは、まだ耐震診断も行っていないものですから。

○奥田委員 確かに今課長が言われたように、耐震計画の中長期の中には入っているのに、それがまだできていないという状況の中で、市長が市役所の耐震のほうに優先度が高いということでやられるわけなんですけど、その辺のところ、早急にやっていただきたい。そっちのほうに先じゃないかなと僕は思うておるんですけど、それはちょっと置いておいて、もう一点だけ、181ページのところの猫の避妊等手術費補助金14万4,000円、これ、1割カットということで、ちょっとせこいなと思いますけど、16万やったやつが1万6,000円カットってね。でも、ちょっと前に野良猫の被害が多いということで、県に協力してもらって県の補助でやったじゃないですか、結構。それが解決したということですか。でも、いまだにまだ解決していないような気がするんですけど。

避妊、雄が1,800円、雌が3,600円で、これも1割下げてきたけど、でも、これは2万とか3万とかするんですよ、避妊するのに。僕の飼い猫もしたけど。そういうことをわかっていてやっているんですかね。形式でやっていません、補助金だからカットしたらええという。僕は寂しいなと思うんですよ、せこいなという。もっと大きなところ、カットすべきところがされていないような気がするんですけど、こういうところでカットしてくるといのがどうなのかなという気がするんですけど、いかがですか。もう解決したんですか、野良猫の問題というのは。

○内山市民サービス課長 県によるTNR事業とかは、引き続き新年度も実施をしていく予定でございます。これは個人飼い主の方の猫の避妊手術の部分の補助金ということで、雄、雌についても2万円ぐらいの手術費用が要る中で、少額ではございますが、補助金をつけて奨励しておると。その中で、今回、補助金等の見直しの中で、ほかにも補助金1割カットなりの方策も出ておりましたものですから、今回

1割カットという形で進めさせてもらいます。県の事業についても、引き続き新年度も行っていきます。

○奥田委員　最後にしますけど、でも、以前聞いたときはもっと充実させていくというような話があったような気がするんですけど、こういうところでカットしてくるというのが、ほかにやるべきことはあるんじゃないかなと僕は、市長の退職金を廃止するとか、しつこいように申しわけないけど、もっと大きいところをやるべきじゃないかなと思うんですけど、こんな1万6,000円カットというようなことは僕はずっと納得いかないんですけど、まあまあ、いいです。

○三鬼（和）委員　やはり先ほど小川委員と濱中委員から言われておったように、集落支援員、上手にというか、私も議員になる前に自治連合会の会長をしたことがあって、周辺部というか、今センター管内においては地縁団体組織であったりとかとすることで、住民自治が行政がやっておるところぐらいをやれるぐらいの、まちの運営についてはそれぐらいありますけど、旧町内というか、旧尾鷲町内というところというのは、本来は自治会は住民自治をあれせないかんのやけど、ちょっと違うと思うんですね。

民生委員さんがいろいろなまちを回ってくれたり、今、福祉委員会とかができておるんですけど、旧町内、新しいそういった福祉の地域づくりを一遍先行例はないのかというのをやっぱりしないと、これからどんどん高齢化になって、割かし80後半とか90ぐらいで新聞なんかを見ておって大往生して亡くられるというぐらいの年齢の方もふえてきておるわけなので、その辺はやっぱり再考すべきじゃないかなと思いますので、私からもその辺、考えてほしいなと思うのが1点。

もう一点、小さいことなんですけど、22ページ、23ページで、環境衛生使用料の347万1,000円、そのうちの斎場使用料が252万9,000円なんですけど、墓地の永代使用料が前年度比に比べると29万1,000円減額で94万2,000円になっておるんですけど、これは大体何件分のことで、減額になった理由というのか、これを聞かせてください。

○内山市民サービス課長　墓園の永代使用料につきましては、光ヶ丘の区画の4万5,000円のもの8区画、それと、29万1,000円の部分が2区画を予定して予算計上させていただきました。

減額につきましては、ここ数年の申し込み状況等を勘案しまして、この額で予算計上したものでございます。

○三鬼（和）委員　あと、参考までに、最近、世の中の流れというか、墓じまい

というか、廃墓というのか、そういったのが全国的にふえてきて、尾鷲でも代々よそへ行かれた方、この永代供養料については一旦納めればそのままということで、仮に墓を見る方がいなくても墓は残っていくというケースもあるかと思うんですけど、そういった現状の調査というか、墓じまいとか廃墓なんかもされて、永代料はいただいたけれども、墓がなくなってきたとあって、そういう動きというのは本市においてはどうなんですか。

○錦市民サービス課主査 墓じまいとかについては、最近よく出てきております。

しっかりと墓じまいの届け出をしていただくことが多いわけなんですけれども、中にはそのまま、墓があること自体わからないような状態、代が変わることによってそのまま置かれているというようなのは実際にあります。その点については過去には1度調査したことはあるんですけども、ここ数年行っておりませんので、そこら辺はしっかりやっていかなければならないなというふうに考えております。

○三鬼（和）委員 例えば廃墓とか墓じまいをしたときに、移転する人はいいですけど、名古屋だったら名古屋に行ったからって向こうへ移転するというのはいいのですが、廃墓したときに、廃墓した墓とかそういうのは尾鷲市としても引き取ること、引き受けるというのか、廃墓したそのものを引き受ける、引き取るということもあるんですか。これは予算的には光ヶ丘墓地だけのことでですけど、廃墓した墓はあくまでそれもその方がきちっと処理をされるんですか。ケースとしてはどうなんですか。

○錦市民サービス課主査 墓じまいをされた方には、その墓の区画を更地の状態にして戻していただくというようなことを行っております。

○三鬼（和）委員 それはわかるんです。墓があったわけですよ。どこの墓地でも永代供養みたいに、わからない墓とか主がいないところは市のほうがして、墓石を固めたりとかというケースなんかもあるじゃないですか。

ですもんで、廃墓したときに墓石とかそういったものの処理は墓屋さんを通じてきちっと処理して、処分と言ったら言葉があれなので、処理はされているんですか。それとも墓地の一角のそういったかなり数の置いてあるところへ置いていかれるのかどうかという。今後、そういった対策も出てくると思うもんで、それはどうすべきかということはそこそこ議論ではしていかなくちゃいけないんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○錦市民サービス課主査 光ヶ丘墓園におきましては、確かにもう既にお参りになされていない状態で、ちゃんと管理もされていない状態で残っている墓について、

今後どこかへ移してとか、そういったようなことは考えていかなければならないと思います。これにはもちろん改葬公告とか、そういったような正式な手順を踏んで行っていくようなことになると思います。

また、それ以外の白石墓地とか折橋墓地とか、馬越墓地とかといった管理委員会制をとっているところはその委員会のほうでいろいろと話ししていただいて、もう管理料を長年納めていないところとか、そういったようなところについて、墓石を違うところに固めてとかというようなことはやっております。

○三鬼（和）委員　現在でも無縁墓地とかとなっても主がわからない人のやつを整理したりとか、墓じまいするときに墓石とかそういったのはきちっと引き取ってもらって処理もしているのか、それともそういったのも無縁墓地のところに引き受けるのかどうかということは、今後そういった地元の人口は減っていくわけですから、ふえてくる可能性があるわけじゃないですか。それはきちんとしておかなくちゃいけないので、光ヶ丘墓地の例をすることによってほかの管理しておるところなんかも将来的にどうしていくかって、やっぱり高齢化になって過疎化になっていくと行政がかかわらなくちゃいけないというか、墓地の管理もある程度かかわらなきゃいけないという整備についてが出てくるわけですから、今の時点でそういったものはどうしていくかということをおこなくちゃいけないと思うので、廃墓したときに墓石とかそういうのも廃墓した方がきちっと片づけてくれるのか、無縁墓地なんかへ墓石が残るといったことはないのかどうかということ、そのことだけちょっと確認したいと思います。

○内山市民サービス課長　基本は更地にして返すということで、墓石についても管理者の方が処分をしていくのが原則でございます。中には代がかわって墓がそのまま残っているケースもあるにはあるんですが、原則は管理者の方が処分するという方向で指導はしております。

○濱中委員　79ページなんですけれども、センター職員の人件費が減ったことに対して、センター管内のセンター長が1人になりましたという説明を受けました。この30年度から1人でやられているわけなんですけれども、各センターにそれぞれ所長がいたときと今回の減らしたときって、弊害というか、影響というか、市民のほうからお声をいただいておりますような、あと、各コミュニティーセンターの職員さんたちからそういったことの不備であるとか、影響であるとかということの報告はどのようなことが上がっておりますか。

○内山市民サービス課長　基本的に、身内の話になるんですが、特に区長等から

も苦情なり、主事のほうからも弊害とかの報告は受けておりません。当たり前のことなんですが、事務の平準化というか、全館同じような事務の取り扱いになって、かえって簿冊の整理とか、監査からもいろいろ指摘も受けておりますことについても1人のセンター長で指導することで、全輪内地区の共通認識で業務を進めておるといような状況でございます。

○野田委員 103ページの戸籍総合システム改修業務委託料ということで780万、先ほど課長のほうの説明があつたんですけれども、これは31年度のデータを抽出とかと言っていたんですけど、これは制度上やる時期に来ているのか、ただ、これまでのシステムが古くなって新しくして効率化を目指すのかという、そこら辺はどうなんですか、780万の投資。

○北村市民サービス課係長 今回、戸籍総合システムの改修ということで32年度から債務負担行為をとらせていただいております。

そして、今回780万については、現戸籍のシステムから保守も2年たつてできない状態でありますので、それもサーバー、機械を全て更新するというので、現戸籍から新しい戸籍システムへ移行するための改修費ということで計上させていただいております。

○野田委員 新しい戸籍システムへの移行という部分。

○北村市民サービス課係長 そうでございます。

○野田委員 ということは、別に改善とか効率とか、そういう部分じゃないということですか。そこら辺、どうなんですか、一応。

○北村市民サービス課係長 一応新しいシステムにするということで、現システムよりは内容的にもバージョンアップしたものにしていきたいと考えております。

○仲委員 関連で質問をしたいんですけど、9ページの債務負担行為、2020年度からあるんですけど、103ページの改修業務委託料はハード、ソフトの部分ではどういうふうな格好ですか。データ移設ということですけど、ハードとソフトの話で。

○北村市民サービス課係長 当初に上げております改修業務委託については、中のソフトのデータを抽出していただきまして、新しい32年度から導入システムに移行するというので780万を計上させていただいております。

この債務負担行為については、機器リース、サーバーシステム等のリース借上料から保守委託料ということで計上させていただいております。

○仲委員 今のハードで更新、新しいハードにせんとデータだけを移設するとい

う、新しいハードに移設すると理解したらええの。関連がわかりにくいもので、2020年度の債務負担行為との。サーバーだけの話かいな。

○北村市民サービス課係長　サーバーだけじゃなしに、機器も端末も全て更新させていただきます。

○奥田委員　先ほど墓地移転の話が出ていましたけれども、主要施策の予算概要の43ページのところの墓地移転事業を見ますと、墓地造成・調査・設計・積算業務委託料ということで3,847万4,000円が上がっているんですけど、今後どうなっていくんですか。スケジュールというか、またちょっと教えてもらえませんか。

○内山市民サービス課長　まず、市のほうの今現在の墓地の造成のほうの予定なんですけど、31年度、今回予算で詳細設計、地質調査等の金額は上げさせてもらっています。

それを受けて、平成32年度には用地測量とか立木の調査、それで用地の買収、それで、建物補償の算定等を行っていきます。33年度からは現光ヶ丘墓地のほうから橋をかけて、その橋の橋梁工事とか造成工事を始めていきたいなど、現在のスケジュールではこのような形で進んでおります。

○奥田委員　その辺、墓地の、さっきも話がありましたけれども、持ち主とか墓地の方とか、それから、尾鷲港新田線の買収もありますでしょう。それから、新しい買収の話もあるじゃないですか、墓のところ。その辺のところというのはスムーズに行っているんですか。

○内山市民サービス課長　現状、県のほうの事業で今の都市計画道路、折橋墓地の起業地の係る家屋、土地の交渉は県のほうで進められています。もう既に立ち退きを終えて更地になった部分もございます。

市のほうとしては、現在、お墓が工事に係る起業地2,359基ございます。これの判明している管理者の方が現在560名ほどみえます。これは1人で五つ墓を持っておられる方とかさまざまな方がみえますので、管理者総数としては560名前後になるかなと考えています。

今後、市のほうではこの560名の方に対して新年度になり次第、総会の案内を出して、そこで代表を選んでいただくのか、現任の折橋墓地管理委員会で準備会も立ち上げていただいておりますので、そこと調整しながら、そういう墓の移転先の場所の決め方とか管理方法について協議していくというような予定でございます。

○楠委員　予算書の79ページ、交通安全施設整備事業なんですけど、去年は白

線の件でありましたよね。今回はまた同じように、毎回同じことを言っているんだけど、工事請負費と書いてあって、聞かないと中身の工事請負費がわからないという。今度、今、ガードレールということなんですけど、このガードレールとかこういうの、道路構造令とかいろんな課題があるので、本来、建設課の事業じゃないかなと思うんですけど、その辺は市民サービス課としてどう思いますか。

○内山市民サービス課長　市民サービス課所管の中で、交通安全の業務というのがございます。その中で、通学路の点検業務というのを毎年新年度へ入って行っておきまして、教育委員会、建設、それで市民サービス課で学校関係者の方と通学路の点検を行って白線の消えかかっている部分とか、ガードレールの腐食している部分、ない部分についての工事を進めておるわけですが、基本的には市民課の予算に上がっています。交付金として入があるんですけども、事業としては建設課のほうへ委託業務として、工事の監督業務等を行ってもらっているのは現状でございます。

○楠委員　今、交付金という話がありましたけど、これ、一般財源ではないんですか。

○内山市民サービス課長　済みません、予算書、21ページの歳入の分、交通安全対策特別交付金というのがございます。これは、昭和43年に道路交通法の改正で創設された反則金を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施策の整備の経費に充てるために交付されるものでございます。

この額が県へおりてきて、県から市のほうへ配分されるわけなんですけど、その見込み額をもとにその年度の工事費を、この交付金については残すといけませんもんで、その交付金より少し上の額で予算を組んで工事費を見込むわけなんです。この工事費の中で新年度できるものを、通学路の点検とか、ふだんから住民の方からいただいておるそういう要望等を踏まえて、建設課、教育委員会を含めて協議して、31年度の工事費として執行しているというような状況でございます。

○楠委員　今の内容ですと、交付金をうまく各課で調整するということがあったら、工事請負費もそのバランスによっては建設課のほうにお願いして、やはり市民サービス課の業務として、予算書を見る限りでもあちこち手を出しているのか、組織的な問題かどうか別にしても、やはり役割分担というのをもう少し明確にしたほうがいいんじゃないかなというように思います。

○南委員長　よろしいですか。

ここで昼食のため、休憩をいたします。午後は1時15分からといたします。御

苦勞さまです。

(休憩 午前 11時56分)

(再開 午後 1時12分)

○南委員長 それでは、定刻前ですけれども、皆さんお集まりですので、引き続き審査をさせていただきます。

まず、第15号の当初予算の質疑中でしたので、他に当初の予算についての質疑。

○内山委員 確認だけなんですけど、墓地移転の墓石の未確認が6月の委員会で35.69%とあったんですが、今の進捗状況はどうでしょうか。

○内山市民サービス課長 現在の折橋の墓地の判明数なんですけど、起業地内にある墓石の数が2,189基です。確認済みが1,359基、62.1%、未確認が830基という状況でございます。

○南委員長 よろしいですか。他に当初についてはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、それでは、議案第16号と17号、国保と後期高齢者のほうの説明をお願いいたします。

○内山市民サービス課長 それでは、議案第16号、平成31年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてを説明させていただきます。

予算書、317ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ24億2,655万8,000円と定めております。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は1億6,000万円と定めております。

それでは、予算書、324、325ページをごらんください。

歳入の説明でございます。

1款国民健康保険税につきましては、税務課からの説明となります。

○吉沢税務課長 国民健康保険税について御説明いたします。

下段の計の欄をごらんください。

1款国民健康保険税、本年度予算額3億4,246万9,000円、前年度当初予算額に比較して2,208万7,000円減少の見込みであります。

委員会資料のほうで説明させていただきます。委員会資料、6ページをごらんく

ださい。

当初予算につきましては、平成30年度の国保税の直近の調定状況等を基本に、経年変化による見込み、具体的には加入世帯数の減等を見込み積算しております。

内訳のほうをごらんください。

1目一般国民健康保険税、介護納付金分滞納繰越分以外、全て前年度当初比較で減額となりました。減額の理由は、加入世帯数の減少見込みであります。

国民健康保険税については以上であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長 それでは、予算書、326、327ページをごらんください。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金でございます。1節普通交付金17億4,450万6,000円、2節特別交付金5,546万6,000円でございます。県支出金の減少は、主に普通交付金の減少によるものです。普通交付金につきましては、市が行った保険給付の実績に基づき県より交付されております。普通交付金の減少は、歳出の保険給付費の減少によるものでございます。なお、特別交付金につきましては、後ほど資料で説明をさせていただきたいと思っております。

次に、3款財産収入、本年度予算額1,000円、前年度と同額です。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金1億2,138万4,000円でございます。保険基盤安定制度は、低所得者に対する保険税軽減分等を国、県、市町の公費で負担することにより、国保財政の基盤の安定化に資することを目的とする制度でございます。保険者支援分として、国2分の1、県4分の1、市4分の1、保険税軽減分として、県が4分の3、市が4分の1という負担割合となっております。

2節職員給与費等繰入金5,220万7,000円、国保事務経費に対する繰り入れでございます。

3節出産育児一時金等繰入金476万円は、出産育児一時金に対する一般会計からの3分の2の繰入分でございます。17名分を見込んでおります。

4節財政安定化支援事業繰入金3,485万4,000円は、被保険者の応能割、保険税負担能力に特に不足していること、高齢者が特に多いことなどのように、保険税の責に帰することができない特別の事情に基づくと考えられる要因に着目し、限定的に一般会計からの繰り入れが認められているもので、交付税による財政措置が講じられるものでございます。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、これは財政調整基金からの繰り入れを行い、財源充当するものでございます。取り崩し額は前年度の約 2 倍で、基金を取り崩さないと当初予算が計上できない状況となっております。なお、基金の推移につきましても、後ほど資料で説明をさせていただきます。

予算書、328、329 ページをごらんください。

5 款繰越金、本年度予算額 1,000 円、前年度と同額でございます。

6 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料につきましては、税務課からの説明となりますので、税務課長とかわります。

○吉沢税務課長 1 目延滞金、1 節一般被保険者延滞金 378 万円、2 節退職被保険者延滞金 5,000 円、それぞれ国民健康保険税の延滞金であります。

説明を交代いたします。

○内山市民サービス課長 それでは、328、329 ページをごらんください。

6 款諸収入、2 項雑入、1 目一般分第三者納付金、本年度予算 200 万円は、前年度同額でございます。1 節第三者行為収入 200 万円、これは一般被保険者が交通事故等、第三者の行為により負傷した場合の保険給付に対する返納金でございます。

2 目退職分第三者納付金、これは退職被保険者が交通事故等、第三者の行為により負傷した場合の保険給付に対する返納金でございます。

3 目一般分返納金、これは一般医療費返納金でございます。

4 目退職分返納金、1 節退職分返納金 1,000 円、これは退職分医療費返納金でございます。

5 目雑入は、前年度と同額の 1,000 円の計上でございます。

次に、予算書、330、331 ページをごらんください。

歳出について御説明をさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、国保職員人件費 3,823 万 5,000 円につきましては、市民サービス課 2 名、税務課 4 名の計 6 名分の人件費でございます。国保一般管理費 1,105 万 2,000 円、主なものは、12 節役務費 522 万 3,000 円、内訳としましては、被保険者証郵送代ほか通信運搬費 176 万 8,000 円、国保連合会に対する確認事務手数料 230 万 6,000 円、国保情報集約システム運用手数料 89 万 3,000 円でございます。

13 節委託料 198 万 3,000 円、主な内訳は、国保診療報酬等電算委託料 178 万 2,000 円、うち旧被扶養者減免見直しに伴うシステム改修委託料 148

万5,000円が主なものでございます。

予算書、332、333ページをごらんください。

19節負担金、補助及び交付金323万1,000円、これは一般会計に対して支払う国保会計分の総合住民情報システムの利用負担金でございます。

2目連合会負担金、19節負担金、補助及び交付金93万8,000円、主な内訳は、連合会保険事業負担金38万円、連合会一般負担金48万8,000円でございます。

次に、1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費につきましては、税務課からの説明となります。

○吉沢税務課長 1目賦課徴収費の説明をさせていただきます。

説明欄をごらんください。

国保賦課徴収費332万円は総務課説明分でありますので、割愛させていただきます。

次の国保賦課費110万4,000円、これは国民健康保険税の賦課業務に係る事務的な経費であります。内訳を申し上げます。需用費3万2,000円は事務用消耗品費、役務費36万8,000円については納税通知等に係る通信運搬費、次の334、335ページをごらんください。使用料及び賃借料1万2,000円は複合機使用料、負担金、補助及び交付金69万2,000円は納付書印刷に係る応分の国民健康保険特別会計分の一般会計への負担金であります。

次に、国保徴収費188万6,000円、こちらは国民健康保険税の徴収業務に係る事務経費であります。内訳を申し上げます。旅費3万8,000円は、市外徴収の普通旅費であります。需用費51万2,000円、主なものは納付書等の印刷製本費であります。

次に、役務費70万、主なものは督促状などの郵送経費であります。

次に、使用料及び賃借料21万6,000円、納税相談員の私用車借上料であります。

負担金、補助及び交付金42万円は、三重地方税管理回収機構負担金であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長 それでは、引き続き、334、335ページ、最下段でございます。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、これは国保事業の適切な運用を図るため市町村の必置機関である協議会の運営に係る経費で、主なものは、1節報酬50万

2,000円、国保運営協議会委員報酬、委員15名、5回分の報酬でございます。それと、会長の国保連合会主催の研修会参加等に係る報酬分が含まれております。

予算書、336、337ページをごらんください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般分療養給付費等、これにつきましては、県が推計した本市に対する保険給付費等交付金の普通交付金額をもとに計上しております。

19節負担金、補助及び交付金14億8,861万1,000円、一般被保険者の療養給付費でございます。

2目退職分療養給付費等、これにつきましても、県が計上した本市に対する保険給付費等交付金の普通交付金額をもとに計上しております。

19節負担金、補助及び交付金314万9,000円、退職被保険者の療養給付費でございます。

3目一般分療養費、これにつきましては、県が推計した本市に対する保険給付費等交付金の普通交付金額をもとに計上しております。

19節負担金、補助及び交付金1,392万9,000円、一般被保険者の療養費分でございます。

4目退職分療養費、これにつきましても県の推計による本市に対する保険給付費等交付金の普通交付金額をもとに計上したものでございます。

19節負担金、補助及び交付金3万円、退職被保険者の療養費でございます。

5目審査支払手数料、12節役務費474万円、主なものは、診療報酬審査支払手数料467万2,000円でございます。

予算書、338、339ページをごらんください。

2項高額療養費、1目一般分高額療養費、これにつきましても県が推計した本市に対する保険給付費交付金の普通交付額をもとに計上しているものでございます。

19節負担金、補助及び交付金2億3,852万6,000円、一般被保険者の高額療養費分でございます。

2目退職分高額療養費、これも県が推計した本市に対する保険給付費等交付金の普通交付金額をもとに計上しております。19節負担金、補助及び交付金11万2,000円、退職被保険者の高額療養費分でございます。

3目一般分高額介護合算療養費、19節負担金、補助及び交付金10万円で、一般被保険者の高額介護合算療養費でございます。

4目退職分高額介護合算療養費、19節負担金、補助及び交付金5万円、退職被

保険者の高額介護合算療養費でございます。

3項移送費、1目一般分移送費、本年度予算額は、前年度と同額の1,000円でございます。

2目退職分移送費、これも本年度予算額1,000円、前年度と同額でございます。

予算書、340、341ページをごらんください。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度予算額714万、前年度に対し126万円の減額です。

19節負担金、補助及び交付金714万円で、出産育児一時金として1件42万円、対象者を17名分と見込んで予算計上したものでございます。

2目審査支払手数料、12節役務費4,000円は、出産育児一時金等支払手数料で、国保連合会から各医療機関への振り込み手数料でございます。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、19節負担金、補助及び交付金245万円、葬祭費として1件5万円、本年度は49件分を見込んで計上したものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、国保財政の県一元化に伴い市が県に支払う費用で、県から示された納付金額に基づき計上しております。

ここで国民健康保険事業費納付金について、資料により担当から説明をさせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小川市民サービス課係長　それでは、資料14ページをごらんください。

国民健康保険事業費納付金につきまして説明させていただきます。

国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3項目を合わせて5億8,116万9,000円で、対前年度比で2,155万8,000円の増額となっております。

次のページ、平成31年度予算案におけるポイント②をごらんください。

増加の主な理由といたしましては、県全体の保険給付費の増額及び前期高齢者交付金の前々年度精算などによるものです。

次のページをごらんください。

納付金は、市の歳出全体の24%を占めます。市が県に支払う納付金額は毎年県が決定します。納付金額の算定は、県全体の保険給付費などがどの程度必要になるのかを推計するところから始まります。年度ごとに変わる医療費や国保加入者数の増減などを盛り込んで県が算定します。県全体で医療費総額は減少、国保加入者数も減少見込みですが、1人当たり医療費は増加見込みです。以上より、県全体の保

険給付費は対前年度比で0.37%の増加と見込まれています。また、歳入の前期高齢者交付金の減少が見込まれており、その減少分についても納付金で賄う必要があります。これらの主な要因により、納付金は県全体で4.33%の増加と見込まれています。

次のページをごらんください。

ただし、国や県からの制度改正を原因とした負担増に対する補填や、過年度の過大交付金の精算額等を差し引くと、納付金は実質的には県全体で2.16%の増加と見込まれています。

本市の納付金は、国保加入者の減少見込みが大きいことが影響し、実質的には0.6%の増加となっています。また、県全体の納付金額に対する本市の納付金額の占める割合は、一般国保分については、100万未満四捨五入した金額ですが、県全体で505億6,400万に対して尾鷲市の納付金5億8,100万円なので、1.15%の負担となっています。

以上で資料の説明とさせていただきます。

○内山市民サービス課長 それでは、予算書、340、341ページにお戻りください。

一番下の段、3款国民健康保険事業費納付金、19節負担金、補助及び交付金4億1,560万8,000円で、一般被保険者の医療給付費に係る納付金でございます。

次ページをごらんください。

2目退職被保険者等医療費給付費分、19節負担金、補助及び交付金21万7,000円、退職被保険者の医療給付費分に係る納付金でございます。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、19節負担金、補助及び交付金1億2,033万円、一般被保険者の後期高齢者支援金等分に係る納付金でございます。

2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましても、19節負担金、補助及び交付金7万3,000円、退職被保険者の後期高齢者支援金等分に係る納付金でございます。

3項介護納付金等分、1目介護納付金分、19節負担金、補助及び交付金4,494万1,000円、一般及び退職被保険者に係る介護納付金でございます。

次ページをごらんください。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業拠出金、19節負担金、

補助及び交付金 1,000 円で、退職者医療共同事業事務費拠出金でございます。

5 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目疾病予防費、主なものは、12 節役務費 92 万 8,000 円、内訳は、医療費通知や後発医薬品利用差額通知等の郵送料 79 万 4,000 円、後発医薬品利用差額通知データ管理手数料 13 万 4,000 円です。

13 節委託料 515 万円、内訳は脳ドックに係る住民健診等委託料 134 万 5,000 円、レセプト点検業務委託料 277 万 9,000 円、健康増進及び医療費削減強化事業委託料 102 万 6,000 円が主なものでございます。

ここで健康増進及び医療費削減強化事業について、資料により担当より説明をさせていただきます。

○小川市民サービス課係長 それでは、資料、23 ページをごらんください。

健康増進及び医療費削減強化事業につきまして説明させていただきます。

健康増進及び医療費削減強化事業につきましては、国の特別調整交付金を活用し、福祉保健課とともに健康増進及び医療費削減に取り組む事業になります。

事業内容につきましては、大きく分けて三つございます。まず、がん検診及び特定健診の未受診者対策として、健診の重要性を普及啓発するために健康教室を実施します。

次に、生活習慣病の予防対策として、講話や実技指導を通じて食事や運動習慣の定着を図ります。また、健康づくりマニュアルを作成します。

最後に、健康教育として、タラソセラピーを活用した心身の健康づくりに取り組みます。

いずれも以前より取り組んでいる内容ですが、31 年度においては国の特別調整交付金を活用することで、重点的に取り組んでいこうとするものです。なお、これらの事業費用 102 万 6,000 円につきましては、国保加入者分として計上させていただいており、国から特別調整交付金が充てられる見込みです。

以上で資料の説明とさせていただきます。

○内山市民サービス課長 それでは、予算書、344 ページ、一番下になりますが、19 節負担金、補助及び交付金 32 万 9,000 円、内訳は、健康増進事業費負担金 10 万 4,000 円、老人クラブ連合会主催の健康増進のためのグラウンドゴルフ大会補助金 22 万 5,000 円でございます。

健康増進事業等負担金につきましては、福祉保健課が一般会計において実施している生活習慣病予防、糖尿病性腎症重症化予防、食生活改善料理教室などの経費に

対する国保会計負担分でございます。

次ページをごらんください。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、12節役務費124万7,000円、内訳は、特定健診及び保健指導の案内、未受診者に対する受診勧奨通知などの郵送代55万8,000円、特定健診等データ管理手数料68万9,000円が主なものです。

13節委託料1,935万2,000円、内訳は、健診委託料が1,906万2,000円、特定健診受診勧奨コールセンター業務委託料29万円です。健診委託料につきましては、特定健診の委託料でございます。

ここで特定健診について、資料により担当から説明をさせていただきます。

○小川市民サービス課係長 資料19ページをごらんください。

それでは、特定健診につきまして説明させていただきます。

本市の受診率は29年度で31.4%と県平均の43%を大きく下回っており、課題となっております。受診率を向上させたい主な理由としましては、1、医療費の削減と、2、国や県からの交付金の獲得のためです。

次ページをごらんください。

受診率向上のために、29年度、30年度と新たな取り組みを実施してきました。まずは、輪内地区のコミュニティーセンターにおいて集団健診を実施、30年度についてはがん検診と同時実施しました。

次に、国保連合会事業である受診勧奨コールセンターや特定健診適正受診促進事業を活用し、未受診者への受診勧奨を行いました。また、30年度は年明けの1月から3月の毎週金曜日に尾鷲総合病院において、国保加入者のみが対象となりますが、特定健診を実施していただけることとなりました。

ほかにも、ここには記載しておりませんが、30年度より三重県医師会からの要望により検査項目を拡大し、心電図及び貧血検査についても全員に受けていただけることとなりました。31年度についても、これらの取り組みは引き続き実施させていただきたいと思っています。

平成30年度の特定健診受診率は、2月末現在の速報値となりますが、33.8%となっており、平成29年度に比べて上昇見込みではあります。確定数値ではありませんので、多少前後することと思われます。ですが、県平均の43%にはまだ至っておりません。

次ページをごらんください。

そこで、国保加入者の方々や医療機関の先生方、国保運営協議会の委員の皆様方から御意見をいただいた中で新たな取り組みとして、31年度から33年度までの間、特定健診受診時の自己負担額を現在の500円から無料にさせていただくことで、さらなる受診率の向上を図りたいと考えています。

そこで、一番考えなければいけないところが、新たに発生する費用についてです。自己負担額500円に受診者数を乗じた額を新たに国保会計の中で負担することになります。負担額は最下段をごらんください。平成31年度の受診率の目標を40%としていますので、500円掛ける受診者数で82万円の新たな費用負担が見込まれます。

次ページをごらんください。

ただし、平成30年度の県の交付金制度の評価項目においては、自己負担額を無料にすると60点の加点があります。その結果、106万2,960円の交付金が見込まれますので、新たに発生する費用は、県の交付金で賄える見込みとなります。

県の交付金制度の評価項目は毎年見直されるので、無料にすれば毎年106万円の交付金があるかというところ、そうとは言い切れませんが、まずは現在の制度にある交付金を活用し、特定健診を受診しやすい環境を整えたい、そして、少しでもたくさんの方に受診していただき、健康増進、早期発見、早期治療により医療費の削減につなげたいと考えています。

なお、今回の無料化は、県の交付金制度を活用して実施するものです。県の交付金制度は毎年評価項目などが見直されることから、この制度を活用できるであろう期間を3年間と推測し、31年度から33年度までの期間限定で実施したいと考えています。

また、31年度の受診率の目標値を40%、その後、毎年5%ずつ上昇することで目標を定めておりますので、33年度において目標値50%を達成しているか、また、目標値を達成していなくても県の平均受診率を上回っていれば、運営協議会や議員の皆様にもお諮りさせていただき、34年度以降も無料化を継続するかどうか検討したいと考えています。

以上で資料の説明とさせていただきます。

○内山市民サービス課長　それでは、予算書、346、347ページにお戻りください。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金、本年度予算額1,000円、前年度と同額です。

7 款公債費、1 項公債費、1 目利子、本年度予算額 1 3 万 2, 0 0 0 円で、前年度と同額です。これは一時借入金が発生した場合の償還の利子でございます。

次ページをごらんください。

8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般分保険税還付金及び 2 目退職分保険税還付金につきましては、税務課長から説明をさせていただきます。

○吉沢税務課長 1 目一般分保険税還付金、2 3 節償還金、利子及び割引料 1 8 0 万円は、国民健康保険税一般分の過誤納付還付金であります。

同じく、2 目退職分保険税還付金、2 3 節償還金、利子及び割引料 1 8 万円は、国民健康保険税退職分の過誤納付還付金であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長 3 目一般分償還金及び還付加算金及び 4 目退職分償還金及び還付加算金につきましては、いずれも前年度と同額の 1, 0 0 0 円の計上でございます。

最後に、3 1 年度の予算案におけるポイントについて、資料に基づき担当より説明をさせていただきます。

○小川市民サービス課係長 それでは、資料 1 3 ページをごらんください。

歳入のポイントについて説明させていただきます。

一つ目のポイントは、国民健康保険税の減少です。国民健康保険税につきましては 3 億 4, 2 4 6 万 9, 0 0 0 円で、対前年度比で 2, 2 0 8 万 7, 0 0 0 円の減少となっています。これは国保加入者数及び加入者の所得、資産割額の減少が主な要因です。国民健康保険税は歳入全体の 1 4 % を占めています。

二つ目のポイントは、県支出金の減少です。県支出金につきましては 1 7 億 9, 9 9 7 万 2, 0 0 0 円で、対前年度比で 8, 6 9 3 万 8, 0 0 0 円の減少となっています。これは県支出金の中でも普通交付金が 9, 9 6 0 万 4, 0 0 0 円減少したことが主な要因です。普通交付金とは、医療機関や国保加入者の皆様に支払う医療費などに対する県からの交付金のことです。普通交付金の減少は、歳出の保険給付費の減少に伴うものです。保険給付費は国保加入者数の減少により減少すると見込んでいます。ですので、歳入が 1 億円近く減少してしまう見込みですが、歳出の保険給付費も 1 億円近く減少する見込みであるということになります。県支出金は歳入全体の 7 4 % を占めています。

三つ目のポイントは、財政調整基金からの繰入金金の増加です。財政調整基金からの繰入金金につきましては 6, 4 9 7 万 3, 0 0 0 円で、対前年度比で 3, 2 8 3 万 9,

000円の増加となっています。これは国保の貯金である国保財政調整基金を取り崩して経費に充てるもので、歳入の国保税の減少や歳出の国民健康保険事業費納付金の増加が主な要因です。この繰入金が増えると国保会計の運営が苦しくなります。

続きまして、資料、15ページをごらんください。

歳出のポイントについて説明させていただきます。

一つ目のポイントは、保険給付費の減少です。保険給付費につきましては17億5,884万3,000円で、対前年度比で1億145万1,000円の減少となっています。これは国保加入者数の減少が主な要因です。また、保険給付費の中でも療養給付費は減少、高額療養費は増加見込みです。

二つ目のポイントは、国民健康保険事業費納付金の増加です。国民健康保険事業費納付金につきましては5億8,116万9,000円で、対前年度比で2,155万8,000円の増額となっています。先ほども説明させていただきましたが、増加の主な理由といたしましては、県全体の保険給付費の増額及び前期高齢者交付金の前々年度精算などによるものです。

以上が31年度の予算案におけるポイントです。

続きまして、資料、24、25ページをごらんください。

保険給付費、国保加入者数、1人当たり保険給付費の推移です。24ページのとおり、保険給付費全体額は、平成27年、28年、29年度と決算数値で減少しています。また、25ページのとおり、国保加入者数につきましては平成27年度以降減少傾向ですが、国保加入者1人当たりの保険給付費は増加傾向にあります。

なお、30年度、31年度の保険給付費については、当初予算額での比較となっており、国保加入者1人当たりの保険給付費は、29年度と比べて増加見込みです。

次ページをごらんください。

財政調整基金の状況です。

基金残高につきましては、平成29年度末で4,999万5,000円まで減少しましたが、30年度末で1億2,880万2,000円と見込まれ、31年度の当初予算を計上するために6,497万3,000円を取り崩しましたので、31年度の当初予算計上後の基金残高は6,383万円と見込まれます。

先ほども申しましたが、基金を取り崩さないと当初予算が計上できない状況です。また、取り崩し額は国保税の減少や納付金の増加などの影響で、前年度の当初予算計上時の約2倍となっています。

今後は繰越金の見込みも厳しく、32年度の当初予算を計上するにはさらに基

金の取り崩し額がふえることが予想され、このままでは基金が枯渇してしまいます。収支バランスを図るため、31年度中に国保税率の見直しを進めます。

次ページをごらんください。

これは平成31年度における県と市の国保財政の仕組みを簡単な図であらわしたものです。上段は県の国保特別会計の資金の大まかな流れになります。

上段左の部分、県の収入としては主に国などからの公費と、上向きの長い矢印の市から納められる納付金になります。県はそれらを合算したものから、下向きの長い矢印の市に保険給付費等交付金、①普通交付金と②の特別交付金を支出します。

下段は市の国保特別会計の資金の大まかな流れになります。下段左の部分、市の収入としては、主に市の一般会計などからの公費と皆様から納めていただく保険税、真ん中の下向きの大きな矢印の県からの保険給付費等交付金となります。市はそれらを合算したものから、真ん中の上向きの大きな矢印の県に対して納付金を支払います。また、医療機関などに保険給付費を支払い、特定健診等の保健事業を行います。

以上が県と市における大きな資金の流れとなります。

ここで保険給付費等交付金について説明させていただきます。

保険給付費等交付金のうち、①の普通交付金は、市が行った保険給付の実績に応じ県より交付されます。②の特別交付金の内訳につきましては、調整交付金1,368万6,000円、特定健診等負担金591万5,000円、保険者努力支援分619万円、県繰入金2号2,967万5,000円の4項目です。

主なものとしましては、保険者努力支援分619万円と調整交付金1,368万6,000円のうち133万円の合計752万円につきましては、各自治体の医療費の適正化や保険運営の安定化に向けての取り組み、例えば特定健診の受診率や後発医薬品の促進などを指標化し交付金に反映させるという、国の交付金制度である保険者努力支援制度に基づくものです。

また、県繰入金2号2,967万5,000円につきましては、国の保険者努力支援制度の指標達成を後押しするための県独自の交付金制度に基づくものです。

これら国及び県の交付金については、保健事業を初めとする医療費の適正化や収納率の向上などに積極的に取り組む市町に対して、それらの取り組みを評価し、交付金により支援されるものなので、今後も保健事業等に積極的に取り組み、交付金の獲得に努めます。

最後に、資料、28ページをごらんください。

平成29年度の三重県下29市町の1人当たり費用額、医療費の状況です。

本市は4番目に高く、28年度は2番目でしたので、順位としては下がっていますが、1人当たり医療費額は28年度よりも増加していますので、医療費としては増加していると考えられます。

医療費の削減が県全体の納付金の減少につながり、また、国や県からの交付金の獲得にもつながります。そうなれば、本市が負担する県への納付金額も減少が見込まれますので、31年度は特に医療費の削減に向け保健事業を強化した予算編成とさせていただきます。

これで資料の説明を終わります。

○南委員長 ありがとう。

○内山市民サービス課長 以上で議案第16号、平成31年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決についての説明とさせていただきます。

○南委員長 ありがとうございます。

まず、ここで一旦16号の質疑に入りたいと思いますので、質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○小川委員 国保財政の財政調整基金もピンチなような状態で、保険税も少し上げなければならないということなんですけど、資料の27ページですか、保険者努力支援分とありますけど、これって重症化予防とかあると思うんです。これはほかにできることって、今やっている分にどこを伸ばしたらかなりこれがいただけるというのか、交付金がふえるというのか、一番要因というのはどこなんでしょうか。

○小川市民サービス課係長 保険者努力支援制度につきましては、国の交付金制度もそうなんですけど、県の交付金制度も国の保険者努力支援制度を後押しするような評価項目がたくさんあります。いろんな評価項目がある中で、配点の高い部分、例えば糖尿病性腎症の重症化予防についてですとか、あと、特定健診の受診率の向上に努めるとか、そういうところに重点的に配点がされているような内容になっています。

小さい配点の部分も少しずつ取り組んではいます。県医師会への協力をお願いしたりとか、理事会の冒頭で今の尾鷲市の現状を説明して、医師会の先生方にいろいろ御協力をいただくということとかも評価項目の中にありますので、そういう取り組みを行っています。

評価点数の重点的配分のところについては、正直、とれていない部分も幾つかありますので、保健事業に取り組む部分というのがかなり評価点数が高い部分となっ

ています。そこも徐々にとれるようには福祉保健課とも連携しながら努力はしているんですけども、なかなか獲得にはまだ結びついていない部分もありますので、調整交付金が獲得できるように今後も努めていきたいと思えます。

○小川委員　　以前もお聞きしたんですけども、糖尿病の重症化予防で糖尿病の透析があると1人当たり500万ぐらいかかるというのがありますので、糖尿病の重症化予防は非常に大事だと思います。

それと、以前お伺いしたときに、重複薬剤とか重複診療というのの保健指導をやっているということなんですけど、そろそろ残薬の問題にも踏み込んでいかなきゃならないと思うんですけど、医師会のか薬剤師会と相談もしなきゃならないと思うんです。また、消費税が10月ですか、増税されるときに薬価も改正されるんですよ、2%分に合わせて薬価も高なるということは、もうちょっと厳しくなるんじゃないかと思うんですけど、その点はどのように思えますか。

○内山市民サービス課長　　残薬につきましては、以前、小川委員のほうから残薬袋等の御提案をいただいて、担当といたしましても紀北薬剤師会の会長のところへも話に伺いました。

その中で、薬剤師会としてもそういう薬の服薬指導をすると点数がついて収入が見込めるということで、積極的に取り組んでおると。ただし、処方については正規の処方どおり薬を飲めば、本来余るものではないというような考え方もあって、なかなか積極的な取り組みまでには取り組んでいないという状況でございます。医師会さんのほうへもお話はさせてはいただいております。

○小川委員　　残薬の問題で取り組んでいる市町もありますよね。それで医療費が随分削減できたというのがありますので、ぜひ積極的にやっていただきたい、そのように思えますので。

以上です。

○濱中委員　　予算書を見たときに、やはり昨年度と多くなっている分、少なくなっている分という比較で事業の力の入れ方を判断するところがあるんですね。

それで、今年度は、人口減、世帯減のところはかなり減っているところというのはあるのかなという理解をしたんですけども、その中で、347ページを今通知しましたけれども、345ページ、347ページにわたって疾病予防費と、あと、特定健診の事業費が、疾病予防費のほうは昨年よりかなり減っていて、それで、特定健診のほうの事業費はふやしているというようなどころが見られたときに、疾病予防費のほうは先ほど説明があった中に福祉保健課との連携によりというところが

言われたと思うんですけど、300万前後のここでの減額は、福祉との連携による事業で補われると見てよろしいですか。

○小川市民サービス課係長　そうですね。この300万の減というのは、昨年度は国保データヘルス計画の策定業務の委託料等もありましたので、その分の差額があるのと、今回新たに委託料の中で、先ほども資料に基づいて説明させていただいたんですが、健康増進及び医療費削減強化事業委託料ということで、この部分を特に福祉保健課と連携して一緒に進めていきたいと思っておりますので、ここでもちろん特定健診の受診率のアップの話、そこへつながっていけるような委託料にできればと考えていまして、これで補っていきたいと思っております。

○濱中委員　特定健診のほうはこの30年度にも受診者をふやす活動としてのお声がけというのはいろんな場面で拝見しましたので、その辺は結構しっかりと受けとめられるところかなという感想がありました。

今回、先ほどの説明にもありましたように、総合病院での特定健診がことしは受け入れられたということで、やはり住民の方からもそこはありがたいという言葉をいただいております。

今回、決まった月から離れたところで今やってもらっておりますけれども、今年度、31年度、引き続きということは、その枠内でも総合病院でというふうに理解してよろしいですか。決まった月の7月からというあたりで。

○小川市民サービス課係長　基本的には7月から11月という形で特定健診の受診期間は県内統一で決まっているので、そこで実施していただけることが理想です。ただ、まだそこまでの調整が至ってなくて、ことしも急遽、今年度1月から3月までで今実施していただいている現状です。

来年度についても、今のところはまだ今年度1回しただけなので、この1月から3月で同じような形でお願ひするという方向では考えています。ただ、最終的には7月から11月で実施していただければ、やっぱり受診率の向上にはつながってくるのではないかと、担当課としては考えています。

○濱中委員　ふだんの総合病院の受診の体制にもかかわってくることなので、受診率が上がるからといって行け行けどんどの要望をとということもなかなか難しいのかなとは思いますが、やはり総合病院に関しても開設者も尾鷲市なので、その辺は先生たちの御負担も考えながらかとは思いますが、やっぱり疾病予防ということと、どうしても尾鷲市の特性上、総合病院がかかりつけであるという方は多く聞きますので、後ほど後期高齢のほうでも出てくるかもわからないのです

けど、特に高齢者たちは総合病院がかかりつけということもよく聞きますので、特定健診をしっかり受けるということが重症化予防であるということをもさらに啓発していただいて、総合病院に御協力いただく体制というのをぜひお願いしたいなと思います。開設者である市長のほうもぜひ、御意見があったら、その辺、お願いしたいんですけど、いかがですか。

○加藤市長　特定健診につきましては、住民の皆さんから、私はほかのところへ行きたくない、尾鷲総合病院でやっていただきたいということで、何とか1月から3月まで、この期間は医者の方の何とか1月から3月は行けるんじゃないかということで30年度はやっているんですが、それで、さっき担当から話しましたように、実質的には7月から11月が特定健診の期間であるというような、それに近づけていきたいとは思いますが、本来はそうあるべきなんですけれども、あとは、やっぱり病院との関係なんですよね、医者との。それは、しかし、私、今言えるのは何とかしてやってくれやというようお願いをやっぱり言って、あとは、医者との関係で、どういう形で一緒になってやっていくかと。委員おっしゃるように、こういうことについて、要するに重症化予防なんです。これなんです。これは認識しておりますので、もう一度、毎月毎月管理者会議をやっておりますので、そういう要望が非常に強いよということで、もう一度検討はさせますけれども、そういう思いで、今そういう状況でございますので、済みません。

○三鬼（和）委員　特定健診については、最近ワンセグでもやっておるのでよくわかるというのか。

今回の31年度の取り組みの中では500円から無料ということになるけど、500円そのものが別段高いわけじゃないところがあって、無料になるのはええこと、取り組みはええことなので、このことについてはどうじゃないんですけど、健診率を高めるという中では、今まで3人に1人と言われておったのが2人に1人ぐらいがんであろうということがあって、そういったことも含めて、やっぱり怖さというのを含めて事前に理解することという、そういった取り組みもしながら啓蒙していくという、健診につなげていくということにも取り組まないといけないんじゃないかなと思うんですけど、そういったようなものの広がりというのはどうですか。

それと、40代、50代の方の未受診者に家へ勧誘に実施したと言うけど、これも何件も行ったんですか。どうなんです、この辺は。

○小川市民サービス課係長　受診したときの自己負担額500円の関係なんですけれども、やはり国保の運営協議会の委員さんたちからもいろいろ言っていたい

たり、やっぱり病院の先生からもいろいろ言っただくんですけど、あと、輪内地区の区長さんたちからも、やっぱり啓蒙が必要やということで常々言われています。

その啓蒙につきましては、先ほどの健康増進及び医療費削減強化事業委託料の中で健康教室を通じて重症化予防で大事なんやということ、特定健診だけじゃなくて、がん検診も含めた中で啓蒙していきたいという考えのものと委託料になっています。そこで受診の自己負担をゼロにするということと啓蒙、両方で受診率アップにつなげていきたいと考えています。そういうふうな31年度の予算計上をさせていただいています。

40代から50代の方の未受診者宅を国保連合会の事業を通じて在宅の保健師さんに回っていただいた件数なんですけれども、10月22日から26日までで国保連合会の保健師さん1名に回っていただきました。自宅訪問させてもらって対話を完了してアンケートもさせていただいたんですが、回収できた件数が34件です。対象は野地町、栄町、中央町、中村町、南陽町の75名の方を対象に回ったんですけれども、留守のお宅もありまして、実際、対話できたりアンケートを回収できたのが34件ということです。その中で、どういうふうにしたら受診しやすいでしょうかといういろんなアンケートで聞き取りする中でいろんな御意見をいただいて、受診料金をゼロ円という意見もいただきましたし、ちょっと面倒で行っていないというような意見も多々いただいたというような結果になっています。

○三鬼（和）委員 私ごとですけど、60歳のときに健診を受けて5年間受けずにいて、たまたま痛風というのか、そういったのがあったので血液検査をした中でがんが見つかったというケースがあって、それ以降は健診に行くほうがいいよってみんなに言うんですけど、やっぱりそういう啓蒙は大事だと思うし、その話を聞いて我々も立場的というのか、こういったようなのを審査しておる中で議会報告会とかがあって各コミュニティーセンターを回っておるもので、議員もみずからそういった報告会へ行ったときにこういったののお手伝いもせなあかんって今思っ、やっぱり啓蒙して健診率を上げるということが本人さんの健康とか寿命にもつながりますし、医療費というのにも、病院経営はさておいてでもつながるということがあるもので、そういったトータル的な啓蒙活動というのは市を挙げて取り組まなあかんのかいって今説明を聞いた中でありましたもので、また、議会としてもそういう機会を見つけて、パンフレットとかがあった場合とか、行って集会があるときには、それもあわせてまた啓蒙をさせていただくということをしてせなあかんかいなと

思いましたので、また議長等とも話しまして取り組みたいと思います。

○小川委員　　ちょっとかぶるんですけれども、やっぱり受診率の向上と、あと、風疹対策の予防接種なんかもそうなんですけど、40代、50代の方というのはふだん働いていますよね、月曜から金曜まで。土日、医療機関が休みというとなかなか受けられないんじゃないかというのがありますので、医療機関にも相談していただいて、予約制にして協力いただくということはできないものなんでしょうか。

○内山市民サービス課長　　特定健診とかの土日……。

○小川委員　　土日はやっていないやろう。

○内山市民サービス課長　　医院によっては土曜日とかも受診可能であるとは聞いています。日曜日はちょっと。

健診でも医師1人では済みませんものですから看護婦さんとか、小さい病院の体制も考える必要もありますので、またそこら辺は一度医師会なりと相談させていただきたいと思います。

○濱中委員　　先ほど資料の説明の最後のほうで、保険料の増額に関しても進めていかなければというような説明があったんですけれども、スケジュール的にはどういふところを考えておりますか。

○内山市民サービス課長　　昨年も基金が3,000万近くまで落ち込んだ中で、31年度からの見直しという形で庁内でいろいろ検討したんですが、見込みよりも思ったより繰越金が1億2,000万余り出たものですから、基金を取り崩して31年度も当初は組めるという見込みがつかしましたもので、見送った経過がございます。

それで、県へ移行しスタートした1年目ということで、2年目以降の納付金の動向も知りたいものですから、今回2,000万余りの増加となったような結果を受けて、32年度からの税率については、早い段階で具体的な税率案なり影響額等をまた示させていただいて進めていきたいと考えています。

○濱中委員　　恐らく備えあればというところやと思うんですけれども、ことしも昨年の終わりからいわゆるはしかであるとかインフルエンザであるとか、予想を超えたようなそういう伝染するような疾病が出回りましたし、突然のことというのが起こらんとは限りません。

県からの指示、指導も出てくるのかなとは思いますが、やはり値上げに関しては細心の注意で住民の方に御理解をいただくような情報の共有が必要かなと思いますので、議論が始まりましたらそれごとに、今の審議会の議事録がそれぞれに載せていただいておりますので、流れは以前よりはつかみやすくなったのかなと

は思うんですけども、やはり値上がりをしてから、えっ、そうやったんと言われることもなくはないので、こういったことには慎重に進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○野田委員　　ざくっとですけども、31年度の歳入と歳出ということで資料の中で、13ページと15ページなんですけれども、歳入では健康保険税の減少と県支出金で1億900万の減少になっているわけですけども、それで、あと、歳出の部分では保険給付費の減少ということで1億100万減少しています。そして、歳出の分では保険事業の給付金がふえたということで、今回基金のほうは6,400万ぐらい崩しておるわけですね。それで、前年度と比較する中で3,200万ぐらい基金の取り崩しが多くなって、これは予測見込みの範囲ですけども、基金の残高が当初後6,300万という形になっています。要は基金という部分が、担当課のほうでは予測というのほどのように考えていますかということをお聞きしたいんですけど、まず1点は。

○内山市民サービス課長　　基本的に平成30年度から県一元化がスタートして、国保の各市町の財政については県が一元で財政部門を担っていただいています。突然そういう天災とか災害のあったことに対しては県のほうも基金を積み立てておりますので、対応できるかなど。ただ、市町でも流行病とかの関係でどうしても一定額の基金は必要だとは考えておりますが、ただ、それが確実に幾ら要るのかと言われると、なかなか答えは出しにくい部分がございます。

ただ、一定限、納付金が示されるのが1月の末になりますので、市の当初予算を締め切った後ぎりぎりではわかってくるわけで、そこで足りないとなったときは当然基金を充当する必要がありますので、一定額の基金は必要かなとは考えております。

○野田委員　　資料のほうの28ページの三重県下の29市町の1人当たりの使用額、医療費の状況なんですけれども、29年度ということで、紀北町が46万1,121円、尾鷲市が、順位的にはちょっと下がったような形にはなりますけれども、43万1,984円ですね。

それで、何が言いたいかというと、紀北町については約7,000円ぐらいの医療費の減少、前年度と比較して減少になっています。尾鷲市については1万1,000円ぐらいの増加になっているわけですね。個々の年度の差というのはいろんな受ける方によって違ってくると思うんですけども、大まかにざくっとした感じで、今回尾鷲市のほうが増加の形になっていますという、何か要因的なことを考えられているのかどうか、そこだけお聞きしたいと思います。

- 内山市民サービス課長 個々の要因まではちょっと分析はしていません。
- 三鬼（和）委員 基金のことも引き続きしましたが、国保料の料金の検討とい
うのか、基金がなくなってきたもんで値上げせんならんということなんやろうけど、
これって、次年度ぐらいを想定しての話なんですか。それとも、一、二年かけてじ
っくり分析してやられるのかどうか、どうなんですか、国保税のやつ。
- 内山市民サービス課長 国保の税額につきましては、当然国保の運営協議会に
諮る必要もございます。運営協議会に諮って市長の諮問を受けて答申するような形
で進めていかなければなりません。これから31年度へ入ってから運営協議会を開
いて資料なり、そういう説明をしながら、そのたびに議会のほうへも報告させてい
ただきながら進めていきたいとは考えています。
- 三鬼（和）委員 進めていくというのは、ちらっとそういった保険料の検討も
必要かという説明の中でありましたもんで、どれぐらい、先ほど言うたように基金
も減ってきておって運営ができない状態が、このまま医療費が上乘せすれば足らな
いということでしょう。ですもんで、次年度をもってするので審議委員の皆さんに
議論してもらおうのかどうかという、そのリアルなところはどの辺なんですか。
- 内山市民サービス課長 庁内、事務担当としましては、平成32年度からの税
率改正に向けて検討資料を進めていきたいなど、運営委員会、また、議会へも説明
しながら、当然市民への周知も必要でございますので、進めていきたいと考えてい
ます。
- 南委員長 他にございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 南委員長 他にないようですので、それでは、引き続き、議案第17号の後期
高齢者の予算の説明を求めます。
思ったより時間が随分と超過していますので、進行に協力をしていただきたいと
思います。
それじゃ、課長、説明を求めます。
- 内山市民サービス課長 それでは、議案第17号、平成31年度尾鷲市後期高
齢者医療事業特別会計予算の議決について、御説明をさせていただきます。
予算書、355ページをごらんください。
第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6億939万2,000円と定
めております。
次に、予算書、362、363ページをごらんください。

歳入の説明になります。

1 款後期高齢者医療保険料につきましては、税務課からの説明となります。

○吉沢税務課長 1 款後期高齢者医療保険料、合計の欄をごらんください。本年度予算額 1 億 9,468 万 2,000 円、前年度予算額と比較して 155 万 4,000 円の減額の見込みであります。

委員会資料の 9 ページをごらんください。

後期高齢者医療保険料につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合からの見込み資料をもとに予算計上を行っております。広域連合での尾鷲市の見込み保険料を特別徴収、普通徴収に案分し、予算計上しております。徴収の案分につきましては、普通徴収分の割合が増加傾向にあります。平成 30 年度の直近の調定の案分状況を勘案して案分しております。

医療保険料については以上であります。

市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長 それでは、引き続き、予算書、362、363 ページをごらんください。

2 款繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金でございます。1 節事務費繰入金は 3 億 1,972 万 2,000 円、2 節保険基盤安定繰入金 9,395 万 7,000 円でございます。保険基盤安定繰入金の内訳としましては、県が 4 分の 3 の 7,046 万 7,000 円、市が 4 分の 1、2,349 万円となっております。

次に、3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、前年度と同額の 1,000 円でございます。

4 款諸収入につきましては、税務課からの説明とさせていただきます。

○吉沢税務課長 4 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金 3 万円につきましては、後期高齢者医療保険料に係る延滞金収入であります。

2 項の償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金及び還付加算金 100 万円については、過誤納付金の還付に伴い広域連合から収入されるものであります。

以上で市民サービス課と交代いたします。

○内山市民サービス課長 それでは、予算書、366、367 ページをごらんください。

歳出の説明でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 861 万 8,000 円でございます。後期高齢職員人件費 574 万 7,000 円は、職員 1 名の人件

費です。後期高齢一般管理費 287万1,000円で、主なものは、19節負担金、補助及び交付金 271万5,000円は、一般会計に対して支払う後期会計分の総合住民情報システム利用料でございます。

1 款総務費、2 項徴収費につきましては、税務課からの説明となります。

- 吉沢税務課長 2 項徴収費旧徴収費のうち、徴収費 133万6,000円は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収業務に係る事務経費であります。

内訳を申し上げます。需用費 16万3,000円、事務用消耗品費等であります。役務費 45万9,000円、主なものは、保険料額決定通知書などの郵送費用であります。使用料及び賃借料 2万4,000円は複合機使用料、負担金、補助及び交付金 69万円については、納付書共同印刷負担金であります。

市民サービス課と交代いたします。

- 内山市民サービス課長 それでは、予算書、368、369ページをごらんください。

一番下の段です。

2 款広域連合負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合負担金でございます。19 節負担金、補助及び交付金 5億9,820万3,000円、三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金でございます。内訳といたしましては、一般管理費負担金 812万4,000円、健康診査費負担金 358万3,000円、健康診査事務費負担金 129万2,000円、保険料等負担金 1億9,471万2,000円は、362ページ、歳入の後期高齢者医療保険料額 1億9,468万2,000円と延滞金 3万円の合計額となっております。保険基盤安定負担金 9,395万7,000円は、保険料軽減相当分を公費で補填するもので、負担割合は県が4分の3、市が4分の1となっております。保険料給付費負担金は 2億9,653万5,000円でございます。

予算書、370、371ページをごらんください。

3 款諸支出金、1 項還付金及び還付加算金、1 目保険料還付金及び還付加算金につきましては、税務課より説明をさせていただきます。

- 吉沢税務課長 1 目保険料還付金及び還付加算金 100万円は、保険料の過誤納付還付金であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

- 内山市民サービス課長 それでは、同ページの下段になります 2 項繰出金、1 目一般会計繰出金につきましては、前年度同額の 1,000円でございます。

以上で議案第17号、平成31年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決についての説明を終わります。

○南委員長 ありがとうございます。

御質疑のある方は御発言願います。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、一応提出議案の説明はいただいたんですけれども、その他の報告ということで、12月定例会で説明のあった尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例の案についての説明を求めます。

○内山市民サービス課長 それでは、資料3を通知させていただきます。

尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例(案)の逐条解説でございます。

これにつきましては、さきの12月議会で条例案をこの委員会でお示しさせていただきました。その中で委員さんから、市の役割、また、市民の役割、それと、特別措置法にあります罰則規定等の明記について御意見をいただいた中で、担当課としてこのような意見を含めた形で今回条例案としてお示しさせていただいたものでございます。

なお、今後、パブリックコメント等を求めていく中で、市民の方にわかりやすく説明できるように逐条解説という形で条例案の下に解説の用語として加えさせていただきました。また、資料の最後のページになりますが、前回御指摘いただいた勧告を受けての固定資産税等の課税標準の特例が外されるという条文についての説明文を1枚パブリックコメントとともにもう少し見やすい形で、パンフレットの的なものでつけて周知を図っていきたいと考えています。最後のページに、市民の皆さんに条例の内容、趣旨を御理解いただくためということで、日付のところはちょっと丸印になっております。

現時点で担当課といたしましては、この委員会を経た後、4月、5月ぐらいの2カ月間程度パブリックコメント期間を設けて、その案、パブリックコメントでいただいた意見に対する回答を含め、もう一度行政常任委員会のほうへお示しさせていただき、それで修正を終えた後に、9月議会等で議案として上程させていければなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○小川委員 二、三点、いいですか。

まず、12月、インフルエンザで休んでおったものですから申しわけないんですけど、この条例、ざくっとしたものですから、あと載っていないことは特措法にの

とってやるというふうに理解すればよろしいですか。

○内山市民サービス課長 第1条にもうたっていますとおり、特措法に定めるもののほか、市の定めるものをこの条例上に落とし込んだという条文がございます。

○小川委員 それじゃ、8条のところなんですけど、8条のところは空家等審議会、特措法では協議会になっていますが、審議会にした理由があれば。

○内山市民サービス課長 特措法につきましては、確かに協議会を設置することができるという条文がございます。

いろいろ条文を考える中で、ぎょうせいさんとも相談させていただく中、審議会というのは提出された案について会議などにかけて検討し方向性を諮っていくと。協議会については、話し合ったことについての方向性を決めていくというような、位置づけ的には審議会のほうが協議会よりも一段上になるというような考えのもと、より重い意見をいただくという形で審議会という名称にさせていただきました。

○小川委員 8条のところの段ですけど、「市長の諮問に応じ、第6条及び前条第2項」となっておりますけど、これ、ひょっとしたら、私が思ったのは、これは間違っておるんじゃないかと思うんですけど、ここ、特措法のほうの法第7条1項に入れたほうがしっくりくるんじゃないですか。ここの審議会というのは条例上の審議会ですよ。そやもんで、ここ、法第7条1項となったら、特措法のほうも含んできますので、これは間違っていないですか。

○内山市民サービス課長 特措法のほうは、第7条で「市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。」という条文となっております。

今回の条例につきましては、条例の下に規則もあるわけなんですけど、その中で審議会の役割なりをうたっていくことになります。決して間違いというものではございません。このよううたい方になっております。

○小川委員 いや、これ、特措法の法第7条1項で入れたほうが、特措法に基づいてやるんやったらそのほうが適正じゃないのかなと思ひまして。それで、7条2項のところには、よう似たことなんですけれども、協議会は、市町村長のほか、地域住民、地域の議会の構成員、法務、不動産とかいろいろなありますけれども、これ、ここのところを入れかえたほうがしっくりくるんじゃないですか。違うんですか。

○内山市民サービス課長 しっくりくるかどうかはちょっとわかりかねるんですけど、私も、市のこういう条例の部門のぎょうせいさんという機関がございます、そ

ことも相談する中で、こういう案としてまとめたものでございます。

○小川委員　　ちょっとしつこいようですけども、やっぱり法第何条でしたか、空き家計画とか、そういうのもそれじゃ特措法にのっとってやるということなんですよね。それ、やらないということなんですか、こっちのほうやと。

○内山市民サービス課長　　別にうたっていないからやらないというわけではございません。当然、国とかの法律にのっとって補助を受けようとする場合は空き家計画が前提になってきますものですから、空き家対策計画、それについても審議会のほうで協議していただくような形で進めたいと考えています。

○小川委員　　特定空家認定するのに、それじゃ、審議会でやるということなんですか。

○内山市民サービス課長　　当然、特定空家に認定するかどうかは、審議会の協議事項になります。

○野田委員　　今回、空家等及び空地の適正管理に関する条例というのは一歩進んだ形になっていいことだと僕は思うんですけども、この中で、今言われた第8条の空家等審議会の中で、「市長が委嘱する委員5人をもって」ということになっています。この審議会のメンバーというのは弁護士とか、要は実効可能性のある条例にならないといけないと思いますので、そこら辺のメンバーの選出という、委嘱する方はどのようなプロフェッショナルというか、専門性を持った方になるんですか。

○内山市民サービス課長　　国の特措法では、委員は「法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他市町村長が必要と認める者をもって構成する。」となっています。本市においても、そういう方をお願いしたいなと考えています。これにつきまして、また条例（聴取不能）、委員報酬等もまた議会へお諮りする必要もございますので、その時点でまたメンバーについては御説明させていただきたいと考えています。

○野田委員　　解説のところへ今言ったのは書いてありますもんであれなんですけど、要は弁護士でも専門的なこういう特措法を踏まえた弁護士を選ぶのかとか、そこら辺を具体的に聞いたかったものですから、これはよろしいですわ。

あと、もう一点は、特定空き家等に関してですけども、やっぱり尾鷲はまちづくりの中でも、言葉では言えないけれども、やっぱり非常におくれてしまっているというか、そういうところがあります。やっぱりここら辺を力を入れてやっていかないとだめだと思っています。

それで、その中で、この部分の条例というのは非常に重要な意味を持つてくると

思いますので、パブリックコメント等も含めて、早い段階でやっていただくということと、もう一点は、代執行の形に最終的になってきます、もしこれが実効性を持つのであれば。そこら辺の予算の部分も関係してくると思いますので、そこら辺はどうお考えですか。

○内山市民サービス課長 本来、最終的な解決方法につきましては、いろんな指標があると思います。代執行もその一つだと考えています。

ただ、予算的なこととかというのはまだ庁内での検討も行っておりませんので、また今後検討していかんならん課題やと考えています。

○野田委員 要は特措法でも、勧告という部分が非常に重い部分になってきています。そこら辺は十分認識していただいて、ただ言葉だけで終わるのじゃなくということをお願いしたいんですが。

○内山市民サービス課長 これは認識というか、納税者の方に広く周知を図っていきたいと。それがあって、抑止効果の一つになるかなと考えていますので、また広報等に努めていきたいと考えます。

○南委員長 ありがとうございます。

この条例につきましては一応、今、課長が説明されたように4月、5月でパブコメをとって、できたら9月定例会へ上程したいということでございますので、まだきょうで議論は尽くすつもりではございませんので、また、後々に委員会も開催されるということで、もしいろんな意見があれば委員会のほうへお示ししていただいて、課のほうもまた呼んででも、条例で見直し箇所があれば、手直しがあればそうしたと思います。

ただ、尾鷲市の津波浸水域の避難路の近くにも危険な廃屋がかなりあるということで、これを制定することによって市民に周知するとともに、1歩も2歩も踏み込んでいくんじゃないかなというような思いがしておりますので、ぜひとも市民にわかりやすい説明責任を果たしていただきたいと思います。

ほかはないですね。

もし1点、楠委員。

○楠委員 この条文、今、いろいろ申請してもらって、空き家対策ということで基本的には問題ないかと思うんですよ。

あと、小川委員が言われた国のほうの特措法の7条の規定は、今後、要綱とか、条例とは別にまちづくりのための協議会をつくるというところに今度もう一つシフトして別のものにしたいほうが、あくまでも特措法は税法上の関係とかいろいろ出て

きますので、特措法的この条例が。ですから、特措法に基づいた協議会はまた別の意味での、条例まで行かなくてもこれからのまちづくりの要綱だとか、そういうものをしっかり位置づけしたほうがいいんじゃないかなというように思います。

○南委員長 提案ありがとうございます。

それじゃ、御苦勞さんでございました。

ここで50分まで休憩します。

(休憩 午後 2時36分)

(再開 午後 2時49分)

○南委員長 それじゃ、休憩前に引き続き、委員会を続行いたします。

次に、福祉保健課の提出議案の説明を求めます。

まず初めに、議案第11号、尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてから説明を求めます。

○三鬼福祉保健課長 よろしくお願いたします。

それでは、議案第11号、尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について、御説明させていただきます。

通知をさせていただきます。

福祉医療費助成制度は、従前から医療機関で一旦医療費を支払い、2カ月後に戻ってくる償還払い方式で行っておりますが、今回の条例改正は、就学前の児童、6歳児までの医療費助成につきまして、本年9月診療分から医療機関窓口での窓口負担がなくなる現物給付方式を開始するための改正でございます。

では、改正点について御説明いたしますので、次のページをごらんください。お願いいたします。

主な改正点の前に、まず、第2条中の改正は、これはひとり親家庭の母及びひとり親家庭の父の記述について、民法第877条の記述を加えるなど、県条例との整合性をあらわしたものですので、特にこの点については今回の改正とは関連性は薄いほうでございます。

主な改正点である第9条について御説明いたします。

第9条として、前条の規定にかかわらず、市長は、福祉医療費として受給資格者（6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る）に支給すべき額の限度において、その者が保険医療機関に支払うべき費用をその者にかわり当該保険医療機関に支払うことができる。つまり窓口で負担すべきものを市長がその者

にかわって医療機関に払うことができることによって窓口の負担がなくなるというものでございます。

2、前項の規定による支払いがあったときは、当該受給資格者及び保護者等に対し、福祉医療費の助成があったものとみなす。ですので、窓口で支払わなかった方については、二重に助成はしませんよというものでございます。

なお、この施行期日は本年9月1日から行うものでありまして、県制度として、県もこれを後押ししておりますので、29市町で行われる見込みであります。

以上が簡単ではございますが、議案第11号の説明といたします。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 御質疑のある方は。

○奥田委員 この現物支給、僕も一般質問で言ったことがありますし、南委員長はもっとずっと前から言われていたことで、県もやっと導入ということで、よかったなと思うんですけど、6歳までですか。

それで、ちょっと教えてほしいんですけど、三重県がやっと動きましたけど、47都道府県で何番目ぐらいなんですか。やっていないところのほうが少ないんでしょう。

○三鬼福祉保健課長 47都道府県中、実施していないのが4県でございましたので……。

(「一番最後やね」と呼ぶ者あり)

○三鬼福祉保健課長 はい。最後のほうでございます。

○奥田委員 だから、最後から5番目ぐらいやったということですかね。やっとということですけど。

それで、これ、29市町が足並みをそろえるというような形ですけど、ほかの市町で6歳を超えてやるというところは今のところないんですか。でも、そういうところも今後出てくるんでしょうね。

○三鬼福祉保健課長 一番先に先行しましたのが、鈴鹿市が3歳までを独自で始めたのが最初です。基本的に6歳まで、小学校へ上がるまでのお子様が素早く医療機関にかかることを進めるために、各市町とも基本は6歳未満のお子様を中心に組み立てております。ですので、今のところ、大体6歳未満のところまで統一されております。

○南委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、議案第21号、30年度一般会計補正の説明を求めます。

○三鬼福祉保健課長　それでは、議案第21号、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について、福祉保健課に係るものについて御説明をいたします。

通知をさせていただきます。お願いいたします。

歳入として、11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金は200万円を増額して、1億1,520万円とするものであります。

2節の老人福祉費負担金200万円の増額は、養護老人ホーム聖光園の入所負担金が当初見込みより増額したものでございます。

次のページをお願いいたします。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は466万円を減額し、7億8,737万9,000円とするものであります。1節社会福祉費負担金488万5,000円の減額は、事業実績に基づく減額でございます。

2節児童福祉費負担金22万5,000円の増額は、事業実績に基づく児童保護措置費等の増額及び児童手当国庫負担金の減額等でございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は92万円を減額し、2,530万5,000円とするものであり、2節児童福祉費補助金92万円の減額は、児童虐待・DV対策等支援事業補助金の減額でございます。

次のページへお願いいたします。

14款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は364万5,000円を減額し、3億4,326万3,000円とするものであります。1節社会福祉費負担金のうち福祉保健課分は三重県障害者自立支援給付金等負担金で、事業実績に基づく200万円の減額でございます。

2節児童福祉費負担金207万4,000円の増額は、児童保護措置費単価増による負担金の増及び児童手当費負担金の減額等でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は208万8,000円を減額し、7,989万1,000円とするものであります。1節社会福祉費補助金111万4,000円の減額は、事業実績に基づく子ども医療費補助金の減額でございます。

2節児童福祉費補助金97万4,000円の減額は、事業実績に基づく一人親家庭等医療費助成金の減額でございます。

3目衛生費補助金は115万1,000円を減額し、551万5,000円とするものであります。福祉保健課分として、1節保健費補助金24万7,000円の減

額は、事業実績に基づく自殺対策緊急強化事業補助金の減額でございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

通知いたします。お願いいたします。

続きまして、歳出として、28ページ、29ページをごらん願います。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費は118万円を減額し、9,885万円とするもので、財源は、国県負担金が88万5,000円の減、その他として地域福祉基金利子が1万4,000円の増、残りが一般財源の減額です。

特別障害者手当給付費、20節扶助費118万円の減額は、特別障害者手当給付費の実績見込みに伴う減額でございます。在宅援護事業は財源更正でございます。

3目自立支援給付事業は800万円を減額し、3億9,384万円とするもので、財源は、国県負担金が600万円、残りが一般財源の減額でございます。

介護給付・訓練給付費、20節扶助費800万円の減額は、居宅介護事業・生活介護事業及び自立支援医療費の実績見込みに伴う減額でございます。

4目老人福祉費は795万8,000円を減額し、1億1,425万3,000円とするもので、財源内訳は、老人福祉費負担金が200万円の増及び一般財源の減でございます。

老人福祉一般事務費、15節工事請負費52万2,000円の減額は、養護老人ホーム聖光園空調工事において、入札による不用額の減でございます。

老人福祉施設援護事業、13節委託料639万5,000円の減額は、養護老人ホーム聖光園指定管理料において、尾鷲市の延べ入所者数の実績見込みに伴う減額でございます。

次のページをお願いいたします。

在宅援護事業、13節委託料104万1,000円の減額は、緊急通報システム管理委託料の実績見込みに伴う減額でございます。

7目子ども医療費は150万円を減額し、3,664万2,000円とするもので、財源内訳は、県補助金111万4,000円及び一般財源の減でございます。

20節扶助費150万円の減額は、子ども医療費助成金の実績見込みに伴う減額でございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は68万4,000円を減額し、4,687万8,000円とするもので、財源内訳は、放課後児童健全育成事業の財源更正による県補助金の減額と一般財源の増及びその他として、ふるさと応援基金繰入金金の減となります。

多子世帯支援事業 68万4,000円の減額は、20節扶助費で多子世帯支援給付費の実績見込みに伴う減額でございます。

2目児童措置費は119万4,000円を増額し、7億3,047万4,000円とするもので、財源内訳は、国県負担金が391万8,000円の増と一般財源の減となります。

保育所事業 855万5,000円を増額は、保育所運営費の単価改正による実績見込みに伴う増額でございます。

児童手当給付事業 685万5,000円の減額は、20節扶助費で児童手当の実績見込みに伴う減額でございます。

次のページへお願いいたします。

母子生活支援事業 50万6,000円の減額は、20節扶助費で母子生活支援施設入所措置費の実績見込みに伴う減額でございます。

3目母子福祉費は625万1,000円を減額し、1億281万9,000円とするもので、財源内訳は、国県支出金が234万7,000円の減、一般財源の減となります。

母子福祉費一般事務費 6万4,000円を増額は、23節償還金、利子及び割引料で児童虐待・DV対策支援事業補助金確定に伴う償還金でございます。

一人親家庭医療費助成事業 145万7,000円の減額は、20節扶助費で一人親家庭医療助成金の実績見込みに伴う減額でございます。

児童扶養手当給付事業 485万8,000円の減額は、20節扶助費で児童扶養手当の実績見込みに伴う減額でございます。

4款に移って、衛生費、1項保健費、2目予防費は225万8,000円を減額し、4,417万2,000円とするもので、財源内訳は、予防接種事業債 2,620万円の増及び一般財源の減となります。

予防接種事業 225万8,000円の減額は、13節委託料で予防接種委託料の実績見込みに伴う減額でございます。

4目保健事業普及費は479万4,000円を減額し、4,256万9,000円とするもので、財源内訳は、県補助金及び一般財源の減でございます。

健康増進事業 263万7,000円の減額は、13節委託料で健康診査等委託料の実績見込みに伴う減額でございます。

母子保健事業 215万7,000円の減額は、13節委託料で妊婦健診委託料の実績見込みに伴う減額でございます。

以上で8号補正の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○南委員長 当初予算の説明は以上でございます。御質疑のある方は御発言願います。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、引き続き、議案第15号、平成31年度一般会計の補正予算の説明をお願いいたします。

○三鬼福祉保健課長 それでは、議案第15号、平成31年度尾鷲市一般会計予算の議決について、福祉保健課にかかわる分について御説明をいたします。

まず、歳入について、18、19ページを通知させていただきましたので、御確認ください。

まず、9款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金4,214万2,000円は、本年10月から実施される幼児教育・保育無償化に対する交付金で、新設の交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金7,709万8,000円は、前年度と比べ3,610万2,000円の減であります。内訳は、1節社会福祉費負担金6万6,000円は、福祉有償運送協議会負担金で紀北町からの負担でございます。

2節障害者福祉費負担金967万9,000円は、紀北地域障害者総合相談支援センター結の運営に対する紀北町からの負担金でございます。

3節老人福祉費負担金1,529万8,000円は、養護老人ホーム聖光園の入所者及びショートステイの利用者負担金でございます。

4節児童福祉費負担金5,205万5,000円は、保育所入所保護者負担金で保育の無償化に伴い減額となっております。

2目衛生費負担金4,353万4,000円は、前年度と比べ2,307万1,000円の増であります。そのうち福祉保健課分は、1節保健費負担金1,966万2,000円で、救急医療体制強化事業他町負担金として、紀北町からの負担金及び各種がん検診自己負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、本年度予算額17万4,000円で、前年度と比べ15万円の増額です。1節社会福祉使用料は簡易住宅使用料のほか、指定管理制度から市の直接管理になる福祉保健センター使用

料を計上してございます。

続きまして、24ページ、25ページをごらんいただきます。よろしくお願いたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は7億7,933万円で、前年度と比べ231万円の減でございます。内訳は、1節社会福祉費負担金2億1,737万4,000円のうち福祉保健課分は、2行目の特別障害者手当給付費負担金から、次のページにわたって、生活困窮者自立支援事業国庫負担金までで、障害者や障害児及び生活困窮者に対する事業の国庫負担金でございます。

次に、2節児童福祉費負担金3億2,177万9,000円は、保育所運営費に係る児童保護措置費負担金及び児童手当国庫負担金等でございます。

3節生活保護費負担金2億4,017万7,000円は、生活扶助費、医療扶助費、介護扶助費に対する4分の3の国庫負担金を計上してございます。

2目衛生費国庫負担金20万円は、前年度と同額で、1節保健費負担金として未熟児養育医療費等国庫負担金でございます。

続いて、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は1,991万円で、前年度と比べ131万9,000円の増でございます。1節社会福祉費補助金713万7,000円は、地域生活支援事業費補助金であります。

2節児童福祉費補助金1,088万3,000円は、母子家庭等対策総合支援事業補助金、地域子ども・子育て支援事業補助金等でございます。

3節生活保護費補助金189万円は、生活保護適正実施推進事業費等補助金でございます。

次に、3目衛生費国庫補助金733万円は、前年度と比べ66万5,000円の増となります。うち、福祉保健課分は、1節保健費補助金の100万6,000円で、母子保健衛生費国庫補助金に加え、風しん抗体検査補助金69万円が新設されております。

続いて、28ページ、29ページをごらんください。

3項委託金、2目民生費委託金477万8,000円のうち福祉保健課分は、2節の児童福祉費委託金7万2,000円で、特別児童扶養手当事務取扱交付金でございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は3億5,098万9,000円で、そのうち福祉保健課分は2億974万6,000円となります。内訳は、1節社会福祉費負担金のうち福祉保健課分は、三重県障害者自立支援給付費

等負担金、行旅病人及び死亡人取扱費負担金及び三重県障害児通所給付費等負担金でございます。

2節児童福祉費負担金1億1,314万4,000円は、児童保護措置費負担金、児童手当県負担金等でございます。

3節生活保護費負担金522万7,000円は、生活保護法第73条による負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

3目衛生費県負担金10万円は、前年度と同額で、1節保健費負担金として養育医療給付事業等負担金でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金7,449万2,000円は、前年度と比べ771万7,000円の減となります。1節社会福祉費補助金5,515万7,000円は、心身障害者医療費補助金、子ども医療費補助金等でございます。

2節児童福祉費補助金1,565万7,000円は、一人親家庭医療費補助金、地域子ども・子育て支援事業補助金等でございます。

3節地方改善事業費補助金367万8,000円は、隣保館運営費補助金でございます。

次に、3目衛生費県補助金1,316万4,000円のうち福祉保健課分は、1節の保健費補助金182万円で、県特定不妊治療費及び不育症治療費補助金、健康増進事業補助金等でございます。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。

16款の財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入で、福祉保健課分は、1節土地建物貸付収入のうち、2段目でございます福祉保健課関係土地建物貸付料9,000円で、聖光園などにあります敷地内電柱用地貸付料でございます。

次に、飛びまして、40ページ、41ページをごらんください。40ページ、41ページでございます。

20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入のうち福祉保健課分は、1節災害援護資金貸付金返還金23万7,000円で、平成23年度に発生した水害に対する貸付金の返還でございます。

4項受託事業収入、1目民生費受託事業収入5,000万7,000円は、前年度と比べ292万2,000円の減であります。1節地域支援事業受託事業収入は、紀北広域連合から介護予防を中心とした地域支援事業及び地域包括ケアシステム構築事業である受託事業収入であります。

続いて、5項雑入、1目雑入のうち福祉保健課分としましては、次のページをお願いいたします。3節にあります民生費雑入で、生活保護法第63条による返還金及び介護予防事業利用料でございます。

以上で歳入についての説明を終えて、引き続き、歳出についての説明に移らせていただきます。

通知させていただきますので、しばらくお待ちください。

ページ数は、116ページ、117ページになります。116ページ、117ページから歳出について御説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8億1,748万5,000円は、前年度と比べ694万2,000円の減であります。財源内訳は、国県支出金のほかその他として、福祉保健センター使用料等が24万円、残りが一般財源です。

予算の内訳は、細目ごとに説明をさせていただきます。

社会福祉一般総務費5億5,523万3,000円では、主な予算として、11節需用費884万1,000円は、次のページをごらんください。福祉保健センターの光熱水費720万円を計上してございます。

13節委託料595万2,000円は、福祉保健センター管理に関する各種業務委託料でございます。

19節負担金、補助及び交付金は、次のページをお願いいたします。次のページ、主なものとして、紀北広域連合分担金が4億8,488万3,000円、補助金では、社会福祉協議会運営助成金4,971万6,000円が主なものでございます。

続いて、戦没者追悼式費69万2,000円につきましては、第24回尾鷲市戦没者追悼式に係る費用でございます。

2目障害者福祉費8,193万8,000円は、前年度と比べ1,807万1,000円の減であります。財源内訳は、国県支出金が4,290万1,000円、心身障害者医療費助成事業債が2,600万円、ふるさと応援基金が400万円で、残りが一般財源です。内訳は、障がい者福祉一般事務費が31万5,000円であります。

次のページをお願いいたします。

続いて、特別障害者手当等給付費1,046万3,000円は、20節扶助費特別障害者手当給付費として、特別障害者手当を28名分、障害児児童福祉手当8名分を見込んでおります。

次に、医療給付費7,061万7,000円は、20節扶助費、心身医療費助成金

が主なものでございます。

次に、在宅援護事業54万3,000円は、19節負担金、補助及び交付金でじん臓機能障がい者通院交通費補助金が主なものでございます。

続いて、3目自立支援給付事業3億9,740万2,000円は、前年度と比べ2,973万6,000円の増でございます。財源内訳は、国県支出金が2億8,407万8,000円、その他として、地域支援センター負担金として紀北町から967万9,000円、残りが一般財源です。内訳は、自立支援給付事業一般事務費2,186万9,000円のうち、主なものは、次のページをごらんください。13節委託料2,035万円で、障害のある方を対象に相談等の各種支援を行う紀北地域障がい者相談支援センター事業を尾鷲市社会福祉協議会に委託するもので、紀北町にも負担金をいただいております。

次に、介護給付訓練給付費3億6,453万7,000円は、20節扶助費が主なもので、障害のある方が安心して暮らせるための21種類のサービスを提供するのがこの予算でございます。

続きまして、予算書、次のページ、126ページ、127ページをごらんください。

地域生活支援事業費1,099万6,000円は、主なものとして、13節委託料は移動支援事業委託料を初め日中一時支援事業など社会福祉協議会などの事業所に委託するものでございます。

20節扶助費は、ストマ用装具などの日常生活用給付事業費が主なものでございます。

次に、4目老人福祉費1億1,012万6,000円は、前年度と比べ435万7,000円の減でございます。財源内訳は、県支出金として高齢者地域福祉推進事業費補助金が71万8,000円、緊急通報システム管理事業債が200万円、その他として、老人ホーム入所者負担金が1,529万8,000円で、残りが一般財源です。内訳は、老人福祉一般事務費345万9,000円は、主なものとして、次のページをお願いいたします。15節にございます工事請負費240万円は、養護老人ホーム聖光園の各居室の空調機を計画的に改修するもので、5年目となる平成31年度も実施したいと考えております。

続いて、老人福祉施設援護事業9,825万円は、13節委託料8,970万9,000円が主なもので、養護老人ホーム聖光園の指定管理料でございます。定員50人中尾鷲市民の入所を37人平均として見込んでございます。

20節扶助費850万1,000円は、老人福祉施設入所措置費でございます。

次に、在宅援護事業841万7,000円は、主なものとして、13節委託料361万1,000円は緊急通報システム管理委託料で、120台分の貸与を見込んでおります。

19節負担金、補助及び交付金は、尾鷲市老人クラブ連合会助成金として185万5,000円、尾鷲市シルバー人材センター運営補助金284万7,000円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

6目に移ります。

行旅病人及び死亡人取扱費、本年度予算額25万1,000円は、前年度と同額で、財源内訳は全額県負担金でございます。行旅病人及び死亡人の取り扱いを行う費用でございます。

7目子ども医療費4,586万8,000円は、前年度と比べ772万6,000円の増であります。財源内訳は、子ども医療費県補助金が1,581万3,000円、子ども医療費助成事業債が1,100万円、その他がふるさと応援基金593万6,000円、残りが一般財源でございます。主なものとして、13節委託料874万8,000円は、先ほど条例で御説明いたしました就学前の児童を対象に窓口負担をなくす現物給付を9月受診分から実施するためのシステム改修委託料でございます。また、20節扶助費3,656万5,000円は、中学校を卒業するまでの通院と入院を対象とした医療費助成金でございます。

次のページ、お願いいたします。

8目に移ります。

介護保険費5,011万円は、前年度に比べ333万6,000円の減でございます。財源内訳は、紀北広域連合からの地域支援事業受託事業収入5,000万7,000円と介護予防事業利用料5万円、残りが一般財源です。内訳は、地域支援事業（総合事業）2,639万6,000円は、地域支援事業担当臨時職員2名分の人件費のほか、13節委託料として、一般介護予防事業委託料2,032万3,000円を計上してございます。

地域支援事業（任意）は709万9,000円で、次のページに内容が移ります。13節委託料は、食の自立支援事業委託料が236万4,000円で、高齢者の安否確認を兼ねた弁当の配食サービスで、利用者を100名余り見込んでおります。

19節負担金、補助及び交付金8万7,000円はごみ出し支援事業補助金、2

0 節扶助費は 3 9 4 万円で、家族介護慰労扶助費 1 0 万円と介護用品給付費 3 8 4 万円を計上しております。この介護用品とは、要介護 4 及び 5 と認定されている在宅の高齢者を介護している方 7 3 人に対し支援する制度でございます。

地域支援事業（包括）は 1, 6 5 6 万 2, 0 0 0 円で、地域包括ケアシステムの構築を進めるため平成 3 0 年度から始まった事業で、三つの事業を尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

次のページをお願いいたします。

1 0 目に移りまして、生活困窮者自立支援事業 8 0 5 万 6, 0 0 0 円でございます。これは前年度に比べ 5 6 万 8, 0 0 0 円の増でございます。財源内訳は、国の負担金が 5 3 2 万 1, 0 0 0 円、残りが一般財源でございます。本事業は、生活困窮者自立法に基づいて尾鷲市社会福祉協議会に委託し、福祉保健課と連携しながらこの事業に取り組んでおります。

次に、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 4, 5 6 6 万 3, 0 0 0 円は、前年度と比べ 1, 2 7 0 万 6, 0 0 0 円の増となります。財源内訳は、国県支出金が 7 6 1 万 2, 0 0 0 円、その他として、ふるさと応援基金が 1 8 9 万 9, 0 0 0 円、残りが一般財源となります。内訳は、児童福祉一般総務費 3 3 1 万 2, 0 0 0 円は、子ども・子育て会議等に関する費用のほか、次のページに移りまして、委託料としまして、平成 3 1 年度に策定予定の子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料 2 7 3 万 2, 0 0 0 円を計上してございます。

次に、放課後児童健全育成事業 1, 2 0 2 万 6, 0 0 0 円は、1 3 節委託料、放課後児童クラブ運営委託料で、尾鷲小学校で実施しているわんぱくクラブを尾鷲民生事業協会に、福祉保健センターで実施しているくれよんを N P O 法人あいあい、それぞれ委託するものです。

次に、ファミリーサポートセンター事業は予算が 6 万 5, 0 0 0 円で、子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、市がそのコーディネートを行う有償ボランティア制度で、年間 2 5 件程度の利用を見込んでおります。

多子世帯支援事業 1 5 1 万 9, 0 0 0 円は、2 0 節扶助費、多子世帯支援給付費で、3 人目以降が生まれた世帯に対し 2 年間にわたり紙おむつ及び粉ミルク購入券を支給するもので、2 1 世帯を見込んでおります。

次に、2 目児童措置費 7 億 1, 7 7 4 万 7, 0 0 0 円は、前年度と比べ 1, 5 2 3 万 2, 0 0 0 円の減であります。財源内訳は、児童保護措置費国庫負担金など国県支出金が 4 億 1, 5 0 0 万 4, 0 0 0 円、障害児保育事業債が 1, 7 6 0 万円、その

他として、保育所入所保護者負担金とふるさと応援基金が6,721万5,000円で、残りが一般財源です。

内訳は、保育所事業5億4,087万7,000円のうち主なものは、次のページをごらんいただきます。13節の委託料になります。地域子育て支援センター事業委託料1,059万5,000円は、尾鷲第二保育園に併設する子育て支援センターちびっこひろばを、また、尾鷲第四保育園で本年度から実施しております一時預かり保育事業費282万7,000円を尾鷲民生事業協会に委託するものでございます。

19節負担金、補助及び交付金6,518万9,000円の主なものは、主任保母配置に対する、認可保育所に対する特別助成金1,142万3,000円のほか、尾鷲乳児保育園と尾鷲第一保育園で実施している延長保育事業に対する補助金761万3,000円、加配保育士を配置し、児童の発達を支援する障害児保育事業補助金3,391万2,000円が主なものでございます。

20節扶助費4億6,182万8,000円は保育所の運営費で、市内7カ所の保育園において年間延べ4,500人の児童を保育するための運営費でございます。

次に、児童手当給付事業1億7,597万8,000円は、主なものは、20節扶助費の児童手当で1,433人の児童を対象に見込んであり、減少傾向にございます。

次に、母子生活支援事業67万9,000円は、次のページをごらんください。お願いいたします。20節扶助費の母子生活支援施設入所措置費が主なもので、1世帯2名の3カ月分を計上しております。これは主にDV被害者等を支援する事業ですが、近年は利用はございません。

次に、児童相談事業21万3,000円は、児童虐待防止のための家庭児童相談業務に係る費用を計上してございます。

続いて、3目母子福祉費1億356万2,000円は、前年度と比べ239万4,000円の減でございます。財源内訳は、児童扶養手当国庫負担金等、国県支出金が3,791万9,000円、その他として、ふるさと応援基金が300万円、一人親家庭日常生活支援事業利用者負担金が1,000円、残りが一般財源となっております。内訳は、母子福祉一般事務費2万円は、女性相談業務に係る予算を計上してございます。

次に、一人親家庭等医療費助成事業1,373万8,000円の主なものは、次のページをお願いいたします。144、145ページですね。20節扶助費の一人親

家庭医療費助成金で、ひとり親家庭の母子及び父子の高校卒業までの間、医療費を助成するものでございます。対象は父母が183人、児童が281人でございます。

次に、児童扶養手当給付事業8,704万1,000円は、20節扶助費の児童扶養手当が主な支出で、母子及び父子家庭に対し所得に応じて手当を支給するもので、対象は175世帯を見込んでおります。うち、父子世帯は17世帯でございます。

次に、母子家庭自立支援給付金事業267万7,000円は、母子及び父子家庭の母及び父が看護師などの資格を取得するため1年以上養成機関で修業するために給付金を支給する制度で、2人分を計上してございます。

次に、ひとり親家庭日常生活支援事業8万6,000円は、ひとり親家庭の子育て支援や生活支援を目的に、低料金でサービスを提供できる仕組みでございます。

3項生活保護費、1目生活保護総務費2,504万1,000円は、前年度と比べ166万円の減でございます。財源内訳は、生活困窮者自立支援事業国庫負担金等が359万円、残りが一般財源です。

次のページをお願いいたします。146、147ページですね。

生活保護一般事務費611万5,000円は、生活保護担当職員の資質向上を目的に、生活保護適正化事業を含む一般事務費を計上してございます。主なものは、研修や施設訪問に伴う旅費のほか、委託料518万1,000円では被保護者就労支援事業委託料419万円を計上し、生活困窮者対策として尾鷲市社会福祉協議会に委託するものでございます。

2目扶助費3億1,574万4,000円は、前年度と比べ2,161万5,000円の減であります。財源内訳は、生活保護国庫負担金ほか国県支出金が2億4,081万4,000円、その他は生活保護法第63条による返還金が157万5,000円、残りが一般財源でございます。これは生活保護法に基づき最低限度の生活を保障するため国が定める扶助費を支給するもので、162世帯181人を見込んでおり、減少傾向にございます。

次のページをお願いいたします。

3目に移りまして、生活保護施設事務費612万円は前年度と同額で、財源内訳は、生活扶助費国庫負担金が459万、残りが一般財源です。この予算は、居住する家がなく施設に入所させる必要がある人に係る事務費負担金で、3名分を計上してございます。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費1,164万1,000円は、前年度と比べ87万2,000円の増でございます。財源内訳は、隣保館運営費県補

助金で207万5,000円、残りが一般財源でございます。隣保館運営事業309万6,000円は、地域社会における福祉の向上や人権啓発及び住民交流の拠点として林町会館を中心に各種講座、人権講演会などを行うものでございます。

次に、152、153ページをお願いいたします。

4款に移りまして、衛生費、1項保健費、1目保健総務費7,438万7,000円は、前年度と比べ3,345万7,000円の増でございます。増の要因は、人件費をここにまとめた要因でございます。財源内訳は、小児救急医療支援事業補助金ほか国県支出金が115万7,000円、その他が紀北町からの救急医療体制強化事業他町負担金ほかで1,762万8,000円、残りが一般財源でございます。

一般保健事業273万2,000円のうち主なものとして、19節負担金、補助及び交付金の271万2,000円は、紀北医師会、尾鷲歯科医師会に対する地域医療助成金225万円と特定不妊治療及び扶育治療補助金36万3,000円が主なものです。

次に、救急医療体制強化事業3,670万円は、救急医療の円滑な実施により住民の安全安心を確保する事業で、13節委託料の一次救急体制事業委託料319万8,000円を紀北医師会に、19節の負担金、補助及び交付金では、次のページにございます病院群輪番制病院運営事業補助金3,332万円を尾鷲総合病院に補助するものでございます。

次に、未熟児養育医療費助成事業50万5,000円は、20節扶助費、未熟児養育医療助成金が主な支出で、医療を必要とする未熟児に対し必要な医療給付を確保し、保護者に対する育児支援を行うものであります。

次に、2目予防費4,456万8,000円は、前年度と比べ186万2,000円の減であります。財源は、風疹抗体検査補助金が69万円、その他が一般財源であります。主なものは、13節委託料4,367万3,000円は、乳幼児、児童・生徒及び高齢者に対し各種予防接種を個別接種で実施するもので、紀北医師会及び県内の医療機関に委託するものでございます。

次に、3目保健事業普及費3,578万6,000円は、前年度と比べ1,157万7,000円の減であります。財源内訳は、健康増進事業補助金ほか国県支出金が135万9,000円、その他として各種がん検診自己負担金などが203万4,000円、残りが一般財源となります。健康増進事業2,159万7,000円の主なものは、次のページをお願いいたします。13節委託料1,892万2,000円で、各種がん検診のほか健康増進法に基づく各種健診の委託料と、新規事業といた

しましては、国保特別会計事業と連携して実施する健康増進及び医療費削減強化事業がございます。

次に、母子保健事業 1,321万7,000円の主なものは、次のページをお願いいたします。13節委託料 1,180万6,000円で、乳児・1歳半・3歳児健診及び妊婦一般健診の委託料でございます。

次に、メンタルヘルス事業 24万円は、鬱傾向が高い本市におきまして鬱病の早期発見、早期治療が可能な地域づくりを目指し、鬱予防の普及啓発や心の健康教室などを実施する事業でございます。

続いて、歯科保健事業 52万7,000円の主なものは、次のページをごらんください。13節委託料 38万5,000円で、歯科保健事業委託料として、成人に対する歯周病疾患健診事業を行うものでございます。

続いて、健康ハッピーデー事業 20万5,000円は、尾鷲市健康増進計画の主要取り組みである生活習慣病やメンタルヘルスなどについて、啓発、実践する場として健康ハッピーデーを開催しておりますが、それに関する予算でございます。

以上が平成31年度尾鷲市一般会計予算のうち福祉保健課分でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

続けて33号もお願いします。

○三鬼福祉保健課長 続きまして、議案第33号、平成31年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について、御説明いたします。

まず、今回御説明いたしますのは、通知させていただきましたプレミアム付商品券事業でございます。この事業の概要だけ簡単に御説明いたします。

これは消費税、地方消費税が10%に引き上げられる本年10月をめぐり、低所得者、子育て世帯（ゼロ歳から2歳の子供様がいる世帯）の消費に与える影響を緩和する目的で、プレミアム付商品券を発行するものでございます。

対象者といたしましては、上段にございますように、2019年度の住民税が非課税の方、これは6月に課税が決まりますので、それ以後に判明する方ということです。あと、3歳未満の子供様が属する世帯の世帯主、これは6月1日を想定しておりますが、現在、国のほうではできるだけ10月1日の施行日に生まれたお子様も含める形での検討がなされているということです。

制度の概要としましては、2万円の商品券購入費用で2万5,000円分のお買い物ができるプレミアム付商品券が手に入るということでございます。割引率は

20%として、2万円で2万5,000円分の商品を買うことができるという制度でございます。

今回、一つの特徴としましては、低所得者対策として、一度に2万円分が買えなくても5回に分けて分割して買えるという低所得者対策を施すようにというのが政府の方針です。また、1枚の商品券の単価も1,000円ではなしに500円ぐらいを単価として設定するというのが国の方針として示されておりますので、今後詳細が集まり次第、これらについても検討を重ねたいと思っております。

では、続きまして、本題について御説明をさせていただきます。

それでは、通知をさせていただきます。

歳入として、14款から御説明いたします。

国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は3,512万5,000円を増額し、5,503万5,000円とするものであります。1節社会福祉費補助金3,512万5,000円の増額は、プレミアム付商品券の事業費と事務費補助金でございます。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入は9,414万円を増額し、1億7,028万2,000円とするもので、3節民生費雑入9,414万円は、プレミアム付商品券の販売収入でございます。

続きまして、歳出として、10ページ、11ページ、次のページをごらんください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は1億2,926万5,000円を増額し、9億4,675万円とするもので、財源は、国補助金が3,512万5,000円、その他としてプレミアム付商品券販売収入が9,414万円であります。

プレミアム付商品券事業における主な歳出を御説明いたします。

事業に係る臨時職員1名分の7節賃金を初め13節委託料はシステム改修委託料とプレミアム付商品券事業業務委託料500万円は、事業者の募集や商品券の印刷業務等を尾鷲商工会議所へ委託する予定で計上させていただいております。19節負担金、補助及び交付金1億1,767万5,000円の増額は、プレミアム付商品券事業負担金として、換金費用として計上してございます。

以上が31年度一般会計第1号補正の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

15号と33号の質疑に入りたいと思います。

○濱中委員 予算書の155ページです。ごめんなさい、もう電源がなくなってしまったので通知ができないんですけれども。

健康増進事業が昨年度と比べて1,000万円以上の減額なんですよね。それで、この中で大きく目を引くのが健康診査等の委託料が1,000万近く少なくなっているのと、あと、恐らく健康づくりの推進協議会のあたりかなと思うんですけれども、報償費も10分の1ぐらいになっているというあたりがちょっと気になっております。もう少し昨年度との違いとか、詳しくお願いできますか。

○三鬼福祉保健課長 御説明を申し上げます。

健康増進事業につきましては、ちなみに前年度の予算が3,235万8,000円、本年度は2,159万7,000円でございます。大きく変わったところは157ページでございます委託料の健康診査等委託料、これにつきましては前年度が2,711万9,000円ございました。これにつきましては、昨年というか、今年度実施しております健康増進計画策定業務がこの委託料の中に項目として含まれていたということもございまして、それが600万円余りでございます。

あと、健康診査等委託料につきましては、紀北医師会と先ほどの国保にもございました重症化予防対策に特化した形もしております、それにつきまして業務を精査した感じで、正直なところ、予算額に対しての執行率が少し芳しくないというところもありまして、事業の精査をした結果、より精度の高い予算とさせていただいたものが一つの要因でございます。

あと、健康づくり推進協議会につきましては、本年度がことし策定委員会ということで回数が多かったことも含めて、次年度につきましても健康増進に取り組む姿勢や方針についてはより強化をするという方向を基本にしておりますので、予算の減額ほど内容が縮小されたとか、後ろ向きになったというようなことではございません。

○濱中委員 ありがとうございます。よくわかりました。理解できました。

ただ、がん検診を中心とした健康診査に関しまして、執行率が低いという言葉がやはり気になりますので、使われなかったものを精査していくことも十分大事なことかとは思いますが、もしがん検診の受診率が低いとかそのあたりやと、こういった事業に関しましては啓発の意味も込めて、もっと皆さんに重要性をわかっていたらけるような活動につなげていってほしいなと思うのと、やはり先ほど国保のほうでも重症化予防のあたりで福祉と連携するというふうに聞きましたので、そのあたりが特にがん検診とか、あと、糖尿病のあたりの成人病、生活習慣病あた

りの受診率というか、目標がどれぐらいで、どれぐらいの達成率であるのかということがもし今の時点で聞かせていただければと思うんですけども。

○三鬼福祉保健課長　　目標としましては、現状よりかは上に設定するのが当然ですけど、ことし、平成31年度の目標としましては、企業との連携をより強化なものにして、ことしも企業回りはさせていただいたんですけど、やはり企業の中に入り込んで、企業の従業員さんたちの、職場での受診が可能な方もいらっしゃいますし、雇用形態によっては職場で受けられない方もいますので、例えば職場の近くに検診車を配置するとか、そういうことも含めて今、保健師を中心に計画を練らせていただいております。

特に国保事業の説明にもありましたように、糖尿病腎症の重症化予防も含めて、重症化予防が一つコンセプトになっておりますので、個別にその方に対してアプローチをして重症化予防の教室に参加していただくのも個別計画も計画しておりますので、そういう方向です。

○濱中委員　　啓発ということに関しましては、広域の範疇ではあるかもわかりませんが、介護の関係で認知症予防のところとか、そういったことで啓発活動が結構動きが出てきているようにも聞いておりますので、そういったところの情報をきっちりとキャッチしていただいて相乗りするような形とか、恐らく高齢者特有の疾病なんかに関しましてはそれぞれが別々にやるのではなくて、みんながセットになってやるということは住民の方の興味も引くとは思いますが、ぜひその辺の情報収集というか、情報共有というのを努めていただければと思います。お願いします。

○内山委員　　139ページ、多子世帯支援事業なんですけど、9月の委員会でも少し言わせていただいたんですけど、今のところ、紙おむつと粉ミルク、月額6,000円という利用券で購入できるということになっているんですけど、やはり要望も僕聞いて今発言するんですけど、月額6,000円の中でもやはり赤ちゃんのお尻拭きとか、そういう対象商品の選択肢をもうちょっと広げてもらえないかという話がありますので、ぜひ検討をお願いしたんですけど、どうでしょうか。

○三鬼福祉保健課長　　この事業につきましては、ふるさと応援基金を活用して市の独自事業とさせていただいておりますので、利用者の方が利用しやすいような形で、今委員おっしゃられたような意見も踏まえまして、使用対象拡大するのはその事業の趣旨に合っていれば可能と考えておりますので、今おっしゃっていただいたことも含めて、改正を行いたいと今検討しております。

○南委員長　　よろしいですか。

○野田委員　　何点か質問させてください。

125ページの介護給付・訓練給付費のところなんですけれども、先ほど課長の説明で21種類のサービスということで、扶助費のところの居宅介護事業費から障害者・障害児サービス利用等計画費まであるんですけれども、この中でも就労継続支援B型事業費、そして共同生活援助事業費、自立支援医療費、更正医療費等、増額されておるところがあるんですけど、まず、この要因はどんな要因なんですかね。

○三鬼福祉保健課長　　就労継続支援B型というのは、尾鷲市におきましては、代表されるのがゆめ向井工房であるとか紀北作業所、あと、その他市内にも幾つか事業所がございます。

そこに通われている方も含め、そして、近年では紀北町も含めて、固有名詞ではたいきさんとか、そういうところも事業所がふえておりますので、そちらに通われる方がいらっしゃるとふえる仕組みになっております。これは就労継続支援B型といまして、障害を持たれた方が日中過ごす場所で、ある程度の労働をして対価を得て、ゆめ向井工房でも軽作業をされて月数万円の所得を得ておりますが、そういう事業所がB型事業所です。今、やきやまふぁーむさんのように、もう少し収入が高いところがA型という事業所でございます。

ですので、今回は特にB型の事業所がこの1年で新たに新設されたことによって通われる方がふえるので、来年度の予算はふやしてございます。

同じように、共同生活援助事業というのはグループホームのことです。これは共同で生活するグループホームが紀北管内ですと、先ほど申し上げましたようにたいきさんがグループホームを新設されたこともあって、この地域の方がそこに入所される方の数がふえていること、あと、尾鷲市でも障害者対応のグループホームも本年度補助金を支援して行いましたので、そういう形での共同生活支援がグループホームに関する費用でございます。それも事業所がふえたことによってふえております。これも以前からはほかの県内でも遠いところへ行っていた人が近場で生活できるというメリットもありまして、家族の負担も軽減できるというメリットがございます。

最後の自立支援医療費（更正医療費）は、これは基本的には透析患者がふえたことによって、確かに透析の方1名発生されますと約600万円ぐらい医療費がかかります。そして、この自立支援（更正医療）、これにつきまして約800万円ほど前年度予算に比べて上がっているのがこれで言うと、生活保護の方の中でもこの医

療費を必要とする人工透析の患者の方が新たに発生したことによってふえておるのが現状です。

○野田委員　よくわかりました。障害者支援という部分では今後必要な部分かと思っておりますので、ありがとうございます。

それと、127ページの新規事業で障害者サービス利用等計画費と障害児サービス利用等計画費という、今回計上されているんですけども、この点についてちょっと教えてください。

○三鬼福祉保健課長　この2点については昨年の予算書には載っていない事業ですけど、あわせて、制度の名称が変わっただけで内容については変わっておりません。障害者がサービスを受ける利用の計画書をつくる事業で、去年までは一本化されていたんですけど、ことしからは障害者と障害児のほうに2本で分かれるようになりましたので、名称が変わっております。

○野田委員　そして、129ページなんですけれども、老人福祉施設援護事業の中で、先ほど話もありましたんですが、37人を平均にして、養護老人、聖光園の指定管理料の件なんですけれども、37人を平均して尾鷲在住の方を平均した割合でこれが算出されたということだと思うんですけども、452万2,000円というのは昨年度比減少しているんですが、その分はどのような内容になるわけですか。

○三鬼福祉保健課長　定員50人で尾鷲市民37人という計算は、昨年もことしも算出根拠は変わっておりません。

50人いらっしゃっても毎年入所判定委員会を行って、尾鷲市民だけでも10人ぐらい入れかわります。そのときの介護度によって費用の単価が高い人が予算算定時にいらっしゃいますと、昨年のように9,400万円を超える高い算定見積もりになっています。ことしはある程度要介護度が低い、元気な介護度のない高齢者の方が現在多くございますので、来年の見込みとしては低いままの予算で行けるだろうということで減額して算定してあります。

○南委員長　よろしいですか。

○高村委員　ちょっと教えてほしい。

149ページの地方改善事業職員人件費ってあるんですけど、内訳とどういう仕事をしておるのか、わかりやすくちょっと教えてほしいんですけど。854万。

○三鬼福祉保健課長　これ、人件費のほうで、これにつきましては市職員の中でこの事業に従事する職員の人件費を総務課が計上してございますので。

○高村委員　何人ですか。

- 三鬼福祉保健課長　これは1名です。
- 高村委員　隣保館に行っておる人じゃないの。
- 三鬼福祉保健課長　じゃなくて。この人件費につきましては、自立支援系の職員の人件費でございます。
- 高村委員　主に仕事の内容というのは、どういう内容。
- 三鬼福祉保健課長　これは総務課の確認ですけど、自立支援係長が査察指導員として全ての係員のマネジメントもしておりますし、隣保館の運営に関する事業も主に行って、例えば予算のヒアリングとか、全てについてを管轄しておりますので、事務費の総括をしている職員でございます。
- 小川委員　まず、4点聞きたいんですけど、155ページ、予防接種事業というの、風疹対策の抗体検査69万予算がついておりましたよね。あと、風疹、39歳から56歳までやったか、検査ということで、周知するのに対象者には通知されるんですか。
- 三鬼福祉保健課長　新年度におきましては国の施策として風疹の抗体がまずあるかないかの抗体検査を、おおむね国の目安では全国一斉に6月ごろにクーポン券を対象の予定者に発送しまして、まず、抗体検査を受けていただくことから始まります。抗体検査で陰性だった人が予防接種を受けるわけですけど、それにつきましては計画に基づいて年間計画で行っていくことにしています。
- 小川委員　抗体検査を受けていただくの、先ほども市民サービスのところで言わせていただいたんですけど、39歳から56歳といいますとやっぱり働き盛りなので、やはり土日でも受けられるような医療機関と御協力いただくとか、そういうのはこれからだと思うんですけど、それと、市民サービス課の特定健診がありますよね、あのときの特定健診の中にこの抗体検査を入れるとか、そういう工夫はされる予定はございませんか。
- 三鬼福祉保健課長　やはり抗体検査と予防接種と分けて考える必要がございます。抗体検査につきましては基本的に職場での健康診断時にできるとか、土曜日にできるとか、あと、特定健診のときには受けられるようになっています、国の指針で。あと、予防接種本体は、やはり医療機関でないと受けられないということもありまして、土曜日の午前に出向いていただかないと平日お休みいただく以外は難しいかなと思っておりますが、抗体検査につきましては、いろんな場所で働き盛りの方も参加できるように配慮がされております。
- 小川委員　この事業は32年度までやったですかね。できるだけ早よう皆さん

受けていただいたほうがいいと思うので、ぜひそのようにしていただきたいと思うのと、あと、次は145ページ、児童扶養手当のところ、昨年度8,900万ほどあったんですかね。これが8,600万か、減っていますけど、この事業、ひとり親家庭、年間1万7,500円の上乗せがあったと思うんですけど、これも含まれているんですか、これに。

○三鬼福祉保健課長 新制度に基づいて適用されておりますが、対象となる児童扶養手当対象者、あと、中には例えば看護師の資格を得てこれを受けられなくなった、所得が上がった方もみえますので、対象者が全体的に減っているとお考えいただくのが正しいと思います。

○小川委員 上乗せ分は入っておるんやね。

○三鬼福祉保健課長 入ってございます。

○小川委員 次、141ページ、保育所のところなんですけれども、全ての3歳児から5歳児が皆保育園の費用ゼロということで、あと、今までですと給食費も含まれていましたよね、保育所費の中に。今までですと3人目が無料ということで、給食費が逆に負担になってくるんじゃないかという部分があるんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○三鬼福祉保健課長 確かに現在ひとり親家庭の子供さんとか、3人目以降は現在、給食費、主食も含めて無料になっております。この無償化が始まってかえって負担がふえるのではないかと心配されている報道もあるんですけど、先日通知が来た分につきましては、それも含めて無償化、その方たちが負担がふえることはないという旨の通知が来ておりますので、影響はないものと考えております。

○小川委員 1年目は全額国が持っていただけるということで、2年目からは4分の1ぐらいですか、市町が持たなあかんと。今は2人目、3人目も今は持っていますけど、それと比べた場合、どうなるんです。支出が2年目から今までよりふえるのか、減るのか。

○三鬼福祉保健課長 これは国が基本制度として確立しているもので、例えば交付金で31年度は全て賄っていただけますが、32年度以降、国、県、市の2分の1、4分の1の負担になっても、保育を受ける方についてのサービスの基本は、今回国が示されたように、負担は求めないということは踏襲されていくものと考えています。

○小川委員 市町の負担についてどうなのかということを知りたかったんですけど。

○三鬼福祉保健課長 市町の負担については、今後、詳細については示されるというふうなことだけで、1年目は国が全て持ちますということなんですけど、ちなみに尾鷲市の場合、国が示す保護者から集める保育料に対して、実際の保育料が六十数%と低い率でしか納めていただけていないので、今回無償化にすることによって市の負担は、試算したところ、国2分の1、県、市町4分の1の負担にしても、かえって減るメリットが尾鷲市の場合ありますので、尾鷲市にとっては国が全額持っていていただく平成31年度と平成32年度を比べた場合に、負担がふえるという試算にはなっておりません。

○南委員長 会議は4時を回りますけれども、このまま続行いたします。

○小川委員 予算書の135ページ、認知症総合支援事業委託料なんですけれども、ここのところで、こっちの主要施策のほうで。

ケアパスをつくりますよね。ケアパスを利用するということなんですけれども、このケアパス、どこに連絡したらいいかとか、ガイド的なことが書いてありますよね。これ、高齢者の方へ配布するのかどうか。

○三鬼福祉保健課長 ケアパスにつきましては、先日、包括ケアの勉強会でもお示させていただいたように、現在でき上がっております。

現在、地域包括支援センターと福祉保健課の担当職員も認知症の集中支援チームだったり研修会に参加いただいているんですけど、現状では認知症の対応を必要とする方にまずお配りして、今のところ広く、例えば全戸に配布するという段階ではなしに対象である方を優先的にして、あとは窓口にも置いて希望する方には配る形の検討をしております。今のところ全戸配布は考えておりません。

○小川委員 これから包括ケアでもそうですけど、認知症対策というのは大きな柱になってくると思うんですけど、やはり認知症って早期発見、早期治療というのは大事で、もう5年たつと本当に重症化してしまうというのがあるので、気づいてもらうという部分で、家族の誰かが気づくということで、やっぱりこういうガイドブックみたいなのを70歳以上とか75歳以上の家族には配布しておく、そういうふうにしたほうが早期発見しやすいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょう。

○三鬼福祉保健課長 現在、65歳以上の高齢者宅には1年に1度民生委員さんが緊急連絡カードといいまして、災害時や病気の緊急時にどこに家族に連絡したらよいかとか、例えば緊急時にはここに連絡するのですよという事業所を記載したファイルをお配りしているんですけど、そのときに、例えばですけど、緊急通報装置

の案内とか、ひとり暮らしに役に立つサービスをここに案内してもらっていますので、そういう機会に例えばその概要版みたいなものを配るとか、全て冊子で配るとなかなかページ数も多くて見にくいという意見もありますので、例えばこういう困ったときにはこういうところに相談するんですよという、そういう概要版を現在、次回の配布時まで、いろいろ要望があるんです、今おっしゃっていただいた認知症に関するものとか、それ以外の介護情報ももう少し高齢者宅に届けたらどうかという意見もありますので、民生委員さんが1年に1度必ず高齢者宅を伺う機会がありますので、その機会を生かして、今おっしゃっていただいたようなことも検討したいと思います。

○小川委員　　以前、包括支援センターとか、包括ケアシステムとか、言葉がありますけど、アンケートをとったときに包括ケアシステムというのは全然わからない、聞いたことがないという人がほとんどなんです。それで、包括支援センター、あれもほんまにさっぱり何をやっているところかわからない。この間も言いましたけれども、サブタイトルでよそに行きますと高齢者安心相談窓口とか、そういうのをやっぱりつけるべきだなと思うんですけど、予定のほうは、社協のほうはやってくれるみたいなことを言っていたんですけど、どうなんでしょう。

○三鬼福祉保健課長　　確かに現在、福祉保健センターの入り口に、子育て世代包括支援センターと地域包括支援センターと二つ看板が掲げてあって、そちらには高齢者の相談窓口ってサブタイトルは同じボードに書かせていただいているんですけどなかなか浸透しないということもあって、地域包括ケアシステムがどういうものを目的とするのかというのは、社協がことし始めた事業を、地域支え合い事業という名称でしていただいたように、やっぱり地域の支え合いが昔は当然のように、近所に若い人がいて、家族がいて、支え合いながら生活してきたので今のような問題が少なかったと思うんですね。

　　今後はやっぱり地域包括ケアをどのように進めるのかといったときには、支え合いというキーワードも大事かなと思いますし、今おっしゃっていただいたような地域包括支援センターの愛称も含めて、社協と今後も詰めたと思います。

○奥田委員　　予算書123ページなんですけれども、在宅介護事業の中のじん臓機能障害者通院交通費補助金26万円、ちょっと細かい話なんですけど、これも1割減という形で、28万8,000円が26万円になっているんですけど、これはどう理解したらええんですかね。透析患者が減ったのか、それとも補助金を申請する方が減ったのか、減るという見込みなのか。その辺、どう理解したらええんでし

ようかね。

○三鬼福祉保健課長　これにつきましては、今回市の財政健全化委員会も含めて補助金の見直しをしたときに、1カ月2,000円の補助額を1,800円、2割、1割、1,800円に改正させていただきました。それによって、患者数はほぼほぼ微増か現状維持なんですけど、そういう形で計上させていただきました。

○奥田委員　でも、これもせこい話ですね。こういう弱い人のところへまずやるというのは僕はどうかと思うんですよね。どうなんですか。

それと、この補助金の申請もおかしいですよ。どういう申請でしたっけ。すぐ申請しないと、ちょっとでもおくれたらもらえないんですよ、たしか。もらえない人もいないんじゃないですか。もらえない人もいない中で、減額してしまうというのはいかがなものかなとも思うんですけど、その辺、課長、どう考えます。申請時期は短いですよ、たしか。どうなんですか。

○三鬼福祉保健課長　委員御指摘の当時つくられた要綱に基づきますと、先日も窓口であったのですが、申請時期を過ぎていてもらえない方もいらっしゃるのも把握しております。

それも含めて、今回2,000円が1,800円になったところも含めて、各市の状況や、確かに一定の回数以上透析患者の方は通院されますので、それに関する補助という観点から、見直すべきか見直さないべきかという議論もさせていただきましたけど、市全体の議論の中でこれは決めさせていただいたことですし、できるだけ減らさずに済むものであればそれにこしたことはございませんけど、今後どういうふうなあり方が一番制度のあり方としていいのかどうか、それも課内で再検討するように担当の補佐とも話しておるところです。

○奥田委員　こういう弱い人のところを1万とか2万とか削減するより、僕、言ったように、市長の退職金を廃止したらいいんですよ。こんなことをやらなくていいんだから。本当に4年間で1,620万もあるんですからね。年間にしても400万あるので、こんな1万、2万を削減してですよ。

これも僕もちょっと気づかなかったですけど、この前、輪内の方がもらえないという話で、4月から9月の分がですよ、10月10日までに申請しないとだめなんですよね。10月から3月までの分がですよ、4月10日までに申請しないとダメって、そんな短い間に、忘れる人もいますよね、そんなもん、どこにも掲示していないわけですから、病院にもね。

そういうもらえない人もいるという中でですよ、またこれを減額してしまうとい

う。周知徹底もきちっとしていないんじゃないですかね、僕、今はしていないと思うんですよね。だから、もらえないという人も結構いらっしゃるでしょう、もらえる権利があって申請を忘れたという人。そういう中でこういうふうに減額してくるって、僕はいかがなものか、尾鷲市って、そんなにあれですか、冷たいんですかね。弱者の方って申しわけないけれども、本当、冷たいですね。いいですわ。

もう一点だけ、予算書135ページのごみ出し支援事業の補助金ですけど、これも細かい話なんやけど、8万7,000円で、13万円あったものが4万3,000円削られているということで、これもごみ出し支援とかも十分だという判断なんですか、どうなんですか。

○三鬼福祉保健課長　いえ、これは計上の数値としては下がっていますが、これは福祉保健課としてはどんどん進めていきたいと考えています。

というのは、今、三木里地区でしか現在利用はされておりませんが、先日も包括ケアの勉強会で御説明したように、九鬼は支え合いの協議体をつくって自助努力でやっていこうか、まずは補助金活用ではなしに、会費制の運用の中でやっていこうかという考えのところもありますし、ですので、今回三木里地区だけが現在利用いただいているのですが、市としては補助金の枠を確保しておいて、こういうサービス利用もありますよという中で、独自でされるところについてはその自主性を尊重して両輪でやっていくのが一番いいかなと思って、進める方向でいきたいと思っています。

○奥田委員　いや、進める方向って言いながら予算を3分の1削っているんですよ。やっておるわけでしょう。言っていることとやっていることが違うじゃないですか、全然。違いますか。これは課長の責任じゃないかもしれないけれども、市長の方針なのかもしれないですけどね。言っていることとやっていることが違うじゃないですか、市長、どうなんですか、これは。

○三鬼福祉保健課長　実際、この執行率が相当昨年度の予算に比べて低かったのも事実です。包括ケアを進める元年として平成30年度は相当の金額を積んだんですけど、不用額が余りにも出たので、今回はそのほかに家族介護の用品の給付費とか、食の自立といたしまして配食サービスの希望者がふえたこともあって、おのずと紀北広域連合からいただく予算に限りがございますので、そういうことも踏まえて余っているところを少し削った結果、ごみ出し支援事業の予算額が減ったと御理解いただきたいと思います。

○仲委員　2点ほど質問したいんですけど、主要施策の予算の概要の24ページ、

それから、予算書で135ページの生活支援体制整備事業委託料、これ、一般質問した経緯もありまして、生活支援体制整備事業829万3,000円ついているんですけど、30年度から31年度、2カ年目ということで、これは広域連合からの委託で尾鷲市がさらに委託するという事業と理解しておるんですけど、これからの継続性の見込み、広域連合ですから変わりはないかわからんですけども、あくまで保険料の中の一部であるということもあるので継続性の見込みと、2年目ということで、委託事業でもありますけど、仕組みづくりの実績と成果は求められるのか。

それから、広域連合のほうにもどういうふうな事業効果があって、成果があったのかというようなことが報告の義務があるかということ、まず1点、お願いします。

○三鬼福祉保健課長　　まず、1点目につきましては、紀北広域連合は介護保険事業計画を3年間の期間で定めております。3年間ということは、この事業は基本的に3年間の予算は確保されているんですけど、次期介護保険事業計画策定時に国のほうがどういう、言うたら大きな方針を出してくるかによって詳細が変わることが考えられるんですけど、今回、地域支援事業の（包括）というのが、その前に予算書の133ページにもありますように、（総合事業）（任意）（包括）と3本柱で来ています。

主に総合事業というのは、介護予防体操を始めて元気な高齢者が元気のまゝいてくださいというのがこの事業で、あと、任意は、市独自で配食サービスとか、一歩踏み込んだおむつ券とか、そういう事業もしてもいいですよ。そういう事業が基本だったのですが、根本的に包括ケアシステムを構築する上で、生活支援体制整備事業は最重要項目に位置づけられていると私たちも考えています。

広域連合もここがどこまでできれば満足かというのは個人差はあると思うんですけど、こういう動きを続けていかないといつまでたってもこういう仕組みが行政指導だけではできませんし、行政がお手伝いをすることによって地域で持続可能な仕組みを、支え合いですね、地域の支え合いが普通にある地区を一つでもふやすことを目指さないと、特にこういう過疎化の地域は元気がなくなってしまうので、福祉保健課としましては、広域連合と今お話ししている段階では、次期計画においても重要項目として位置づける方向でというふうに理解しております。

○仲委員　　この事業、仕組みづくりというところが一つ難点がありますので、各地区において今後の一つの問題点として、どこまで仕組みづくりを進めるか、それは十分に社協さんとの話は詰めていく必要があると思います。

もう一点、主要施策の29ページ、予算が147ページですけど、生活保護一般

事務費の被保護者就労支援事業委託料、これは委託料ですけど、多分社協さんだと思うんですけど、主要施策の中に就労、稼働能力判定会議の開催とあるんですけど、判定会議がどのようにされておるかということと、専門職が入っておるかということと、それから、これ、本来なら生活保護の中ですもんで、委託事業ではなしに市直の事業としてはできないのか。国の負担金の制度上、できないものかどうかというののお答えをください。

○三鬼福祉保健課長 事業を御説明いたします。

これにつきましては、先ほど御説明した生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者として社会福祉協議会に委託してある事業の事業項目の一つでございます。なぜ被保護者、市が管轄している保護者の就労支援を社協に出すのかという話だと思ふんですけど、基本的にはやっぱり尾鷲市においては生活困窮者、もともとの計画は生活に困り出した、例えば病気とかトラブルとかで働けなくなって公共料金が滞納し始めたとか、困っている初期段階で適切な手を差し伸べることによって、そのままずると生活保護に陥らないようにというのが国の目的です。

それを委託する先として社協と今共同でやっているんですけど、この生活困窮者自立支援事業の初期相談については、非常に今のところ効果を上げています。見受けられます。一旦保護になって、その方が就労として復活するののかというのは、年二、三件ぐらいしか正直ございません。というのは、やっぱり一旦保護世帯になってしまいますと就労に復活する方は若い年代で、例えばけがとか病気が治って復活する方はいらっしゃいますけど、それ以外の例えば抱えている問題によってはなかなか復帰できないこともあります。

ですけど、これは社協と市が一緒になってやっていくことを前提として支え合っておりますので、あと、市でできないのかという事業についてですが、この事業を選ぶのは生活困窮者施策とセットで事業委託するということの財源ですので、市だけである場合は、基本的には市の普通の仕事の中でしてくださいという話になってしまいますので。

○仲委員 本来は、僕、ケースワーカーの相談の中の中身だと。言うたら家庭訪問の中でやはり生活実態を見て、働く能力があるかどうかという判定もケースワーカーの一つの仕事だと思ふんですね。制度上、そういうことの仕組みがあれば、逆に被保護者以外の部分についても直にやれるかどうかという検討はやっぱりなされるべきじゃないかと思ふんですけど。これは、返事、よろしいです。

○楠委員 それでは、予算書の117ページから121ページにかけて。

今回、社会福祉一般総務費は指定管理を外しましたよね。外して、去年の予算よりはほとんど変わらないというところで、実際に細節のほうで細かい委託料がふえているんですけど、実際、指定管理を外したのと今回の予算がほとんど変わらないということは何の効果があったのか、その辺を検証した上で予算設定しているのか、確認します。

○三鬼福祉保健課長 御説明申し上げます。

福祉保健センターの指定管理制度につきましては、通常の指定管理とは少し異なる点が1点ございまして、というのは、前年度の指定管理料の中には人件費は含んでおりません。管理費のみが計上されておりました。

今回、管理費といいますと年によって、例えばエアコンの修繕が3年置き、5年置きとか、ある程度の金額が必要な、大分主要な部分のメンテナンスが隔年でございます。ですので、例えば平成29年度は指定管理料が1,921万7,000円でした。平成30年度では1,672万円でした。この300万円の差は施設管理のメンテナンスの差なんですね。水道光熱費とか管理における費用は一切ほとんど変わりませんので、そういう観点から福祉保健課としましては、指定管理料を見直す観点としては、指定管理料の中には人件費は含まれていないけど、福祉保健センターの指定管理を行う社会福祉法人の中ではこれに携わる人の労力があるはずなので、その分を社会福祉協議会への運営費補助金の中から減額させてもらいますということをお同意の上、それにおきまして150万円ほど社会福祉協議会の運営費補助金の中から指定管理に携わる方の人件費として削減させていただきました。

また、社会福祉協議会がもちろん社会福祉法人として保健センターの中で業務をしている中で、市が補助を行うべき事業と社会福祉協議会が独自でやっている事業の中で水道光熱費とかそういうのも応分の負担をいただくべきところがございますので、そういう精査をさせていただいて、これで150万円ほど。あと、市に移ったことによって入札による差額を、まだ予算の中では見込めていないですけど、あと、市における管理を徹底することによって55万円ほどの経済効果を見込んでおりますので、今のところ360万円ほど指定管理から直営管理に改めたことによって経済効果が生まれるということを予算の査定の段階で財政当局と説明して、今回の予算を計上してございます。

○楠委員 ということは、去年の5億5,200万、今年度の予算要求が5億5,500万、その300万の差のことを言っているんですかね、現実には。最終的には決算でいろいろ出てくるんでしょうけど、31年度についても。

○三鬼福祉保健課長 楠委員おっしゃられるのは、社会福祉一般総務費の117ページの5億5,500万の数字ですね。

○楠委員 そうそう、トータルね。

○三鬼福祉保健課長 これを比べますと、逆に去年よりかは300万円ほど当初予算ベースではふえているので、比べるところは、申し上げますと、121ページにございます社会福祉協議会の運営助成金は、昨年は5,459万8,000円でした。これが4,971万6,000円のように約500万円近く減っていると思います。その中には先ほど申し上げました指定管理を担っていた職員の人件費分145万円分の削減と、あと、社会福祉協議会がうちが補助している事業以外に行っている事業に使う水道光熱費、それはもちろん法人で負担すべきものというふうな相互の理解の上で減らしたものが155万円、そういうふうにしてここだけでも、この要因のうち300万円ほどはそういう要因で減らしてございますので、確かに117ページの5億5,500万円の中にはちょっとほかの要因もございますので、これの数字の差だけでは比べられませんが、個々には説明できる内容となっております。

○楠委員 じゃ、次なんですけど、129ページ、在宅援護事業の中のシルバー人材センターの運営補助金284万7,000円を支出しているんですけど、結構シルバーの方も一生懸命草刈りとかをやってくれていますよね。補助をしている団体が個人の家にも要望があったら草刈りをしているんですけど、民間の方とのいわゆる時間当たりの単価とか半日の単価が、当然補助を受けている団体と個人営業者とすれば、経費を考えれば全然話にならないんですけど、この運営の補助のあり方もちょっと検討しないと、1個1個間違えると民間の事業を圧迫しているようなことになりかねないということで、いわゆる平準化した単価とか、そういうものに持っていかないと、個人事業だとか、ある程度団体でやっている方なんかはちょっと生活が苦しくなっているような状況をいろいろ聞いているんですけど、この辺はどうでしょう。

○三鬼福祉保健課長 シルバー人材センターの運営方法につきましては幾つか議論があるんですけど、やはり現在9%前後の事務手数料も含めてシルバー人材センターは運営の資金としております。

仕組みとしては284万7,000円、市が補助すると同額が国からも補助金として出て、あとは、売りに伴う経費、プラス9%の事務費収入をもとに、事務員の賃金だとか消耗品を運営しています。

近年は、社団法人ということもありまして、できるだけプラスマイナスゼロを目指して運営をするように取り決めがございます。最近は少し数十万円の赤字で自己資本金が目減りをしておって、運転資金に困窮する状況が続いているというふうに、私も理事会へ出席しておりますので理解しております。

その上で、どこが民業を圧迫しない一つのラインかといいますと、やっぱりこれは高齢者の雇用支援というふうに補助金も国が出しているように、高齢者の技能と生きがいづくりを目指して高齢者の就労を支援するよという一つの方針があつて、その中で、全国シルバー人材センター協議会が一定の利用料金の目安を定めておつて、その範囲でさせていただいておりますので、例えば著しく安い料金でどこかの業種のことを圧迫するとか、そういう仕組みにはなっておりませんので、ただ、一つ派遣法の規定がございまして、二十数%の手数料をとるとお客様からの注文が来ないということもあつて、シルバー人材センターの業務内容は一部限られているところもあるのですが、それによってなかなか売り上げが拡大しなくて運営が厳しいという状況も聞いております。

○楠委員　確かに運営も大変なんでしょうけど、基本的には今いろんな地域の中に草刈りとか立木を切ってくれたりする人も、基本的にはシルバーにいらっしゃる方とほとんど年齢が変わらないんですよ、尾鷲市の場合は。それを考えたときに、もう少しやり方を考える必要があるんじゃないかなというふうに思うのでぜひ、財団ということもあるんでしょうけど、基本的な考え方を早目に改めて、やはりワークシェアリングじゃないですけど、バランスよくいろんな方が、まちづくり、まちをきれいにするというのを、同じ目線なので、ぜひ格差のないような方法を考えてもらいたいと思います。

○三鬼（和）委員　地域支援事業というのか、この中で配食であるとか、予防というのか、それはわかるんですけど、この事業の根幹は尾鷲市においても通所型の予防サービスというのか、それを充実すべきだと思うんですよ。これ、介護事業所さんがやられておるのは、それはそれでやっていただいたらいいと思うんですけど、例えば尾鷲の地形から見て、まちが周辺部ブロックになっておる中では介護施設がないところもあるわけじゃないですかね。

そういったところを中心に、一般質問なんかでも地元の人には了解を得ていないけど、三木里小学校でみんなが高齢者の食事ができたりとかというの、そういった形も一つだと思うんですけど、これらについて、市の現状はどうなんですか。事業所じゃないところがやっておるこういった通所型の予防サービスが充実してきてお

るのは、私は在宅介護は別にしてでも、予防サービスの根幹はこれだと思うんですけどね。この取り組みが進まないとな整体的には定着していかないんじゃないかなと思うんですけど、どうなんですか、これは。

○三鬼福祉保健課長　　そうですね。133ページの中ごろの一般介護予防事業委託料2,032万3,000円のことだと思うんですけど、これにつきましては市内の介護事業所に介護予防教室を委託しまして、年間延べ3,000人ぐらいの方がその介護事業所に通って介護予防体操なりをして健康を維持しているという事業です。

それ以外にも今おっしゃられたようにコミュニティーセンターを活用して市の保健師たちが出向いて、スクエアステップといいまして、升目をリズムよく踏んで認知症と足腰を鍛える予防運動とか、そういうものが最近三重大と中部電力の協力で広まってきておりますし、それ以外にも独自で介護予防体操を行っていただいている方、例えばヨガ教室も含めて、そういう方の支援についても今後考えていくような形はとれています。

ですので、やっぱり介護予防教室がベースとなって、まず、家に閉じこもらずに出ていただく、出た先で体を動かして心も体も元気に持続していただくということが、この地域支援事業、介護予防事業の一つの柱ですので、今後も今おっしゃったように、介護事業所以外の場所、コミュニティーセンターを初め、例えばあき教室の利用がその地区にとってどういう形ができるのかどうか、それも検討する必要があると思っています。

○三鬼（和）委員　　今言ったように、委託しておる事業とかそれは理解できるのでよくやっていると思うんですけど、例えばプログラムをつくらなくても裁縫が好きな人であるとか、いろんなもん、自分の得意なものを持っておる人が出てきて、それをやっておるだけでもかなり予防になるし、また、それを第三者に教えたりとかとすることによってそういった心と体の健康の維持というのが、私はそんなに難しいプログラムを組まなくてもそれが一番いいので、家の中でこれまで核家族になる前にやっておったこととか、じいさん、ばあさんが孫に教えたりとか、そういった形を逆につくるということか、それで、これを教えてほしいとかというやりとりが心身ともに予防になるのではないかなと、それしかないんじゃないかと。もともとそうやってきたわけですから、それが核家族化して全然になって、それで、特に周辺部になると高齢化も高いし、ひとり住まいもふえてくるわけじゃないですか。

ですもんで、プログラムを組んでそれを考えてそこへ来てくれるか来てくれやん

かということよりかも、気楽にやっぱり家から出てきていただいてやるというのを定着していくほうが、私は急がば回れじゃないかなと思うんですけど、そういったことの取り組みはどうか、市として、今後。

○三鬼福祉保健課長　　今おっしゃっていただいたのは子育て支援の一つの取り組みで、老人クラブ連合会にお声かけして、例えば三木浦地区ではコミュニティーセンターで昔の遊びを個別に週に定期的に教えてもらったり、お手玉のつくり方とか、いろんなつくり方を高齢者の方にしていただくことによって双方にメリットがあると思うんですね、教える側にも教わる方にも。

ですので、今後、特に地域包括ケア全体を構築していく中で、高齢者の集う場所、イコール、子供たちの集う場所、地域の方が集う場所として、そういう仕組みをつくっていかないと長続きもしませんし、誰か声かけする人がいないと始まらないような事業ではどこかでとまってしまいますので、ここを仕組みづくりとして、地域の方が中心でありますけど、社協と福祉が中心となってお手伝いすることによって、そういう地域独自のつなぎ方、世代間交流のあり方も含めて引き出していきたいと思っています。

○三鬼（和）委員　　私、広域のほうの連合のほうにも議員として派遣させていただいておる中で、介護制度そのものが結構ふらついておるわけじゃない。当初の見込みよりかも国は間違ったわけじゃないですか。人件費につけても要介護をふやしたりとか、そういったことで。財源的に、これ、市から広域へお金を出して、国等からもあろうかと思うんですけど、そういった中で、またその金を持ってきてシステムづくりとかとすると、そちらがふえてきてまた市が拠出金もふえるわけでしょう。尾鷲市みたいなふらついておるところなんかは自力でやるということを考えていかなんたら、そういった補助金とかそんな制度がある中での物事を考えるんじゃないかと、やっぱり独自の介護予防なり、長寿社会に対応するようなまちづくりというのをせなあかんのじゃないかなと思うんですけど、どうなんですか。一般質問になってくるのでこれでやめますけど。

○三鬼福祉保健課長　　そうですね。やはり今おっしゃっていただいたことも含めてみんなで考えないとこれは進みませんので、おっしゃっていただいたことを参考に進めたいと思います。

○奥田委員　　ちょっと教えてください。

障害者の方への補助金なんですけど、障害児療育等支援事業補助金というのが去年は130万あったんですけど……。

○南委員長 何ページですか。

○奥田委員 これ、ないんですよ。ことしはなくなっただけです。去年は130万あったんだけど、ゼロになっておるんですよ。

それから、障害者グループホーム緊急整備事業費補助金というのも、これ、去年は1,500万あったんだけど、ことしはないんですよ。これはあるんですね、障害児保育事業費補助金、これはありますけど、去年は4,000万ぐらいあったのがことしは3,400万ぐらいしかないんですけど。ことごとく補助金が減っているんですけど、この理由をちょっと教えてほしいんですけど。

○三鬼福祉保健課長 3点御説明いたします。

まず、障害児保育は尾鷲市も子育て支援係を開設して、一つの柱として、発達の支援に必要な児童を支援していくというのを柱に掲げております。その根拠は紀北町と合同で策定しました紀北地域障害者福祉計画の柱の中に、雇用の拡大と住まい、グループホームの充実、3番目に障害児の支援というふうに、障害児の支援を柱の一つに据えております。

尾鷲市は、ことし、保健師1名を津のほうに半年間派遣させていただいて、CLMという三重県が開発した子育て、発達のプログラム研修もさせていただいて、今各保育園、各幼稚園を回って発達支援をさせていただいています。そういう意味からも、将来の目的としては障害児の早期支援によって、例えば小学校に上がったときの介助員を必要とする子供が減るとか、そういうところを目指しております。

ですので、障害児保育の3,900万が3,300万に減ったのはそういう効果も見込んで、配置人数が減らせたらということも含めて減っているんで、基本的には人数をふやすのよりか効率よく発達支援を行おうということで、3,900万円の予算が3,300万円余りの予算になっているというふうに御理解ください。これは進めていく効果を一つ期待してのあらわれです。

もう一つ、1,500万円の障害児グループホームの支援につきましては、ことしは計画がございましたが、来年は計画も民間からの要望もございませんので、計上は平成30年度限りでございました。これは市内に重度障害者が入所できるグループホームが完成しましたので、それにつきましては補助金ですので、31年度は計上してございません。

最後、130万円の児童の療育の補助金は、福祉保健センターですまいる教室という療育教室を現在行っているのですが、今までは三重県の委託事業で行っていた事業が三重県の事業の見直しで委託先が尾鷲社協ではなしに違う地区の法人にかわ

りますので、事業の継続は行うのですが、お金の仕組みが変わりまして、今までは三重県からの委託料と尾鷲市と紀北町から約130万円ずつの補助金を使ってすまいる教室と医療教室を行っていたのですが、今回からは、31年度からは別の予算で、社協の予算も活用しながら継続することで今お話が進んでいますので、事業がなくなるというわけではこれではございません。

○奥田委員　そうすると、これを見ると2,000万ぐらい削減されておるんですけど、サービスの低下ということはないと、障害者の方々へ、弱い方に対するサービスの低下を招くということはないということですよ。

○三鬼福祉保健課長　低下を招くことは考えておりませんし、むしろ、進めていかなければいけないと考えています。

○野田委員　一つ、137ページの、途中まで聞いていて、あとを聞かなかったんやけれども、3款の民生費、2項児童福祉費のところの児童福祉職員人件費のところなんですけれども、これが前年度と比較して倍になっておるんですけども、どういう形で人員の投入というか、注力したということなのか、そこら辺を教えてくださいたいんですけども。

○三鬼福祉保健課長　これは総務課の範囲ですので、私が答えていいのかどうか分からないんですけど……。

○南委員長　答えてやってください。

○三鬼福祉保健課長　恐らくならば、去年、当初予算を編成したときには子育て支援係がなくて、児童担当は高齢者・児童係というところにいる職員が担当しておりましたので、人数が多くございました。ことしは30年4月に福祉保健センターに子育て支援係ができ、健康づくり係ができ、健康づくり係に所属していた保健師が内部異動で子育て支援係に移ったこともありますし、人員のバランスが変更になりましたので、総人件費は福祉保健課は昨年もことしも変わっておりませんので、どこで計上するかというバランスが変更したものと理解しています。

○南委員長　わかりました。他にございませんか。

○濱中委員　予算のことが皆さん出尽くしたなら、1点、よろしいですか、議案絡みで。

○南委員長　いや、まだ議案があります。

それでは、当初のほうは終わって、次に、指定管理のほうの説明を求めます。高齢者福祉サービス、議案27号ですね。

○三鬼福祉保健課長　現在通知させていただきました。議案第27号をお願いい

たします。

議案第27号は、尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定についてでございます。

議案の内容としましては、尾鷲市曾根町にございます輪内高齢者サービスセンター、施設の名称、輪内高齢者サービスセンターを指定管理者として、所在地、三重県尾鷲市栄町5番5号、名称、社会福祉法人、尾鷲市社会福祉協議会、代表者、会長、出口隆久さんに指定するものでございます。指定の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

これにつきましては、以前、指定管理制度の改革のときにお示したように、今回1年間継続する中で、今後の利活用方法についても検討することを条件に1年間の指定管理申請をお願いするものでございます。

以上でございます。

○南委員長　これは、27号はよろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　これで全ての議案審査は終わります。

濱中委員、その他のその他ということで。

○濱中委員　その他というか、実は今回この議案を調査しておる中で気がついたんですけれども、実は条規類の中で、尾鷲市のホームページに載っている条規類集の確認をしていたときにたまたま福祉の項目で見つけたものですから、この際ですのでちょっと指摘させていただきたいなと思いますのが、実はこのホームページから行く条規類集というのは条例、規則、あと、要綱なんかも載っている部分がありました。

その中で、福祉の項目の中で、今あるのがおかしいなと思うような要綱が残っていたりしたんですね。私が1点見つけたのが、在宅重度身体障害者及び高齢者デイサービス事業実施要綱というものなんですけれども、これ、介護保険法ができ上がったころにつくったものであるのが年度として確認できているんですけれども、ホームページにこういう条規類を載せるに当たっては、やはり市民の方であるとか、幅広くいろんなものを確認しようとして見るのがございます。

私が不用だろうなと思う思いで言っておるんですけれども、例えば福祉のこれというふうにあるんですけれども、ルールが全然ばらばらであると、条例と規則だけでなく要綱までいっているところもあれば、本当に条例、規則だけで終わっている部分もある。

それをこの際ですのでぜひ統一していただくことと、不用になったものがいつまでも残っておるのはきっと見直しもされずにこのままおったんやろうなという気がしましたので、そのあたり、副市長、こういう条例の管理をする上ではやるべきことかなと思うんですけど、御意見、伺えればお願いします。

○藤吉副市長 おっしゃるとおり、法律の改正とかで本来削除しなければいけないような要綱が残っているという部分もあるというのは少し思い当たるのがございますので、さっそく全庁的に市の持っている法令について一度チェックさせていただいて、不用なものについては早急に削除させていただきたいなと思います。

あと、委員おっしゃられる条例、規則、あと、要綱という部分は、それぞれ法大系のところを見てみないと統一というのができるかどうかというのは今すぐお答えできませんので、それも含めて、これについては検討ということできさせていただきたいなと思います。

○濱中委員 1点確認したいんですけども、条規集というものに関しましては各課によって担当しておる条例があるということは理解するんですけど、これを総合的にマネジメントするのはどこの課の役目になりますか。

○藤吉副市長 一応法令の関係は総務課が庁内では一括という形になります。

○濱中委員 そこで一括マネジメントする課があるのであれば、やはり年に1度なのか、2年に1度なのかはわかりませんが、そういったものがきちんと正しく載っているかどうかということの検証はやってええのではないかなという気がするんですけども。

今回見つけたという要綱に関しましては不用なんですよね。ちょっと説明していただければ。

○三鬼福祉保健課長 今回御指摘いただいたものは、在宅の重度の身体障害者の方や高齢者の方が今でいうデイサービスを利用するときに過去の措置という制度であった時代の要綱が、平成12年4月に介護保険法ができたときに改めているんですけど、その後に、平成15年に障害者自立支援法ができたときになくすべきだったものなのかなと考えています。

今は介護サービスも障害者サービスも介護保険法と障害者総合支援法という法律に基づいて、本人と事業者の中で契約で成り立ちますので、市が措置するサービスはないですので、これは今御指摘いただいたように、大変申しわけないですが、もっと早く気づいてなくしておくべきだったものと理解します。

○南委員長 わかりました。

○三鬼（和）委員　先ほど副市長は複数であるかごとく答弁したんですけど、あるんですか、まだほかにも。

○南委員長　だから、しっかり検証を再度していただいて、統制できるようによろしく願いいたしたいと思います。

これできょうの審査を終わります。

長時間にわたって御苦労さんでした。あすは、環境と水産商工、行きたいと思えます。

終わります。ありがとうございます。

（午後　４時４８分　閉会）